

十九、昨年南北兩市に於ける錢莊業者中公估局にて鑑定したる馬蹄銀の量目を變じて利を占めたるものあり。是れ當に公估局の名譽を毀損するのみならず、吾同業者の信用をも失墜すること甚大なり。故に將來此の如き行爲ありたるものを指示し來りたるときは罰金二百兩を課し、一半は之を發見人に賞與し、一半は之を公益事業に投ず。

二十、他地同業者及當地に於ける得意先に對する兩と弗との換算率は豫想相場によりて定むること昨年と異なる處なし。

二十一、外國銀行と現銀受渡をなす場合には送り狀と馬蹄銀の數量と符合せざることあり、かゝる場合には最初送り狀を發行したるものに追求し重きによりて處罰す。

二十二、錢莊同業者に於ける手形代理拂渡時間は午後二時を以て限とす。只商人が自己の取引錢莊に向け發行したる小切手其他の支拂命令等にして前以て小切手若干を振出したる旨取引錢莊に通知せざりしたため支拂を拒絶せられたる場合には是を振出人に返還するは午後六時迄とし任意遅延す可らず。

附記 本篇は大正七年東亞經濟研究第二卷第三號及第四號に掲載せしものに多少の補修を加へ、更に爰に掲げたるものに係れり。従て或は最近の實際と符合せざる點あるやも計り難きも、訂正は姑く後日に之を譲らん

参考書

- S. R. Wagel, Finance in China, 1914.  
 Chinese Currency and Banking, 1915.  
 H. B. Morse, The Trade and Administration of China, 1913  
 Vissering, On Chinese Currency, the Banking, Problem, 1914  
 Grosier, General Description of China, 1795  
 J. Edkins, Banking and Prices in China, 1905  
 Woodhead, The China Year Book, 1921—2.

## 第六章 外國銀行の特種業務

支那に於ける外國銀行の營業は、預金貸付爲替地金銀の賣買及兌換券の發行等一般銀行業務を行ふものなるも、其間多少特種の事情なきに非ず。殊に貸付、地金銀の賣買及爲替に於て然りとす。因て以下此等三業務に就き叙ぶる所あらん。

### 第一節 特種貸付

貸付は信用貸付と擔保付貸付との二種あること、他國に於けると異なるなしと雖も、就中信用貸付多く行はる。是れ支那商人の對人信用を重んずるの致す所にして、銀行としても亦た便宜とする所なり。蓋し商品を擔保とする貸付は、爲替相場の變動甚しき支那の如き土地に於ては、頗る不安なると共に、商品の評價も亦た困難なればなり。信用貸付として從來重要なりしは、上海漢口等に於ては既に支那の舊式銀行を述ぶるに當り詳にせし如く、彼の錢莊に對する Chop Loan (拆票) なりしも、今や殆ど行は

るゝことなし。

外國銀行の一般擔保付貸付として、近來倉庫會社預り商品に對し貸付を爲すことあるも、未だ多く行はれず。最も多く行はるゝは荷爲替なりとす。支那に於ては一般倉庫會社の外、各汽船會社は多く自ら棧橋及倉庫の設備を有し、輸入貨物の陸揚荷捌に便する外、一定の保管料を徴して貨物保管の業務を営めり。且倉庫收容力に餘裕あるときは、他社船も自船同様棧橋に繋留せしめ、輸入貨物を陸揚保管し、棧橋料、陸揚費及倉敷料を徴すること、恰も船渠會社の營業に類せり。

蓋し支那は水運の便良好なるより、夙に國內河川及沿海の航運業發達し、各船舶業者は樞要の地を擇びて繋船場及上屋を設備して、貨物の陸揚保管及販賣に便したるものゝ如きが、殊に英國式税關制度の實施せられ、更に保税倉庫制度の成立せらるゝに至りては、海運業者と陸揚保管を業とするものが同一經營に屬するときは、其取扱業者を異にするに比し、貨主の利益は安全且確實に保證せられ、貨物に對する損害も自然輕減せらる可きより、船舶業者間の競争は、益々其陸上設備をも完全ならしめ、

陸揚保管業をも兼營せしむるに至りたるものなるが如し。而して此等倉庫業者が其保管貨物に對し發行する證券を Landing Account と稱し、一片の保管證書に過ぎずして、法律上の所謂倉庫證券の如く物權的效力を有することなく、單に寄託行爲より生ずる寄託物返還の義務を規定せる債權的證券に止まり、單に倉預り證とも云ふ可きものなり。通例貨物輸入業者が輸入貨物陸揚後直に此が處分を爲さず、時機の到る迄之を倉庫に藏置せんとするときは、輸入手續を了したる船荷證券又は引渡指圖書に白地裏書の上、倉庫業者に提供して倉預り證の發行を請求するものとす。倉庫業者は右請求と共に、該證を作製し、出庫證 (Delivery Order) と共に交付す。輸入業者は何時にても該出庫證を以て貨物の全部又は一部の引渡を受くるを得るものとす。出庫證は無記名式なるを原則とし、英國に於ける如く指圖書に非ず。而して倉預り證は要式證券に非ざるを以て、形式上一定の要件なく、唯だ單純なる貨物の説明及寄託ありたることを示す可き文句あらば足るものとす。而して貨物の出庫は單に出庫證のみにより爲し得るものと、倉預り證をも共に要するものとありて、倉庫業者により各取扱を異にす。

倉預り證の制度は以上の如く英國のランディング、アツカウントを其儘襲用したるものにして、倉庫證券 (Warrant) の如く裏書に依り自由に讓渡するを得ず、之が讓渡は債務者たる受寄者に通知するか、又は債務者の承諾を経ざる可らざるものとす。而して寄託者は出庫證を以て貨物の引渡を求むるを得るが故に、預り證に依り必ずしも貨物の實在を意味せず。従て預り證の讓渡を受けんとする者若くは之を擔保として債權を設定せんとする者は、先づ貨物の實在を確むるを必要とす。斯く預り證は一片の債權的保管證書に過ぎざれば、其作用倉庫證券の如く十分なる能はざるや勿論なり。

凡そ銀行が此庫預り證を受入るゝ場合は (一) 荷爲替が手形金額支拂の上、附帶貨物を引渡すべき條件の下に取組まれたる場合に、輸入業者の便宜を計り銀行が船荷證券を貸與し通關手續をなさしめ、其終了後倉預り證を提供せしむる場合、即ち換言せば倉預り證を提供せしめて荷爲替の辨濟延期を承諾する場合と (二) 倉預り證を擔保として銀行が貸付を爲す場合となり。前者の場合には必ずしも倉預り證の作製を必要とせず、船荷證券を以てするも差支なきも、多くは英國の慣習に従ひ、船荷證券を倉預り證に改

めしむるを例とす。銀行が船荷證券を貸與する場合には、必ず荷爲替債務者をして保證狀を提供せしめ、該證券に銀行名義の下に保管すべき旨裏書せしむるものとす。倉預り證の形式には二種あり。一は銀行を寄託者とする場合と、一は債務者を寄託者とし、銀行の指圖を待て始めて引渡す可しと爲すものと是れなり。後者の場合には債權者は債務者に對し事實上の留置權あるに過ぎざれば、前形式多きが如し。此倉預り證に對し發行せらるゝ出庫證は、債權銀行の發行したるものなるか、又は其引渡指圖の裏書あるものならざる可らざるや論を俟たず。即ち債務者は銀行に對し一部又は全部の貨物に相當する辨濟を爲し、銀行より出庫證を受取るか、若くは自己の發行せる出庫證に銀行の引渡指圖を得ざる可らず。斯くて債權の辨濟せられたる場合に、此等の出庫證に依り貨物引渡さるゝものとす。以上は荷爲替附輸入貨物に對し、銀行が輸入業者に船荷證券を貸與する場合にして、現時最も多く行はるゝ所にして、倉預り證を擔保として銀行が貸出を爲す場合には、商人の信用大なる場合に限り、稀に見る所なり。而して此場合には單に倉預り證の交付のみならず、通例銀行宛約束手形、擔保差

入證及火災保險證書をも提供せしむるものとす。

## 第二節 地金銀の賣買

茲に地金銀とは各種貨幣及金銀塊を總稱するものにして、支那の貨幣は地金同様各相互間及地金銀に對し、相場建てられ、盛に賣買せらるゝは著名の事實なり。従て外國銀行も或は外國より銀塊を輸入し、金塊を輸出し、或は弗貨幣を輸出入するを業務の一とせり。然れども貨幣の賣買は比較的少なく、銀行の輸出入するは多く地金銀なりとす。而して此等は主として上海に於て行はれ、金の輸入は専ら支那人投機商の掌る所に係り、外國銀行は此種金業の手より金を買入れ輸出するものとす。之が賣買を爲すには通例買辦をして其仲介をなさしめ、口錢として金塊十兩に付き一錢即ち一分を支拂ひ、買辦は更に其半額を金業組合に拂戻すを慣習とす。之が賣買の投機的なるは地金銀の貿易に於て詳述せし所の如し。

銀塊の賣買に關しては、金塊に於ける如く同業者組合の機關なく、賣買双方直接の

取引に依るものとす。銀塊は主として英米より輸入せられ、其純分は多く九九八位にして、之が計算的基礎に付きては次節銀爲替に於て叙ぶる所の如し。上海の外國銀行は、常に銀塊を輸入して通貨たる元寶銀（重量五十兩内外にして多くは馬蹄形を成せるより一に馬蹄銀とも云ふ）に改鑄し市場に出す必要あるより、其改鑄を掌る銀爐を管理するを利益とし、多く自行從屬の買辦をして銀爐を開かしむるを例とせり。於是乎従前上海流通の元寶銀の如き各地より輸入せる各種銀塊又は兩銀を改鑄し、若くは公估局の鑑定を受けて其平色を定め、其儘授受せられたるもの多かりしが、晩近外國銀行が其發展と共に同地金融上の死命をも制するに至りし以來、自ら銀塊を輸入して其倉庫内に貯藏し置き、必要に應じて之を元寶銀に改鑄せしむることとなり、斯くて元寶銀鑄造の實權をも殆ど擧げて外國銀行の掌裡に歸せしむるに至れり。

### 第三節 銀爲替

#### 第一緒言

支那の外國貿易の發達に伴れ、各地に外國銀行支店の設立を見るに至てより、其組織の完全なると信用の大なるとに因り外國銀行は漸次一般支那人の信用を博するに至り其勢力は雷に外國に對する爲替業務の一事に止まらず、貸出其他に於ても、晩近其中心點が漸次舊來の支那銀行の手を離れて外國銀行の掌裡に歸し、主要開市場に在りては殆ど金融の緩緊伸縮一に彼等の左右する所となるの傾向を示すに至りしと雖も、尙爲替の賣買は支那に於ける外國銀行業務中最も主要なるものに屬せり。但し外國銀行の取扱ふは主として外國爲替に屬し、支那内地爲替に至ては其取引區域未だ大ならず。

支那の外國貿易たるや、開港前は専ら廣東を根據として行はれ、尋で香港に移り、更に今や上海を中心とするに至りしより、對外爲替の如きも現時全く上海を以て中心市場となし、同地に於ける外國銀行は、實に支那の對外爲替の全權を掌握せり。是れ蓋し各外國銀行は、概ね上海を以て支那に於ける營業の根據地と爲し、天津漢口北京等主なる支那内地の商埠は勿論、東西各國の主要商業地に本支店又は取引店を有し、對外爲替の賣買上遺憾なき設備と經驗とを有するを以てなり。従て支那の各商業地の

如きも、一に上海の爲替相場を基本と爲し、以て其對外爲替相場を決定せり。爲替の賣買は銀行直接に之を爲すものなきに非ざるも、上海市場は勿論其他の地方に於ても、多くは仲買人即ち Exchange Broker の手を経るを例とし、此等仲買人は組合 (Exchange Brokers' Association, Shanghai) を組織し、内規を設け新に斯業に従はんとするものは、先づ銀行側の推薦を得るを要すとせり。其口錢は八分の一パーセントの定めにして、爲替の賣手之を支拂ふ。蓋し仲買人の手を通じて取引を爲すは、第一特定銀行と直接賣買を爲すと異なり、廣く一般市場と取引し、有利なる率を以て賣買契約を爲すを得るのみならず、直接銀行と契約を爲す場合には、假令銀行が商人に對し特別の利便を提供するも、銀行の外に反對の利用方法なきより、實際上に在りては仲買人の手数料だけ有利に賣買すること極めて困難なるが爲めに於て、且つ仲買人を利用せば、銀塊相場の氣配並に爲替の情勢は勿論、市況の強弱、賣買の有無、銀行の態度等一般金融上に關する事情を詳知するを得ると共に、賣買上の繁雜なる手数を省略するを得、殊に多額の賣買を爲さんとする場合の如き、多くの銀行を利用するを得るの便宜あればなり。而して賣爲替は其都度相場を協定するものと、豫約を以てするものとあり。

期限前に於ける爲替の支拂に對する割戻利子歩合は、上海に於ては年二分を慣例とし、利附爲替の前拂若くは内拂を爲すものあるときは、満期日迄の手形面の利子を徴收したる上、年二分の割合を以て割戻を爲すを例とす。

## 第二 銀爲替の基準

凡そ支那に於ける外國爲替相場たるや、他の一般的原因に基く外、根本的には支那の銀貨國たる關係上、金銀比價の變動に因りて左右せらるゝや言を俟たず。蓋し金貨國に在りては銀は一の商品なるが、銀貨國にては亦た金は一の商品に過ぎずして、金貨國に於ける銀價の變動は銀貨國に於ける金價に反對の影響を與ふ可く、即ち前者に於て銀價昇騰せば、後者に於て反對に下落す可ければなり。而して通例銀價下落せば、銀貨國よりの支拂額は従前よりも多かる可きを以て、勢ひ爲替相場を騰貴せしむ可きも、金貨國よりは之に反し從來よりも小額の支拂を以て足るが故に、爲替相場低下するを原則とす可し。勿論是れ金貨國及銀貨國に於ける爲替相場の建方が、支拂勘定な

る場合に付て云ふものにして、若し相場場の建方が受取勘定なるに於ては、全く之に反することとなる可きや論を俟たず。斯の如く支那に於ける爲替相場は、銀價の變動に因り左右せらるる所大なるが、而かも銀は其供給上に於て、金銅其他各種礦物の附帶産物 (Bye-product) として生産せらるるもの多きを占むるより、市況の如何に因り生産を増減せしむること、金の如く自由なる能はざるの事情存在せるに加へ、之が需要上に於ては亦た、其主たる需要者たる印度及支那の經濟界の如何に因り常に一定せざるを以て、從て其相場場の變動頗る甚しきを常とせり。而して元來金貨國相互間に在りては、爲替相場場の變動は、正金輸送點 (Specie point) によりて制限せらるるを通例とすと雖も、金貨國と銀貨國との間に在りては、平價を計算する一定の割合 Ratio を示すこと不可能にして、確定的輸送點なるものなく、相場は所謂 Relative Par (Specie Prints) に由り決定せらるるものなるを以て、自づから其間の爲替相場は、銀價の變動に伴ひ、甚しき騰落を見るに至るを免れざる可し。是れ後に掲ぐる相場表に照し明かなりとす。因に世界に於ける銀の消費中、其幾割が貨幣用に供せらるるや明らかならずと

雖も、恐らく其大半は貨幣用に消費せらるるものゝ如く、且貨幣としても印度及支那に於て消費する所最も大なるが如し。現に一九二一年に於ける世界産銀の分配概數に就て觀るも左の如し (單位オンス)。

米國內美術工業用消費量	一八、〇〇〇、〇〇〇
ピットマン條例に依る購入量	五〇、〇〇〇、〇〇〇
メキシコ政府購入量	五〇、〇〇〇、〇〇〇
英國内美術工業用消費量	二、五〇〇、〇〇〇
英國より印度への輸送量	三六、〇〇〇、〇〇〇
米國より印度への輸送量	五、三〇〇、〇〇〇
米國より極東への輸送量	四〇、〇〇〇、〇〇〇
英國より極東への輸送量	一八、五〇〇、〇〇〇
米國政府補助貨用	二二、〇〇〇、〇〇〇
合計	一九七、五〇〇、〇〇〇

斯の如く金貨國と銀貨國たる支那との爲替相場の變動は、常に大ならざるを得ざるを以て、其結果兩國間の貿易並に投資をして極めて投機的ならしめ、延びて其發達を阻礙するの嫌あるものと謂はざる可らず。殊に銀價低落の趨勢を示せる場合に於て然りとす。蓋し商談成立後荷物到着の際銀價低落せば、金貨國に於ては低落せる銀貨を以て支拂を受くるが故に、金貨にての受取額は夫れだけ減少し、豫定の利益を得る能はざるか、或は損失を招くに至ることある可く、又支那の企業に投資せし場合に、投資後銀價下落せば、之が配當を低落せる銀貨にて受取ることとなり、若し下落の程度甚しきに至れば、其投下資本をも失ふに至る惧あればなり。但し銀價騰貴の場合には、反對の結果を呈するや勿論なるも、而かも其間の貿易並に投資をして投機的ならしむるは之を免る能はざる可し。されば通例貿易上に在りては、銀價低落せば金貨國の輸出を妨ぐると共に、支那の輸出を促がし、銀價騰貴せば金貨國の輸出を刺戟し、支那の輸出を阻礙するを通則とす。凡そ國際貿易上に在りては、金貨國相互間に於ても、爲替相場の激變の爲め、受拂勘定の決済に當りては、意外の利益を享くことあると

同時に、又時とては不慮の損失を醸すこと稀ならざるが、殊に金貨國對銀貨國間に在りては、銀は單に商品として投機的取引の目的物となるのみならず、更に金貨國との間に生ずる爲替相場の騰落に乗じて差益を利せんとする投機商多く、延びて益々爲替相場の變動を甚しくせしむるを以て、勢ひ金銀兩國間の債權關係の決済に當りて利害相反するの現象を生ずること愈々大なるものある可し。従て苟くも此間の企業貿易に關係あるものは、常に爲替關係の推移に深甚の注意を拂ふを要す可し。

銀塊市場の中心は從來倫敦なりしを以て、爲替相場計算の基準たるものも倫敦銀塊相場(London Bar Silver, or London Bar Silver Price)を以てせり。蓋し金の産額は英國及其屬領に於て世界全産額の約六割内外を占むるも、銀の産額に至りては、北米合衆國及墨西哥に於て世界全産額の約七割内外を占め、生産上に於ける英國の地位大ならざるに、而かも英國が其中心市場たるは、是れ同國が銀の主要消費國たる印度及支那に對する貿易關係特に密接なりしに加へ、同國が多年世界に於ける國際貸借の決済地として中心的勢力を占握せしが爲めに外ならず。従て從來各國に産出せらるる銀の



大半は、一旦英國に輸送せられ、倫敦に於て取引せられたるものなり。勿論歐洲戰爭勃發以來、倫敦に於ける在銀額俄に減退し、爲替關係上銀硬貨を兌換すること困難となりし爲め、其勢力漸く微弱となり、米國に於ける銀塊所有者は之を倫敦に輸送することなく、或は却て紐育に於て之を賣却し、或は遠く上海に之を輸出せんとするに至り、殊に米國は一九一七年九月銀の政府管理を實行して、其輸出に特許を要することとし、更に一九一八年四月ピットマン條例 Pittman Act を公布して、政府が一定價格を以て銀の購入を爲すこととし、殆ど銀の供給を左右するに至り、其結果倫敦の地位復た戰前の如くならず、紐育及上海は將さに銀の大取引市場たらんとするの形勢を馴致するに至り、斯くて米國に於ては其後一九一九年五月銀の管理制を徹廢せしが、今や紐育は銀市場として世界に重きを爲すに至りしと雖も、然れども多年倫敦の堅持し來りし銀仲買の地位は、一朝にして衰滅す可くも非ず、依然紐育に其勢力を讓るに至らざるが如し。

通例倫敦銀塊相場は、其標準銀たる純銀二百四十分の二百二十二を含有せるもの、

即ち九二五位のもの一オンスに付き幾片として定めらるゝものとす。取引の方法には、現物及二ヶ月先物の二種ありて、現物取引にありても一週間に引渡しを了するものとす。仲買人は賣注文に對してのみ、十分の一パーセントの手數料を徴し、銀塊の保管に對しては、一ヶ月以内は無手数料とす。而して通常紐育銀塊相場として傳へらるゝものは、同地の official quotation にして、之が計算の方法は、先づ倫敦銀塊相場を英米クロス、レートをして弗貨に換算し、且倫敦標準銀は品位九百二十五位なるも、紐育にては九百九十九位なるを以て、其純分を比較換算し、更に純分の試験費を控除し、尙紐育より倫敦迄の荷造費運賃保険料及運送期間の金利其他の雜費を除算すると共に、銀塊買入の日より發送迄の金利其他を差引き、以て紐育の相場を算出するものとす。

今試に過去六十年間の倫敦銀塊相場の變動を表示せんに實に左の如きものあり。

年次	年平均	最高	最低
一八六〇	六一片一六分二	六二片八分三	六一片四分一



一八九六	三〇	四一三	三六	一六一九	二九	四一三
一八九七	二七	一六一九	二九	一六一三	二三	四一三
一八九八	二六	一六一五	二八	一六一五	二五	
一八九九	二七	一六七七	二八	八七七	二六	八一五
一九〇〇	二八	四一一	三〇	一六一三	二七	
一九〇一	二七	一六一三	二九	一六一九	二四	一六一五
一九〇二	二四	一六一一	二六	八一一	二一	一六一一
一九〇三	二四	四一三	二八	二一一	二二	八一
一九〇四	二六	八一三	二八	一六一九	二四	一六七
一九〇五	二七	一六一三	三〇	一六一五	二五	一六一三
一九〇六	三〇	八一七	三三	八一七	二九	
一九〇七	三〇	一六一三	三二	一六七	二四	一六一三
一九〇八	二四	八一三	二七		二二	
一九〇九	二三	一六一一	二四	八一七	二三	一六一一
一九一〇	二四	八一五	二六	四一一	二三	一六一三
一九一一	二四	一六一九	二六	八一	二三	一六一一
一九一二	二八	三二一一	二九	一六一一	二五	八一七

一九一三	二七	一六一九	二九	八一三	二六	一六一一
一九一四	二五	一六一五	二七	四一三	二二	八一
一九一五	二三	一六一一	二七	四一一	二二	一六一五
一九一六	三一	一六一五	三七	八一	二六	四六一一
一九一七	四〇	三二一二七	五五		三六	
一九一八	四七	二一一	四九	二一一	四二	二一一
一九一九	五七	一六一一	七九	八一	四七	四一三
一九二〇	六一	五十四	八九	二一一	三八	八一七
一九二一	三六	二一一	四三	八一三	三〇	八一五

上表を一瞥するに、一八七〇年前に於ける銀塊相場は、大體に於て略金一對銀十五半の比價を保持し、著大の變動なかりしに、一八七三年以降は相場の變動實に甚しく、漸次低落の趨勢を辿り、遂に歐洲戰爭勃發前には二十二片十六分の五の低價を示すに至りしを見る可し。是れ一に一面生産額の年次増加せしに反し、需要の著しく減退せしが爲めに外ならず。即ち銀の生産額は一八六〇年乃至一八七〇年の十年間の平均年額三千九百萬オンスなりしもの、一九一一年乃至一九一五年の平均年額二億二百萬オ

ンスに激増せしに對し、需要は一八七三年獨逸の金本位制採用を初めとし、歐洲各國其他の貨幣制度改革に伴ふ銀貨自由鑄造の廢止に因る著しき減退ありて、爰に相場は漸落を促すに至りたるものなり。而るに歐洲戰爭勃發後は相場は騰貴に騰貴を重ね、一九一七年八月に至りて四十片臺を突破して五十片臺に上りてよりは、殆ど天井知らずに奔騰し、引き續き六十片七十片臺を往復し、更に一九二〇年二月の如き實に最高九十片に達するに至りたるが、是れ一面各國の異常なる通貨の膨張に對し、金は産額の減少と各國の輸出禁止とに因り、到底貨幣としての需要を充すを得ず、勢ひ何れの國に於ても銀を以て之に充當するに至り、需要の著しく激増せしに加へ、他面産銀國として戰前六七千萬オンスを供給せし墨國は、革命の爲め、同じく六七千萬オンスを産出せし米國は、勞働不足の爲め、何れも生産額著しく減少し、戰前二億オンスを超えたる世界の産額は、開戦後一億六七千萬オンスに止まりしが如き供給不足に陥り、且生産費も亦た諸物價の暴騰に伴れ騰貴するに至りしが爲めに外ならず。斯く戦時中の銀塊相場の大暴騰は、畢竟戦時非常の場合に於ける特異の現象なりしものなるが故に、

戦後は更に漸落の歩調を辿り、遂に三十片臺に復舊するに至れり。勿論今尙純銀一オンスの生産費は、米貨九十仙内外に達すと稱せらるゝを以て、戦前の底値に陥ること或は遽になかる可けんも、恐らく今後當分は主として印度及支那の需要に基き變動するに止まらん歟。

上來叙ぶる如く支那の對外爲替相場は、主として倫敦銀塊相場により左右せらるゝを原則とすと雖も、尙地方的原因の影響を受くること亦た決して小ならず。而して地方的原因中主要なるは、一は爲替投機者の氣配にして、二は銀塊相場の氣配なりとす。蓋し支那に於ける爲替の賣買たるや、畢竟銀を以て金を賣買するに異ならざるを以て、由來支那商にして金の投機的取引を爲すもの少なからざりしが、殊に歐洲戰爭中一面銀塊相場の異常なる變動は、投機心に富める支那人を著しく刺戟したると共に、他面貿易の不振は彼等をして其失ふ所を投機に依て補はんことを力めしむるに至り、其結果彼等をして爲替並に金地取引の投機に熱中せしむるに至り、爲めに爾來前に支那の外國貿易に於て詳述したる如く、金賣買と爲替賣買とを連結し、所謂掛繋の方法を以て

旺に投機取引を行ふに至り、延びて此等投機商の行動は、著しく支那の爲替相場に影響することゝなれり。

### 第三 爲替相場算出の基礎

然れども爲替相場計算の基礎たるは、元より倫敦銀塊相場にして、通例上海に於ける外國銀行は、倫敦より銀塊を輸入し、銀爐に託して上海に於ける標準兩銀を鑄造し、實際兩銀幾何を得るかを計算し、其對價(Equivalent)を求め、之を Parity と稱し、之に爲替の需要供給、貿易の狀況、外債の關係、上海及倫敦に於ける金融の事情及び銀價の氣配等、苟くも爲替變動の原因となる可き諸般の事情を斟酌し、依て以て倫敦宛電信賣爲替相場<sup>T<sub>r</sub></sup> (Telegraphic Transfers) を定め、而して更に尙之を基礎とし、倫敦に於ける對外爲替相場を案じて、歐米諸國並に日本其他の東洋諸國との相場を決定するものとす。但し日本及香港宛爲替は通例支拂勘定を以て建て、其他の諸國に對しては何れも受取勘定を以て建つ(我國に在りては上海及漢口宛輸出爲替は受取勘定を、以て建て、香港及大連宛爲替は支拂勘定を以て建つ)。現時上海に於ける外國銀行中、對外爲替取扱の主腦者たるは、滙豐銀行(Hongkong Shanghai Banking Corporation)にして、同行にては次の如き公式に依りて對倫敦爲替の Parity を算出し、以て各地宛相場算定の基礎と爲せり。其理論必ずしも嚴正なりと言ふを得ず、殊に之が決定後今や年を経ること久しく、現に運送費用の如きは少なからざる増減ある可きも、大體に於て損失なき比價を求めたるものにして、數十年來の實驗上誤なしとせらる。

### 第一公式

片  $x=1$  上海兩  
 上海兩 111.20=100 廣東兩  
 廣東兩 82.7814=100 troy ounces  
 troy ounces 100=100.90 倫敦上海間銀塊運送諸掛を加算したるもの

$$\therefore x = \frac{1 \times 100 \times 100 \times 100.9 \times 107.8829 \times \text{相場}}{111.2 \times 82.7814 \times 100 \times 100 \times 1} = 1.182(\text{Constant}) \times \text{銀塊相場}$$

即ち以上の計算に依り、上海標準銀一兩の實價は、倫敦標準銀の一、一八二オンスに相當するを見る可し。但し如上の計算方法たるや、全く支那銀行業者の理想とせる品位重量に依るものに非ずして、全く外國銀行が多年の實驗に依りて得たる結果を基とせるものに外ならず。(一)而して上記計算に廣東兩を標準とせしは、固と支那の外國貿易は廣東を根據として發達したるものにして、従前専ら外國銀行が廣東兩に依て計算せしが爲めのみ。(二)又上海兩の百十一兩二が廣東兩の百兩に相當すと爲したるは、支那に輸入せらるゝ外國銀塊は多く九九八位の品位のものなるが、從來上海銀爐が廣東司碼平百兩にして九九八位の銀を輸入改鑄するに當り、多少の利益を見込み斯く計算せし慣習あるに基因す。勿論其實、銀爐は私營の改鑄業者のことなれば私に利する所少なからざるや疑なき所にして、理論上より推究せんか、廣東司馬秤一兩の重量は五六五、六九四グレインズ、トロイなるを以て、廣東司馬秤百兩の重量は、上海曹平百〇二兩半に相當するものと謂はざる可らず。今品位九九八位の輸入銀を上海通用銀に換算せんに、上海通用銀は通例品位九三二位の標準銀たる紋銀の九八兌を以てするの慣

習なるが、第一に紋銀の曹平百兩に對し輸入銀は六兩七六五の差あるものと謂ふ可く、従て輸入銀の廣東兩百兩は、紋銀の百九兩二六五となる可く、因て上海通用銀に對しては、百十一兩五二五に相當するものと爲さざる可らざる可し。而るに以上の如く之を百十一兩二として計算するものなり。(三)而して廣東兩の重量を八二、七八一四と爲せしは、一オンスが四八〇グレインズなると共に、廣東司馬秤一兩が五七九、八四グレインズなるを以てなり。(四)又倫敦上海間銀塊輸送諸掛は、通例・八バーセント乃至一バーセントの間にあるものとせらる。即ち左の如し。

Freight from London to Shanghai	1/2 %
Insurance fee (3s 7d per £ 100)	1/6 %
Brokerage	1/8 %
Landing Charges	1/8 %
Total	22/24 %

尙五) 上表の上海輸入銀が倫敦本位銀の一〇七、八八二九と爲せしは、上海輸入銀は通例

九九八位のものなるも、倫敦本位銀の品位は九二五位なるを以て、其品位の差を斯く計算せしものに係る。

第二公式

片	X=1	上海兩
上海兩	100	= 100.90 倫敦上海間運送費加算
上海兩	111.2	= 100 廣東兩
廣東兩	1	= 579.84 grains troy

倫敦標準銀品位 222 grains = 222 + 17.5 = 239.5 grains 輸入銀品位

1 ounce of 480 grains = 倫敦銀塊相場

$$\therefore x = \frac{1 \times 100.9 \times 100 \times 579.84 \times 239.5}{100 \times 111.2 \times 1 \times 222 \times 480} = 1.182$$

右表の倫敦本位銀の品位を二二二と爲したるは、純銀の二四〇ペンニウエートが千位なると共に(240 dwt. of pure silver = 1000 fine). 倫敦標準銀は上述の如く九二五位なるを以てなり。即ち換言せば、倫敦の本位銀品位は二百四十分の二百二十二、即ち

九二五位なればなり。従て倫敦本位銀と上海に輸入せらるる九九八位の銀塊との間に於ける品位の差は、二百四十分の十七、五二となる可し。因て換言せば、上海輸入銀品位を算出せんが爲めには、左の計算となる可し。

$$\frac{222 + 17\frac{1}{2}}{240} = .9979 \text{ 即ち } .998$$

以上の二様の公式中孰れの計算に依るも、上海兩一兩は倫敦本位銀一、一八二オンスに相當するを見る可し。故に今假りに某月某日の倫敦銀塊相場を四十九片二分の一とせんか、當日に於ける上海の倫敦宛  $\frac{1}{16}$  相場は

$$\text{上海兩 } 1 = \text{倫敦本位銀 } 1.182 \text{ オンス } \times 49\frac{1}{2} = 58.50 \text{ d.} = 4/10\frac{1}{2}$$

即ち上海規銀一兩に付き英貨四志十片二分の一を以て標準と爲す可きこととなる。然れども叙上の如く實際の相場は、更に爲替變動の原因となる可き諸種の事情を綜合斟酌し、四志十片四分の一或は四分の三等と定めらる。概説せば、爲替相場の Parity を離れ高下するは、倫敦及上海に於ける銀現在高の多少に依り影響せらるる所多く、而して建値は受取勘定なるを以て銀塊相場の騰落と相比例するを例とするも、要するに

輸入諸掛を加算せし以上に騰ることなきと共に、輸出諸掛を控除せし以下に低ることなきを原則とす。従て支那に於ける銀行業者は、世界の何れかに於て同量の銀塊を購入し、支那迄の輸送諸掛を加算せし以上の高率を以て倫敦向金手形を賣出すことなく、之に反し同量の銀塊を何れかの地方にて賣却し、且つ之に要する諸費用を控除せし以下の低率を以て、爲替手形を買取ることなきものと謂はざる可らず。蓋し銀行が以上の割合より高率にて金に對する請求權を賣出すとき、換言せば銀を買入るとき、若くは以上の割合より低率にて銀を賣却するとき、換言せば此割合より高く金に對する權利を買入るときは、銀行の不利となればなり。尙爲替相場の更に手形の需給に依て影響せらるゝ所の大なるや、固より言を俟たず。而して概して爲替相場の *Parity* 以上に昇騰せば輸入に有利となり、之に反せんか、輸出を促進せしむることゝなるや、復た論を須むず。

叙上の計算は倫敦よりの銀塊輸入を基礎としたるものなるが、前にも叙べたる如く歐洲戰爭中倫敦の在銀額減少し、一九一八年末頃に於ても支那に於て銀塊を輸入せんと欲せば、紐育より輸入するの外途なかりしものなるが、斯る場合に於ては勢ひ爲替相場算出の基礎に變化を生ずるを免れざる可し。即ち當時紐育に於ける銀塊相場は、百オンス百一弗二分の一と定められ、紐育倫敦間のクロス、レートは四弗七六二分の一内外なりしを以て、次の方式を見出すを得可し。

X片 = 1 上海兩  
 111.20 上海兩 = 10 廣東兩  
 82.7815 廣東兩 = 100 Troy ounces  
 100 Troy ounces = 101½ 紐育銀塊相場 + 紐育上海間輸送費 2%

1 ounce troy = \$ 1 gold

\$ 4.76½ gold = 240 d.

$$103 \times \frac{1}{2} \times 240 \times 100 = 56.63d. = 4 s. 8\frac{1}{2}d.$$

以上の計算は直接倫敦より銀塊を輸入する場合の對價に比し、一片八分の七方低價なるが、是れ後者に在りては別に紐育倫敦間の輸送費を要するを以てなり。



今試に以上の計算に基き、上海兩の米貨に對する平價を算出せんに、次の方式を見出すを得可し。

X 弗 = 1 上海兩

1 上海兩 = 4 志<sup>85</sup>/<sub>8</sub> 片 = 56.63 片

240 片 = 4.76<sup>1</sup>/<sub>2</sub> 弗

$$\frac{56.63 \times 4.76^{1/2}}{240} = 1.1243 \text{ 弗}$$

尙次の式の如くしても算出することを得可し。

X 弗 = 100 上海兩

111.20 上海兩 = 100 廣東兩

82.7815 廣東兩 = 100 ounces troy

100 ounces troy = 101<sup>1</sup>/<sub>2</sub> + 2% (費用)

$$\frac{103^{1/2}}{1.112} \times 82.7815 = 112.43 \text{ 弗}$$

之を要するに支那の對外爲替は、銀塊相場を基礎として決定せらるゝこと叙上の如

くにして、日々倫敦銀塊相場に伴ふ爲替の平價確定せらるゝものにして、銀塊相場の騰落に従ひ、爲替相場の上下するを原則とすと雖も、貿易及金融上の關係に基き爲替手形の需給に不權衡を來したる場合、若くは銀價の急激なる變動ありて近き將來に於て其反動を豫測し難き場合の如きに於ては、時として爲替相場は銀塊相場に隨伴せずして割高割安の變態を呈することあり。一九一四年八月歐洲大戰勃發當時の如き、倫敦銀塊相場は日を逐ひ暴騰し、二十四片臺より俄然二十七片臺に高騰し、銀塊市場に適應する對日本爲替相場は、當然七十五兩乃至七十七兩ならざる可らざるに、當時橫濱正金銀行賣爲替は、八十三兩四分の三乃至八十五兩二分の一なりしが如き、爲替相場の銀塊相場に伴はざりし最も顯著なる實例なり。其他普通支那に於ける大借款の成立、重要貿易品の輸出其他の事由により巨額の資金を一時に必要とする場合には、倫敦銀塊相場の上騰と同時に、爲替相場は平價に比し強含みとなる可く、之に反し支那政府の借款元利の支拂其他の事由に基き、在上海外國銀行に於ける現銀の貯藏多く、資金潤澤なるときは、倫敦銀塊市場を刺戟して相場を低下せしむると共に、爲替相場

は平價に比し軟弱となる可し。斯の如くにして銀塊相場の変動殆ど變轉極りなき状態なれば、銀塊相場の變動に伴ひ激しく騰落する爲替相場は、時として名目相場 Nominal Rate たることあるを免れず。即ち公表相場と實際相場 Actual Rate との間に差異を生ずることあり。且爲替銀行に於ては、公表相場が銀塊相場に伴ふ正當なる事由に従ひて騰落し難き場合の如きにありては、其思惑に依り相場に手加減を施し賣買することあると共に、又日々取引せる爲替相場の差を埋合さんが爲め、時として特別なる率を以て賣買することあり。通例銀塊相場軟弱にして、勢ひ爲替先弱なる場合若くは公表相場が平價よりも著しく低率なる場合には、概して對日爲替の如き實際相場は先高又は直先同率なるを例とし、之に反し相場の強含みなる場合若くは平價よりも著しく高率なる場合には、實際相場は先安なること多しとす。

對倫敦以外の爲替相場は、倫敦宛爲替相場を基礎として、更に當該國に於ける金融事情殊に當該國對倫敦爲替相場等を斟酌して決定するものとす。今試に日本宛爲替相場算出の方式を示さんに左の如し。

X 兩 = 100 圓

1 圓 = A (當日倫敦日本宛 T. T. 相場)

B (上海倫敦宛 T. T. 相場) = 1 兩

$$\therefore X = \frac{100 \times A}{B}$$

尙邦貨一圓の純分は一一、五七四グレインズ、英貨一磅の純分は一一三、〇〇一六五グレインズ、上海兩一兩の純分は五六五、七グレインズにして、倫敦銀塊相場は一オンス即ち四八〇グレインズを以て建てらるゝが故に、日本宛相場は左の如くにしても算出せらるゝを得可し。

X 上海兩 = 100 圓

1 圓 = 11.574 グレーンズ

113.00165 グレーンズ = 240 片

A (當日倫敦銀塊相場) = 480 グレーンズ

565.7 グレーンズ = 1 上海兩

$$X = \frac{100 \times 11.5.4 \times .40 \times 480}{113.00165 \times 565.7 \times A} = 2085.763$$

當日相場

以上の計算は元より理論上のものにして、必ずしも實際と合致することなきや論を俟たず。而して通例多くの場合に於ては、貿易商は輸出資金としては荷爲替に依るか若くは信用狀付手形を以て、銀行と特約せるを以て、電信逆爲替を取組む場合極めて稀なりとす。唯時として銀行と買約せるものを賣戻すことあるのみ。而して普通銀行の賣電信と買參着との間に一兩内外の差あるを常とせるが、是れ金百圓に付き仲買手數料十二錢五厘、十日間の利子十六錢七厘及銀行利子九十錢乃至一圓二十錢を包含するものなり。近年支那に於ける我爲替銀行の勢力漸次増大し、香上銀行の日本向爲替取引高大に減少するに至りしに拘らず、尙香上銀行の定むる對日相場を以て上海に於ける對日爲替相場の標準と爲せるは、之れ要するに上海に於ける爲替相場は、畢竟金銀比價の關係を示すものなると共に、金銀の世界的中心市場は倫敦にして、如何なる國に對する爲替取引と言へども、其賣買決濟は凡て倫敦爲替を通じて行はるゝを以てなり。

支那各地に於ける對外爲替相場も、元より同じく上海に於ける相場を基準として決定せらるゝものにして、毎日午前九時半香上銀行に依り發表せらるゝ倫敦宛電信爲替相場は、直に上海に於ける各外國銀行より夫々支那各地に於ける支店代理店に打電せられ、各地銀行は之を基として、更に當該地上海間のクロス、レートを參酌し、各特殊の相場を決定するものとす。今試に上海に於ける某日の倫敦宛相場を五志一片とせんか、天津に於ける同日の相場は左の方式により算出せらる可し。

X片=1 天津兩

100 天津兩 = 105.8 上海兩

1 上海兩 = 5s. 1d. = 61d.

$$\frac{105.80 \times 61}{100} = 64.53d = 5s. 4\frac{1}{2}d.$$

即ち天津に於ける某日の倫敦宛相場は、諸般の地方事情を參酌して、五志四片二分の一内外に決定せらる可し。

## 第四 爲替相場の建方

今試に上海に於ける一九二二年十一月十日の爲替仲買組合に依り發表せられたる相場表を掲げんに左の如し。

Rates of Exchange

Shanghai, 10th November, 1922.

1. Bar Silver, Spot ..... 337/16
2. Bar Silver, forward .....
3. Mexican dollars ..... 72.8
4. Native Interest..... 16
5. Bank rate of Discount ..... %
6. Paris on London..... Frs 69.65
7. New York on London..... G. \$ 4.46 1/4

H. & S. B. C. opening quotations 9.30 a. m.

8. Banks' selling rates :
9. London .....  $\frac{1}{x}$  3/3
10. London..... Demand 3/3 1/8
11. New York.....  $\frac{1}{x}$  72 1/8
12. New York..... Demand 72 3/4
13. Paris..... " 1108
14. India..... " 248
15. Hongkong..... " 75
16. Yokohama..... " 66 3/4
17. Batavia ..... " 190
18. Singapore..... " 72 1/4
19. Banks' buying rates :
20. London ..... Demand 3/3 1/2

21. London	4 <sup>m</sup> / <sub>s</sub> Credits 3/4 1/2
22. "	4 <sup>m</sup> / <sub>s</sub> Docs. 3/5
23. "	6 <sup>m</sup> / <sub>s</sub> Credits 3/5
24. "	6 <sup>m</sup> / <sub>s</sub> Docs 3/5 1/2
25. New York	Demand 73 1/2
26. "	4 <sup>m</sup> / <sub>s</sub> Credits 76
27. "	4 <sup>m</sup> / <sub>s</sub> Docs 76 1/2
28. Paris	4 <sup>m</sup> / <sub>s</sub> Docs 1155
29. Closing Business done at :	
30. London	T/r 3/21 1/2
31. New York	T/r 71 3/4

Exchange Brokers' Association, Shanghai

一、上表に於ける倫敦銀塊先物相場は、前述の如く二ヶ月先物を示すものにして、平時本相場の建てられたるときには、普通爲替手形を買入れたるとき、倫敦にて銀塊を買約し置き、又手形を賣りたるとき即ち銀を買入れたるとき、倫敦にて銀塊を賣り、之に依り相場變動の危険より免るゝを得るものとす。而るに歐洲戦争以來銀塊相場の變動激甚を極めたるより、先物相場は建てらるゝことなきに至れり。

二、墨銀の錫銀に對する相場を表示するは、上海に於ける取引は、普通大取引には錫銀を使用するも、日常の取引には總て墨銀を以てするが爲め、取引上の參考に供せんが爲めなり。今試に兩者の純分を比較せんに、上海兩の純分は五一六、四〇五八グレインスなるに對し、墨銀の純分は三七七、一八〇九グレインスなるを以て、上海錫銀一兩は墨銀一弗三七、墨銀一弗は上海兩の〇兩、七三に相當するものと謂ふ可し。

三、Native Interest 即ち銀折を示せるは、是れ金融市場の傾向を示さんが爲めに過ぎずして、銀折は前に舊式金融機關に於て叙べたる如く、支那錢莊組合に於て日々定めらるゝものにして、一般市場利率の標準たるものなるが、上表の數字は一千兩に

對し、日歩兩、一六(一千兩)に對し年五分八厘四毛)なるを示すものとす。凡そ爲替相場たるや、事實上爲替手形の供給地に於て決定せらるゝものなるが、銀爲替の上海に於て定めらるゝは、蓋し英國に於ける製造業者及貿易商は、銀價の高低に基く爲替相場の變動に腦まざるゝを欲せず、從て金貨を以て受拂せんことを望むより、通例支那に於ては、英國への輸出品に對しては逆爲替を振出すと共に、輸入品に對しては送金爲替を振出すを常とするを以てなり。而して普通電信爲替相場決定せば、要求拂並に期限付手形相場は、主として倫敦に於ける金利歩合を參酌して定めらるゝものとす。期日拂手形の電信爲替手形よりも高率なるは、前者にありては受取人に於て直に現金に引換へんとせば、勢ひ割引料を徴せられ、電信爲替よりも割引料だけ受取額少きを以てなり。而して銀行賣相場と買相場の差異は、手形金額受領迄の利子、銀行の賣買利益、手形仲買人の手数料等の關係に基くものとす。

支那に於ける商取引は、近年輸出入品何れも先物取引多く行はるゝに至りしより、爲替賣買に於ても自から先約定盛に行はるゝに至り、甚しきは市況の如何に由り一ヶ

年に互るものあり。蓋し輸入商品が外國貨幣を建値として支那商と契約せられ、輸出品が銀價を以て仕向先の商人と契約せられたる場合には、支那に於ける輸出入商人は、何等爲替上の危険を負擔することなしと雖も、之に反する場合には、爲替相場の變動に伴ふ損失上の危険を免るゝ能はざる可く、殊に支那に在りては、相場の變動激甚なるより、我國等に於けるが如く一定期間銀行と所謂爲替豫約を爲すこと能はざるを以て、普通商品の賣買に先んじて爲替の賣買を爲さざれば、商品の價格に計上せられたる爲替率と實際に賣買せる爲替率とを常に一致せしむること困難なる可ければなり。但し銀行の買爲替率は先物程商人に有利なるも、賣爲替率の之に反するは論を俟たず。

爲替上の危険を免れんが爲めの調節は、一般爲替に於ける裁定の如く、數ヶ國宛の相場を利用するの外、上に述べたる如く爲替の賣買と同時に倫敦若くは紐育に於て銀塊を賣買することに依り爲すを得可し。因に過去に於ける對倫敦爲替相場の變動を示さんに左の如し。

年次	最低	最高	差額	當年最高と前年最高との差額	當年最低と前年最低との差額
一九〇五	二、六、八一	二、一、一	四、八、一七	二、四、一	二、二、一
一九〇六	二、九、二一一	三、二	四、二、一一	三	一、二、一一
一九〇七	二、四、八一五	三、〇	七、八、一三	二	九、八、一三
一九〇八	二、二、八一三	二、七	四、八、一五	五	九、八、一五
一九〇九	二、三、二一一	二、五、四一一	一、四、一三	一、四、一三	三、二、一一
一九一〇	二、三、二一一	二、六、八一三	三、八、一一	一、八、一三	一、四、一三
一九一一	二、四、六一五	二、五、八一七	一、六、一九	四、一、三	二、六、一五
一九一二	二、五、六一三	二、一〇、六一七	四、八、一五	四、六、一九	一、六、一一
一九一三	二、六、四一三	二、一〇、六一二	三、六、一五	二、六、一四	三、六、一三
一九一四	二、一、八一七	二、七、八一五	五、四、一三	三、六、一一	八、六、一三
一九一五	二、二、四一三	二、七、四一三	五	八、一一	四、八、一七
一九一六	二、六、八一五	三、六、二一一	二、八、一七	一〇、四、一三	一、八、一一
一九一七	三、三、二一一	四、〇、二一一	一、七	一、四	三
一九一八	四、二、二一一	五、七	一、四、二一一	八、二一一	八
一九一九	四、六	七、〇	三、四	二、三	一、一
一九二〇	三、二	九、三	五、四	一、五	三、二

年次	最低	最高	差額	當年最高と前年最高との差額	當年最低と前年最低との差額
一九〇〇	四、二、八分五	五、三、八分一	一、〇、二分一	六、八分五	一、〇、片
一九〇一	四、二、二一一	四、八、二一一	六	六、八分五	一、〇、片
一九〇二	三、八、二一一	四、二、四一三	六、四一一	五、四一三	一、〇
一九〇三	三、一、八一三	三、〇、八一三	九	四、八一三	一、一、八一三
一九〇四	二、七、八一七	三、一、四一三	五、八一七	八、八一五	一、二、二一一
一九〇五	二、八、八一三	三、〇、八一七	四、二一一	八一七	五、八一三
一九〇六	二、〇、八一五	三、一、八一五	三、	四一三	二、四一一
一九〇七	二、三、四一一	二、二、八一	七、八一七	二、二一一	二〇、八一三
一九〇八	二、五、八一三	二、八、八一七	三、二一一	二、四一一	五、四一三
一九〇九	二、七	二、九、八一	二、八一	四一一	一、八一七
一九一〇	二、八	二、二、四一一	三、四一一	二、八一	一、八一七
一九一一	二、五	二、〇、二一一	五、二一一	四一三	六、四一一
一九一二	二、一、四一三	二、六、二一一	四、四一三	四、	八、四一三
一九一三	二、一、八一五	二、七、四一一	五、八一五	四一三	四、八一七
一九一四	二、三、八一三	二、九、八一	四、八一七	一、二一一	三、二一一
一九一五	二、四、八一五	三、〇	七、八一三	二	九、八一三
一九一六	二、二、八一三	二、七	四、八一五	五	九、八一五
一九一七	二、三、二一一	二、六、八一三	一、四一三	一、四一三	三、二一一
一九一八	二、九、二一一	三、二	四、二一一	三	一、二一一
一九一九	二、六、八一	二、一、一	四、八一七	二、四一一	二、二一一
一九二〇	二、三、八一	二、一、一	四、八一七	二、四一一	二、二一一

參考書

W. F. Spalding, Eastern Exchange Currency and Finance, 1907.

J. Arnold, Commercial Handbook of China. Vol. II, 1920.

S. R. Wager, Chinese Currency and Banking, 1915.

" Finance in China, 1914

Far Eastern Review, 1919

## 第七章 財政組織と歳出入の現情

### 第一節 緒言

支那財政の紊亂錯雜せること、恰も彼の國狀の不統一なるに齊しく、人をして眞に迷宮裡に入るの感あらしめ、其真相を究むること殆ど不可能と云ふも過言ならず。然れども已に清朝の末年以來、常に歳出入の均衡を保つを得ず、國庫窮乏の慘狀日一日より甚しきは、疑なき事實にして、之が爲め一時は列強の利權爭奪を招致し、其結果動もすれば支那は國際俎上に於て分割されんとするの形勢を馴致するに至れり。勿論其後歐洲戰爭の勃發に伴ふ世界形勢の變遷に基き、漸く瓜分の悲運を免るゝを得たるが如しと雖も、而かも財政の紊亂は更に近年益々甚しく、漸次危機に瀕するに至り、支那の自力を以てしては、遽に回運の望なきに至りし結果、今や復た支那は國際間に共同管理せられんとするの氣運を形成するに至り、極東の風雲將さに暗憚たるものあり。



蓋し盛清の世に在りては、刑を嚴にし賦を軽くして民に臨み、民をして其威に畏れ其徳に懐かしむるの策を採りしと共に、他方何等國利を圖り民福を増さんとする積極的政治を施すことなかりしを以て、康熙雍正乾隆の間に在りては、比較的財政豊にして、國庫に餘帑を貯へたりと雖も、嘉慶道光以後に至りては紀綱漸く弛み憂患相繼て起り、殊に光緒以降列國の壓迫年に甚しく新政を施行せざる可らざるに至りてよりは、經費俄に膨脹し、出入益々均衡を失ひ、危急に迫らんとするに至りしかば、當時の政府は國會の開設を機會とし、財政の根本的改革を爲さんことを企て、其第一着手として清理財政章程なるものを發布し、該章程に基き、一面中央集權政策を講じ全國の財政組織を統一すると共に、他面豫算決算を編成し收支の適合を圖らんことを策したり。然れども積年の宿弊は到底一朝にして一掃す可くも非ず、宣統二年彼の資政院の開かるゝに及び、政府の始めて發表せし豫算表に據らんか、宣統三年度の歳入額二億九千餘萬兩に對し、歳出額三億三千餘萬兩にして、不足額三千九百萬兩に上り、若し更に追加豫算三千九百萬兩を加算せんか、歳入の缺陷實に七千八百餘萬兩に達し、而

かも尙新行政費毎年平均四千萬兩を増加すべき勢にありたるのみならず、外債亦た宣統四年以降毎年四千二百萬兩餘を償還せざる可らずして、支那財政の前途將さに瀕死の窮境に迫れり。斯の如く財政の紊亂甚しきに至りては、遂に清朝滅亡の已むなきに至るは、數の免れざる所にして、明は其當初の歳入四百萬兩なりしもの、末年には千六百七十萬兩となりて亡び、清は四千萬兩の財政が三億萬兩に膨脹し、終焉を告げたるを觀るに、租税の輕重を以て政治の善惡を卜する支那に於て、今更ながら財政の歴朝の興廢に關する所の重且大なるを惟はざるを得ざるなり。而るに清朝退位し共和政府之に代はりたりと雖も、支那財政の危険は到底之を避け得ざりしは勿論、清朝末年以來の財政整理事業も依然何等其緒に就かざるのみならず、爾後國內の騷亂絶ゆることなく、中央の威令全國に及ばざる爲め、殆ど地方の財政を獨立せしめたと共に、軍政兩費は妄りに増加し、中央の財政は一に借款に依て支持するの外途なきに至り、爲めに今や内外債は累積して二億二千七百萬磅の巨額に上り、將さに支那財政は殆ど收拾す可らざる窮窮紊亂の危機に陥るに至れり。斯の如きは是れ蓋し近世政府の綱紀弛廢

し、其制度は皆多く具文に歸し、上下大小の官吏相率ひて公器を濫用し私利を營むに急なるの情態に在るが爲めなりと雖も、他方其財政組織の著しく不統一紊亂せるにも歸因する所なかる可らず。先づ之が根本的大整理を遂げんが爲めには、其財政組織を一新して、從來の弊政を釐革すると同時に、財政方針を變更して收支を適合せしむるの外他に適策ある可らず。

凡そ民國の財政組織は、大體に於て清朝の制度を踏襲したるものなるも、清朝の末年恰も財政制度の釐革中、未だ其成らざるに、突如革命事變の勃發を見たるものにして、而かも爾後政治の基本確定せず、財政の紊亂全く其極に達せるを以て、今や支那の財政は殆ど論ず可き基礎を有せざるの情態に在るなり。然れども其今日あるは其禍根遠く過去の制度に胚胎せるものにして、從て之を究めんと欲せば、勢ひ歴代の財政組織を檢覈せざる可らざるも、爰に之を審にするを得ざるを以て、以下主として清朝末年以來の變遷を基として現狀に就き概説する所ある可し。

## 第二節 財政機關

民國の財政組織は、中央に財政部なるものありて全國の財政を總管し、地方各省には財政廳を置き、中央政府の派遣大官たる省長をして省内の財政を管掌せしむるの制度にして、是れ清朝時代に中央に戸部即ち後に度支部と稱せしものあり、地方に皇帝の任命せる布政使なるものありて、各財政を管掌せし制度を踏襲せしものなるも、元來支那の政治は、名は中央政府なりと雖も、實は未だ中央集權の完全に行はれたることなく、中央政府は唯單に政府所在地地方の政治を行ふのみなるが如き状態なるを以て、財政の如きも實際上中央政府は唯だ政府所在地の財政を管掌するに止まり、各地方の財政は夫々各省の管掌する所にして、中央政府は單に之を監督するに過ぎざるが如き状態にありしなり。蓋し是れ畢竟極端なる地方分權制を採用せし致す所にして、近世の地方制度は元の時代に始まりしもの、如く、元の北方より侵入して支那を統治するに當り、地方官の權力を増大せしは、是れ恐らく彼の如き廣大なる版圖に畫一

の統治を爲すこと能はざりしに出でたるものなる可けんも、之が爲めに極端なる地方分權を馴致し、封建制度は已に秦漢以來全く迹を絶ち、名は郡縣制度に變したりと雖も、其實は何等封建制度と擇ふ所なく、唯地方長官の中央派遣の官吏たるの點に於て封建諸侯と異なるのみ。されば古來支那に國政の統一ありと云ふも、是れ畢竟名義上の統一に止まり、未だ曾て眞の集權的國家の組織せられたることなきもの、如し。過去に於ける行政組織已に斯の如くなりしを以て、近年の如き中央政府の威令地方に及ばざるに至りては、地方財政の全然獨立せるは固より其處たるを失はずと共に、現時各省督軍省長の殆ど全權を以て其管内の政務を行ふも、是れ畢竟如上の精神を傳へたるものに外ならざるなり。勿論革命後初め全國各縣の徵稅を財政分廳に掌らしめ、各分廳を一省の財政廳に總轄し、以て中央財政部は全國の財政廳を統一せんとの策を立てたりしも、結局各省行政の實權を掌握せる省長に一省の財政徵稅上の全權を委ね、各縣の知事に徵稅を兼ねしめざれば、到底財務行政を行ふ能はざるより、遂に各省の財政は舊の如く獨立し、中央殆ど與ることなきの狀を致すに至れり。

(一) 中央財政官廳 民國の官制上に於ては、財政部は全國財政上の最高機關にして、會計、出納、租稅、公債、泉幣、專賣、儲金、銀行及其他一切の財政を管掌し、並に地方公共團體の財政を監督し、部には總務廳、賦稅司、會計司、泉幣司、公債司及庫藏司を置き、各事務を分掌せしめ、更に中國銀行、造幣廠及印刷局を監理するものとす。清朝時代には元と戸部と稱し、後に度支部と改稱せられ、部内に清吏司なるものを設け之を十四分し、各其管轄地域を定めて一省又は數省の事務を分掌し、尙別に附屬官府として、南方より北方に送る漕米の出納を掌る倉場衙門及鑄錢局を置きて貨幣の鑄造を掌る錢法堂なるものありて、其一般職務は現時同様稅務を處理し出納を監督するにありき。從て財政部度支部何れも表面上に於ては、凡そ國家の財政に關しては其職權の及ばざる所なかる可きものとす。而るに實際上にありては、地方財政を管掌せる省長は、財政部に直隸するに非ざるより、財政部の命令を奉せざることあるのみならず、地方財政の如きも、中央の任命せる省長の全權に屬するが如しと雖も、別に武官たる督軍なるものありて、而かも督軍は各々手兵を擁して地方統治の實權を占握せ

ると共に、其地位省長の上に在るを以て、勢ひ省内の財政は事實督軍に左右せらるゝこととなり、且督軍は財政部に對し何等の統屬關係なきが故に、財政部の地方に對する監督權も畢竟官制上の具文たるに止まるなり。従て財政部は直接に國家財政權を行使すること能はず、單に地方財政官廳より中央に輸せらるゝ賦税を納めて、之を中央各部に支發し、以て其經費に充つるに過ぎざるのみ。蓋し清朝時代にありても、中央に於て新に經費を要する場合には、上奏裁可の上各省に於て之を分擔す可く、各省の承認を求めたるものにして、若し地方に於て之に應せざれば、度支部は復た奈何ともする能はざりしものとす。尙中央の財政は、財政部之を管掌するを原則とせるに拘らず、清朝時代にありては、中央各官廳にして特に經費を要するときには、豫め度支部の同意を求むることなくして、直接上奏裁可を経、直に該官廳より地方に令して送金せしむることありたるが、民國に至りても尙時として此種の弊行はるゝことあるが如し。殊に中央各部に於て直接收入するものゝ如き、例之司法部の訴訟費、農商部の登録税、教育部の學費等の如きは、固より財政部に關係なく各部自ら收入支出せり。加之清朝

以來中央に財政部以外更に特設財政官廳ありて、各特殊の財務を專管せり。即ち關稅は稅務處なるものありて出入を管理し、鹽稅は鹽務署なるものありて掌理し、表面は財政部總長之が督辦たりと雖も、收入支出は毫も財政部之に干涉するを得ず、全然獨立の財政官廳たること異ならず。殊に兩稅は共に巨額の外債の擔保となれるより、近年に至りては關稅は總稅務司に、鹽稅は鹽務署内の稽核總所に管理せられ、全然支那政府自身の自由とならざるに至れり。されば財政部は全國財政の最高機關たるに拘らず、國家の收入支出の幾干に上れるやをすら之を審にするを得ざる地位に在るものとす。清朝以來の中央財政官廳の地位叙上の如くなるを以て、近年の如く中央の威令全く失墜し、地方獨立の形態顯著となり、而かも地方軍政費の増加甚しく、上下の官紀廢するに於ては、地方の貢賦殆ど杜絶し、中央の財政窮枯渴の狀を呈するに至るは、是れ正しく當然の歸趨なりと謂はざる可らず。勿論清朝時代には中央に都察院なるものありて、中央地方各官衙の財政を監督し、今は審計院なるものありて、大總統に直隸し、國家歳出入の決算を審定し、若し各官署職員の出納事項に於て、法令に違背し

或は不正の情事あるを發見したる場合には、直に大總統に呈報す可き責任を有すと雖も、概ね空法空文にして所謂威儀三千に異ならず。一九一三年の善後大借款契約に基き、審計院内に外債室を附設し、二名の外人を顧問の名を以て稽核員たらしめ、外に支那人外人各一名を外債室長に置き、借款支途を監理せしむることせしも、是すら殆ど有名無實の情態なりしが如し。

(二) 地方財政官廳 清朝時代に於ける地方官廳は、總督巡撫以下道州縣等頗る複雑し、元と總督は文武二權を兼有し、巡撫は民政をのみ管掌するを原則とせしも、漸次巡撫も亦た兵權を有するに至り、督撫二者の權限殆ど區別なきこととなり、唯總督は二省或は三省を兼管し、巡撫は一省を以て管地とするの差ありしのみ。然れども財務行政上に於ては、承宣布政使を以て一省の財賦を掌るものとし、各省の最高財務官廳と爲せしものゝ如し。而るに革命後軍民分治の議生じ、省内の軍事を總理するものとして、初めは都督と稱し後改めて將軍とし、更に又督軍と改稱せるものを置き、別に行政財政等一切の民政を總攬するものとして、始め民政長と稱し後改めて巡按使と爲し、更

に又省長と名付つけたるものを置くことせり。従て財務行政上に於ては、省長は省内に於ける租税の賦課徴收、金穀の保管出納等一切の財務を管掌するものにして、行政公署なる官府を設け、各政を分掌せしめ、財政に關しては財政司なるものを置き、他の行政事務と同じく凡て省長の指揮を受け省長の名義を以て行はしむるものとす。財政司の掌る事務は、地方税の徴收監督事項、地方税以外の收入監督事項、地方税違法徴收の處分事項、地方税滯納處分の訴願事項、地方歳出監督事項、地方豫算決算編成事項、地方公債事項、地方金融事項とす。されば省長は全く官制上に於ては、地方最高の財務官廳なりと雖も、其實は上にも述べたる如く督軍の勢力地位大なるより、單に名義上の財務長官たるに止まり、唯其事務は管内より送らるゝ賦税の一部を中央に輸し、其餘を藩庫に納め以て省内の行政費に充つるに過ぎずして、實權は寧ろ督軍に掌握せらるゝの態なり。而して是れ敢て財政に限らず、省内の政治は總て督軍の左右する所に係るものにして、従て勢ひ督軍にして省長の任を兼ねるもの少なからず、若し然らざるも督軍全權を有し省長之に附屬するに止まれり。而かも官制上省長は何

等督軍の指揮監督を承くるものに非ずして、職務上は全く平等の地位に在るものなり。蓋し斯の如きは是れ清朝時代の遺制にして、清朝の總督及巡撫も共に中央に對しては平等の地位に在りて、兩者間何等統屬關係なかりしものとす。而して又布政使は府州縣の大小官吏を統率し、一省の財政を管掌するものと爲せしも、總督巡撫の監督の下に在りしを以て、錢糧の上納の如きは督撫の名を以て行ふを例とし、實權は同じく督撫の掌裡に歸し、布政使は其命に従ひ單に錢糧の事務を掌るに過ぎざりしものとす。而して清朝以來鹽稅及關稅は、別に之を管するの專司ありて、其收入を直接中央に輸し、全然省長若くは布政使の關與を容さざるものとす。即ち關稅は元と海關道の管理せしものなるが、革命事變後は國際委員會に依り保管せられ、鹽稅は又元と鹽政(多くは各省督撫の兼官)の管掌せし所なりしも、彼の善後大借款成立後は、各地の稽核分所にて收入し直接之を中央に輸するに至れり。清朝時代にありては尙特設地方財務官廳として、米穀を京師に輸送するの事務を掌る糧務官廳、厘金稅の收支を管理する釐金官廳等數多ありたりと雖も、布政使とは何等の從屬關係なく、唯此等特設官廳の收支を報

告せしめ、之を査核することあるも、其結果を上司なる督撫に申告するのみにして、直接監督權を有せしに非ざるなり。從て現在に至りても地方財政も亦た之を統轄するの全權を有する中心官廳あることなく、何等の統一なきものとす。

地方行政官廳としては、清朝時代には布政使以外に、道に道員あるのみならず、更に下級地方官として府には知府あり、直隸州には知州、直隸廳及廳には同知、州には知州、縣には知縣ありて、各其上級官廳の監督を受け、其管内一切の政治を司りしものなるも、特に財務行政に關しては、最下級の知縣より直接貢賦を布政使に輸し、知府其他を経由することなく、知府其他も亦た知縣の貢賦を得て、唯當該官廳の財政を司るに過ぎざりしと共に、革命後は府及直隸州を廢止せしを以て、今や財務官廳として重要なるは、省長に次ぐを知事とす。知事は清朝時代の所謂知縣にして、一縣の政令を掌り、財政司法警察に關する事務を主たる職務と爲すものなるも、元來地方官中に在りても他の督軍省長以下は、其職とする所専ら下級官廳の監督にありて、直接人民に關係するなきに反し、獨り知事は牧民官又は父母官と稱せられ、人民に直接し化育

を司るものにして、其權限頗る廣大にして一切の政治に關與せざるなく、支那政治組織の單位、官僚制度の骨髓たるものなり。而して知事は直接人民より租税を徵收し、徵税期及銀錢の換算率等殆ど其意のまゝに決定せらるゝものなれば、假令税額一定して不動なりと雖も、私を營むの餘地頗る大なりとす。即ち例之地租を徵收する場合の如き、税額は假令幾兩と確定せらるゝとも、錢を以て徵收するものなれば、市價一兩に對し一千三百文とすれば、知事は之を一千七百文又は二千文と換算して徵收するが如き是なり。而して其徵收したるものは、一定額を省長其他の上司に輸し、大部分の殘額を自由に使用するは、尙省長の財政部に對するが如し。加之上司に送る可き一定額すら、天災其他種々の口實を設けて送らざる場合多く、而かも管内の行政費に對しては厘毛の支出も之を吝み、敢て道路の修築教育の獎勵等を爲すことなく、而して其實人民に對しては巧に各種の名義を借りて暴斂横征至らざるなきなり。而るに上級官廳は又地方が新政を施し之を以て送金額減少の口實と爲すを懼れ、敢て地方行政政治の擧らざるを責むるなし。從て知事は毎年省長に對しては形式的會計報告を爲すのみに

して、事務は殆ど幕友書吏に委ねて顧ることなきなり。

幕友及書吏は古來支那の上下の官廳に附隨せるものに係り、幕友は幕僚、幕賓とも云ひ、内顧問の義にして、専ら財政裁判に關する事務を掌り、書吏は吏胥、胥史、或は單に書又は吏、又通俗に書辨とも稱し、尙官廳により供事、典吏、經承、儒士等の名稱あり。主として文書の草稿雜務の處理徵税事務等を掌るものなり。此等は何れも官吏に非ずして、其報酬の如きも束脩と稱し長官の私財を分つものなれば、職務上の責任は凡て長官に歸するより、虎威を藉り私慾を恣にし人民を苛征して止まざるを例とせり。而かも其數少きも一地方二三百人を下らずと稱せられ、支那財政の禍根實に爰に胚胎せり。其害毒は古來何人も指摘する所なるも、今に至るも尙除去せられず。蓋し由來支那の官吏は科甲若くは捐納に依りて任せられ、一は經史文學の如き文藝を以て官を得、一は黄金を以て官を購ふものなれば、法律制度に關しては何れも何等の知識を有せず、加ふるに清朝時代にありては、地方官の任期は一地方に於て永きも三年に過ぎざると共に、嚴密なる廻避の制なるものありて、其郷里に於て任官するを得ざ

る等の規定ありしより、勢ひ地方官の任に就くときは、土地の情況に通曉し事務慣例に熟達せる彼等幕友書吏に實務の處理を委ねざるを得ざるなり。彼等は父祖代々相傳へて以て世業と爲し、殆ど一階級を組成し、内外相通じて有らゆる惡事を爲せるものにして、其行政上に及ぼす弊害實に測る可らざるものあるなり。然れども多年の因襲積弊は容易に一掃し難く、曾て清朝乾隆年間に吏胥は五年毎に更換す可きことを定めたるも行はれず、革命後も之が廢止論旺に高唱せられたるも、之を除かば一事をも爲す能はざるより、今に於て毫も改まるなし。

(三) 清末の改革 支那の財政組織は、清朝以來中央政府の事務を各省に行はしめ、中央には度支部若くは財政部なるものありて、名義上全國の財政を總攬すと雖も、實際上は殆ど地方財政に關係することなく、各省の自治に一任し、各省は單に指定せられたる貢賦を中央に輸せば足り、而かも其間各官廳の財政權は四分五裂し何等統一する所なかりしは、上來叙ぶるが如くにして、趙炳麟の財政統一に關する上奏文中に、『我朝財政の散なるは、財權の紛るゝに由る、各部經費は各部自籌し、各省經費は各省自籌

し、度支部は毫も其數を知らず、州縣の進款出款の如き亦た本省督撫之を詳稽し難きこと、宛も數千の小國各自計を爲すに異ならず』とあるに徴し、紊亂の狀以て想見するを得可し。而して清朝以來支那には眞正の集權制官廳あることなく、且中央官廳と地方官廳との間に階級の連鎖なく、從て中央官廳は地方官廳に對して直接の隸屬關係を有せざるを特色とせり。蓋し以上の不統一は、是れ一は極端なる地方分權制を採用するの致す所なりと雖も、一は國家の官吏をして互に相箝制して、以て私に權勢を養ひ威福を恣にせざらしめんとの制度の精神に出でたるものなり。然れども斯の如く國家が最初より官廳に信認せざるは、是れ豈政務の伸張を計るの道ならんや、官吏が管に苟且儉安するのみならず、相猜疑し若くは朋黨比周し、公器を濫用し私利を營むに至るは蓋し偶然ならざるなり。

斯の如く清朝時代に於て既に財政權の統一を缺き財政の紊亂其極に達せしを以て、其末年一たび財政統一の議出づるに及び、如上の諸弊を改めんと欲し、光緒三十四年十二月政府は旨を奉じて清理財政章程なるものを議奏し、先づ從來中央の各官廳が壇



に地方より徴收せしものを改めて、必ず當時の財政部たりし度支部の名を以て徴收し、然る後に該官廳に發給することとし、又從來各官廳が直接自ら收支を行ひしものも、一度は度支部の金庫を経由す可きものと定め、其費途に關しても、將來に於ては其經費が果して必要なや否やを審にし、必要ならずと認めたるときは、之が削減を爲す可く、又必要缺く可らずと認めたるときは、進んで補助をも爲す可しとし、且更に度支部の權限を擴張して、國庫の統一豫算決算の編成を一任すると同時に、尙地方に對しても、從來布政司が専ら督撫の監督を受け財政を掌りしを改め、督撫と度支部とに兩屬することに定め、省内の財政に關しては隨時布政使より度支部に詳報して検査を受く可きことに改定し、尙且地方の特設財務官廳も漸次裁撤して布政司の事務に併入す可く、此等諸官廳の收支は必ず布政使に送り査核を受く可きものと爲せしも、歴史的原因に妨碍せられ、因襲の久しき速に各官廳の自籌の如き之を禁遏する能はず、叙上の諸弊は依然として改むることなかりしが如し。凡そ尙古の氣風は支那國民の特性にして、支那に於ける革新の困難は其民族的精神に職由せり。支那法制の根據は古今

殆ど一貫して變易なく、歷朝命を革むるも法制は皆舊に依りて依然たるを其特色とす。殊に革命後は國體を一變せりと雖も、國政は毫も革まるなく、民國三年九月財政官制、同年六月財政應辦事權限條例なるものを公布せしも、官制は支那民族性を改むるに足らず、却て其弊今や更に甚しきを加ふ。

### 第三節 會計制度

凡そ近世國家の歳出入は凡て豫算に依り定まるを法則とするも、從來支那には財政學上の真正なる意義に於ける豫算なるものあることなし。唯歳出入に關する極めて緻密なる規定ありて、之に従て收入支出せられ、政府は敢て妄に國帑を費す可らざるものとせらるゝのみ。即ち清朝以來歳出入額及科目等は、凡て大清會典を以て一定せられ、之を變更するを得ざるものにして、從て經費の如きも各部各省に應じ一々之を固定し、各部各省は該規定に従ひ經費を支辨せざる可らざるものとせらる。而かも該規程は康熙乾隆に大成し嘉慶年間に改訂せられたるものなれば、百餘年前の情況に應じ

て定められたるものなるに拘らず、國情の著しく變化したる清朝末年に至りても尙之に遵はざる可らざりしなり。民國以後文明國の例に倣ひ會計法なるものを立案せしと雖も、未だ實施せらるるに至らざるを以て、依然大綱は前清の例に従ひつゝあるものと解するの外なし。従て清朝時代にありても、時勢の必要に應じて新に興りし政務の如きは、規定に照しては全く經費支辨の途なきのみならず、収入の如きも大清會典に固定せられたる經費を支辨せんが爲めに、一定の収入を充當するものなるを以て、經費の増加に伴ひて収入を増加せしむるを得ざるなり。されば勢ひ新に興りし政務に要する經費を支辨せんが爲めには、各地方より特に新に一定額を納付せしむるの外なく、従て収入と經費とは凡て各獨立し、恰も特別會計たるが如き觀を呈せしなり。即ち中央に於て新に經費を要するに於ては、之を各省に分擔せしむるものにして、之を派定と云ひ、各省の之に對する承諾を認籌と稱せり。若し該省に於て其派定額を出す能はずと稱し、認籌せざるに於ては、中央政府は復た如何ともする能はざるなり。且認籌額と言へども容易に接濟することなく、中央よりの數回の督促により初めて出すを清

末の實情とせり。斯の如く政府の収入支出は一定せると共に、上にも叙べたる如く極端なる地方分權制を採用せしより、各省經費は専ら各省をして自辨せしむるを原則とし、假令經濟貧弱にして省庫の収入少く、以て經費を支辨する能はざるが如き地方あるも、中央は之に對し何等の補助を爲すことなきを例とせり。唯斯る場合には、財源の豊富なる地方をして若干の銀兩を送付せしめ、以て其經費の不足を補救せしむるものとす。之を協餉の制と稱す。斯の如きは是れ蓋し從來の制度に在りては、國家經費と地方經費とを區別せず、地方政府の徵收したる租稅其他は均しく國家の收入にして、中央及地方の經費は凡て之に依りて支辨せられ、各省政府の地方經費を支辨するも、畢竟國家の經費として之を支辨するものに係り、唯該地方に配當したる國家經費に外ならずと爲し來りし趣旨に出づるものなり。而かも實際に於ては協餉の制度も其關係極めて複雑し、或る省が他省に協餉を發すると同時に、該省は更に別の省より協餉を受け、尙甚しきに至りては一方某省に協餉を爲しながら、同時に該省より又協餉を受くるものありて、必ずしも發餉受餉の二省相對立せしものに非ず。

凡そ中央の収入は凡て之を各省に仰ぐものにして、地方より中央に輸送するものは従來米穀と銀兩とありて、米穀を以てするを漕米と云ひ、銀兩を以てするを餉銀と稱せり。民國以來米穀は之を銀元に代へて納むることとなり、漕米の制は之を全廢せり。餉銀は之を一に京餉と云ひ、清朝時代には別ちて之を原定京餉及額外京餉の二種とせり。前者は従來の定額に依る餉銀にして、會典に規定せらるゝもの、後者は前者の不足を補はんが爲めに後に至りて追加したるものにして、單に其定められたる前後に依る區別に止まり、後年に至りては後者も亘久の常例となり、前者と何等異なるなきに至れり。凡そ中央政府は毎年冬季に於て翌年度京餉の豫算を作成し、其要する經費の總額を各省に割當て、更に翌年春季に至り不足なきやを審査し、再び添撥を加ふるを例とせり。然れども其額數は一定し變せざるを原則とせり。又其財源は之を指定するを常とせしも、此亦毎歲著しき相違なきを例とせり。清末光緒以後軍國多事にして經費遽かに膨脹し、到底斯かる固定的豫算を守ること能はざりし際の如きに於いても、尙名義上成典の規定を奉せざるを得ざりしものにして、從つて形式上豫算なるも

の全然なきに非ざりしも、實際上は全く豫算なきに異ならずして、表面の形式は以上の成典に依るも、實際は全く時に應じ宜しきに従ひ收支を爲したるものなり。京餉及協餉を解送するを解餉と稱し、中央の収入は一に地方の解餉に在るを以て、其期を愆らざらしめんが爲め、精細なる規定を設け、又官吏の不法行爲を豫防するに力め、之に關する種々なる賞罰規定をも設け、特に意を用ゐたりと雖も、地方は天災其他に名を藉り、自己の負擔せる定額すら容易に解送せざりしより、之が爲め従來上諭を發したること一再ならざりき。革命後に於ても制度の根本改變せらるゝなく、殊に政變以來地方の送銀激減せしより、民國四年五月改めて解款考成條例なるものを發布し、之が獎勵を爲すこととせり。而して政府の収入は一定の庫に保管し、規程に従ひ支出す可き定めなるも、従來金庫制度は支離滅裂にして、支拂命令官と出納官吏とは、往々混同し、金庫と銀行とは連絡なきに非ざるも、官廳により出納を司らしむる銀行を異にし、例之度支部は大清銀行、布政使は藩庫官銀號、鹽運使は鹽運使官銀號をして、各々官金の出納を爲さしめたるが如き是れなり。革命後金庫の統一は財政整理の根本

なりとし、民國一年十一月金庫出納暫行章程を公布し、更に三年三月金庫條例を實施し、之が統一を圖らんとせしも、鹽關稅の全然獨立せるは勿論、中央には中國交通兩銀行併立し、地方に於ても或は中國銀行若くは交通銀行の官金を取扱ふあり、或は今尙官錢局又は省銀行の管掌するあり、或は又官署に附設するありて、紊亂の情依然として舊の如し。

支那の財政制度に於ては、叙上の如く近世國家に於けるが如き豫算なきを以て、從て又決算なるものあるの理なし。然れども財務官廳として中央に財政部なるものありて、地方官府たる財政廳之に従屬するが故に、地方より毎年中央に決算を報告すべきものとし、清朝時代に在りても、地方長官は毎年奏銷冊と稱して財政決算書を上奏するを例とせり。即ち州縣官は其管内の租稅を徵收したるときは、其一部分を以て州縣の經費に充當し、又其一部分は定例に依りて之を儲存し、殘額は總て決算の上、之を布政使司に輸すると同時に、且其決算を報告し、之を銷算と稱し、布政使司は又省内州縣官より送付し來りし報告書を集めて、省政府の收支に關する決算書を作成し、之

を督撫に申詳し、督撫の名を以て皇帝に上奏すると同時に、度支部に報告す可きものとせり。度支部への報告を報銷と云ひ、上奏を奏銷と稱せり。而して中央も亦た時として各省に命じて管下各縣の徵稅狀況を報告せしめ、之を編纂して賦役全書なるものを作製し、奏銷冊を統合せしものを以て全國の財政と爲し、賦役全書に載する所を以て實際の徵稅額なりと爲し來りしものなり。然れども勿論形式上に於ては、國家一切の收入は先づ之を地方金庫に貯存し、春秋二季に於て一定の方式に依り其貯存の實額を上司に報告して其檢閲に供し、地方の經費に充つ可き所謂留支額の外は、上司の指揮に従ひて支出し又は上司に輸送せざる可らざる制度なりと雖も、元來中央及地方の歳出入は、上にも叙べたる如く成典に依りて一定し、表面は一定額の歳入に照して一定額の歳出を制するものなるより、縣は一定の貢賦を省に輸せば足り、省も亦た一定の貢賦を中央に輸せば足るものにして、一種の租稅請負とも稱す可きものなるを以て、中央政府は唯地方の財賦を貢獻せしめて中央の收支を行ふに止まり、地方の實際收支を計算し得可きに非ず。地方官も亦た收支の實際を示して若し餘剩あらば、直に中央

より定額の増加を命せられ、其結果一は自己の収入を減じ、然らざれば地方民より怨嗟の聲を聴かざるを得ざるに至る可きを以て、收支の實際を明かにすることなく、單に前代繼承の會計表を準據とし、多少の修改を施し、形式的に報告書を作成して上司に送るに至るは、是れ當然の歸趨たらずんば非らず。尙加ふるに中央地方官廳間に統屬關係なきこと前述の如くにして、其關係密接ならず、中央官吏は殆ど地方の實情に通曉せざるを以て、地方よりの奏銷は稽覈と稱して之を檢閲するの制度なるも、縱令報冊に虚偽の記述ありとも之を摘發する能はず、勢ひ報告は形式的無意義のものとならざるを得ざるなり。従て從來政府の歳出入として發表せられたるものも、畢竟各地方の中央に對する貢納定額と、尙留支定額と稱して地方に留めて使用し得可き額とを合計したるものにして、全く因襲的虚偽の數字を彙算せしものに過ぎざるなり。されば或る租稅收入若干と稱するも、其全額の中央の收入となるに非ざるは勿論、又必ずしも全國の徵稅實額を指示するものにも非ざるなり。實情斯の如くなるを以て近年發表せらるゝ民國五年若くは八年度豫算と稱せらるゝものの如きも、要するに從來の如

上の形式的報告に、更に多少推定上の増減を施したる架空的數字を羅列せしものに過ぎざるのみ。

支那の財政制度たるや叙上の如くなるを以て、鹽關稅の如き特別の機關に依りて管理せられ、直接中央政府の收入となるものは兎も角、概して支那の財政は地方よりの貢納額に依りて決定せらるゝものと謂ふ可きなり。即ち中央に威あり地方に天災地變なきに於ては、地方よりの定額は略中央の收入となる可けんも、然らざるに於ては固定の收入すら之を得ること困難なるに至るものとす。従て清朝末年の如き中央の威令地に墜つるに至りては、定額の収入を缺くに至るは是れ當然にして、殊に革命以來近年の如く殆ど政治組織の根本破壊せらるゝに於ては、地方の貢納殆ど杜絶し、中央財政は一に其直接收入たる鹽關稅及烟酒稅等に依り支持するの外なきに至るは宜なりと謂ふ可し。前財政部總長周學熙氏が就任の際宣布せし財政方針中に曰く、『凡そ國家收入と地方收入との間に何等の區別なく、經費の支出亦た混亂せるは、是れ中國財政紊亂の第一原因なり。財政機關各分立し、財權一ならず財務行政紛岐せるは、是れ紊亂

の第二原因なり。租稅辦法參差し、分配彼此懸絶し、負擔均しからず、弊竇百出せるは、是れ紊亂の第四原因なり。歳出入固定し、增收を圖らんとせば募債の一途あるのみに過ぎざるは、是れ財政枯渴の第一原因なり。幣制紊れ金銀比價鎊虧愈々重く、歳耗愈々多きは、枯渴の第二原因なり。銀行制度發達せず、運用當を失し、今日交付の借款明日即ち消耗し形無きは、是れ枯渴の第三原因なり。産業未だ發達せず、殊に光復以後農工商業疲弊し、富民に藏せられざるは、是れ枯渴の第四原因なり』と。蓋し斯る財政組織を以てしては、財政上の統一を期する能はざるは固より言を俟たざる所にして、財政の紊亂收拾し難きに至るは當然の歸結たるを失はず。然れども斯の如きは是れ敢て近世に初まれるに非ずして、其財政組織は郡縣時代に入りし唐宋以後一千年間殆ど改變なく、尙遡りて封建時代に於ても敢て異なるなかりしもの、如く、其淵源する所遠く古代に在り。

#### 第四節 民國の財政狀態

財政上の收支以上述ぶる如くなるに、清朝末年に及ぶに従ひ中央の支出益々多きを加ふるに至りしより、中央政府は地方留支額を減少し、以て中央の收入を増さんことを力めたるも、地方官府の支出を制限するの力なく、殊に彼の髮賊の亂以後始めて生じたる地方軍費なるものは爾來益々増加し、爲めに定額の收入も常に缺くる所多く、中央の財政難愈々甚しかりしより、遂に前節にも叙べし如く光緒三十四年、中央は財政の根本的整理を遂行す可く、清理財政處なるものを設け、度支部尙書之を直轄し、地方には更に清理財政局を置き、數千年來沿襲の會計法を棄て、新に全省出入の確數を稽覈すると共に、收支の方法を改良することとし、特に中央より正副監理官なるものを各省に派し之を監督し、若し財政局總辦等が其職責を盡さず若くは各財政官廳の報告の不實なるものを默許するが如き場合には、之を度支部に具稟せしむることとせり。然れども斯の如くにして集め得たる報告は、固より從來の如き前代繼承の因襲的統計を多少改めたるが如きも、多年の陋習は遽に之を破り難く、依然形式的數字の羅列に過ぎざりしもの、如し。次で更に度支部は宣統二年試辦豫算冊式を酌定し、中央

及各省官廳に通行し、之に遵照して豫算案を送付す可きを命じ、斯くて始めて宣統三年度豫算案を編成し、第一次開會の資政院に提出せり。斯くて三年度豫算は其形式上度支部、會議政務處及資政院の審議を経て確定せしも、各省督撫は地方財政の窮乏を訴へ命に従はず、全然實行するを得ざりき。次で度支部は宣統三年更に暫行豫算章程なるものを制定し、四年度豫算の編成に着手せしも、政體變更の爲めに財政革新の大業は遂に停止せらるゝに至れり。民國以後財政の窮迫殊に甚しく、之が一大整理を爲さざれば以て危亡を救ふに足らざるより、或は財政機關及會計制度の改革、税制の改良等を企て、殊に地方送銀杜絶せるより、創めて中央直接徴收の税款として、民國四年驗契税、印花税、烟酒税、烟酒牌照税及牙税の五項を新設し、更に五年には以上の外新に屠宰税、牲畜税、釐税及烟酒公賣費をも添加し、只管中央收入の増加を圖り、之が爲め各種の法令を發布せしも、上來叙べたるが如く財政組織の根本殆ど破壊せられ、諸般の制度紊亂の極に達せるを以て、何等の實效なく、從て豫算の如きも民國三年各省より財政員を選派せしめ、中央に財政會議を特開し、三年度豫算を編成せし以來、

其後に於ても五年度及八年度豫算等編成せられたるも、要するに上記宣統三年度豫算に基き、推定上の増減を施したる机上數字の羅列に止まるのみ。唯茲に參考の爲め八年度豫算經常歳額のみを示さん。

民國八年度豫算歳入經常門

第一款 田賦	共八七、〇八五、二九四元		
第一項 地丁	五六、八一二、三六二	第二項 漕糧	一七、六五八、〇七六
第三項 租課	一、九七一、三五七	第四項 雜賦	一、六四三、四九九
第二款 關稅	共七五、六一二、九〇七		
第一項 海關稅	五八、七九八、一七九	第二項 稅司經收常稅	五、六五〇、二八八
第三項 稅司收入	一、四一三、一八二	第四項 常關稅	九、五九三、二二八
第五項 監督公署收入	一五八、〇三〇		
第三款 鹽款	共九一、六八六、〇二六		
第一項 鹽稅	八五、一八九、〇九〇	第二項 官運餘利	五、四六五、六六一
第三項 雜款	一、〇三一、二七五		
第四款 貨物稅	共三九、〇三七、七〇六		

第一項 貨物稅	二一、八七六、〇八一	第二項 釐金	一一、四〇二、五七四
第三項 百貨捐	五、七五九、〇五一		
第五款 正雜各稅	共二四、八三二、三九四		
第一項 契稅	一一、二九二、七六五	第二項 牙稅	一、三六〇、七四九
第三項 當稅	六九三、七三八	第四項 牲畜稅	一、〇七一、五二七
第五項 屠宰稅	三、〇四一、一八六	第六項 鹽稅	一、二六四、三五二
第七項 茶稅	一、九四一、四六二	第八項 糖稅	七二五、八三五
第九項 漁業稅	一九七、一九三	第十項 木稅	二二二、一六四
第十項 包囊稅	一九、〇〇〇	第三項 雜稅	三、〇〇二、四二四
第六款 正雜各捐	共四、三三一、五四一		
第一項 貨捐	二八五、二七九	第二項 茶捐	四三二、九八七
第三項 船捐	四六、〇六九	第四項 雜捐	三、五六八、二〇六
七款 官業收入	共二、四一一、三六八		
第一項 官股收入	八四一、二三五	第二項 官辦局廠收入	一、五五二、一三六
第三項 官有房地租收入	一七、九九七		
第八款 各省雜收入	共六、一六七、一七二		
第一項 內務收入	二二三、二九六	第二項 財務收入	二、四〇四、九〇二

第三項 司法收入	一、六五三、八七三	第四項 教育收入	一四七、七九〇
第五項 實業收入	八四〇	第六項 官款收入	八四九、四一五
第七項 雜款收入	八八七、〇四六		
第九款 中央各機關收入	共一、九〇四、〇九四		
第一項 外交部收入	七〇、九一五	第二項 內務部收入	八七、三四六
第三項 財政部收入	八二二、三八三	第四項 海軍部收入	七、四一六
第五項 司法部收入	六二、五〇〇	第六項 教育部收入	二八六、三七八
第七項 農商部收入	二二七、四六〇	第八項 交通部收入	八一、六九六
第九項 印鑄局收入	一〇八、〇〇〇	第十項 橋工事務局收入	一五〇、〇〇〇
第十款 中央直接收入	共四二、七三七、六五二		
第一項 印花稅	六、一三二、〇〇〇	第二項 菸酒公賣費	一四、五一四、九九二
第三項 菸酒稅	一三、七五八、七八四	第四項 菸酒牌照稅	二、二四四、〇七七
第五項 契稅	三、六二八、〇八〇	第六項 牙稅	一、二九〇、六九二
第七項 釐稅	七二九、〇二七	第八項 屠宰稅	三九〇、〇〇〇
第九項 牲稅	五〇、〇〇〇		

歳入經常門共計三萬七千五百八十萬七千一百五十四元



右豫算案は民國八年六月議會に提出せられたるものなるも、全く形式的のものなるは上來叙ぶる如くにして、上表に地租收入八千七百萬元餘を計上せるも、是れ宣統三年度の豫算額四千八百萬兩餘に、推定上の増加を爲したるものに過ぎずして、一億町歩を下らざる廣大なる田積を有する支那の大國を以てして、全國實收額の斯る少額に止まらざるは、疑なき所なると共に、其内中央收入となるは、清朝時代に曾て四五百萬兩に上りしことありと稱するも、革命後殊に民國七年以後に於ては其額言ふに足らざるは、後に叙ぶる所に依り明かなり。尙本豫算案に依るに、歳入の缺陷二億三千八百七十餘萬元に及び、内二億元は内債に仰ぐ計劃なるが、由來國民間に於ける政府の威信殆ど失墜せる支那の如き國に於て、斯る巨額の内債を募集するを得ざるは、論を俟たざる所にして、斯の如き豫算の到底實行する能はざるは、敢て識者を俟ちて後知り得可きに非ざるなり。加之革命以來地方の送銀激減せるを以て、上表掲ぐる所の各種歳入も、關鹽兩税を除くの外は、中央の收入となるもの殆ど言ふに足らざるなり。現に民國四年以降の地方送銀額なりと稱するものに依るに、四年度一千九百一萬三千二百

百二十五元、五年度一千八百九十萬六千二百二十五元、六年度九百八十七萬八千六百十七元、七年度六百四萬二千七百三十元、八年度五百五十五萬三千四百八十七元、九年度四百九十一萬七千四百五十六元、十年度三百四十四萬一千四百四十七元に過ぎず。即ち四年度以降中央政府の各地方に送銀を指定せし額並に實際送銀額を表示せんに左の如し（銀行月刊第二卷第十二號に依る。單位一千元）。

省別	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
直隸派數	二〇〇	六四〇	七五〇	五〇〇			
山東派數	一、二〇〇	一、二二七	一、二五五	一、二五五			
河南派數		四八〇	六〇〇	六〇〇			
山西派數	一、〇〇〇	二、〇九七	六六八	八〇〇			
江蘇派數	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、九五〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
安徽派數	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
江西派數	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
江西實數	二、〇三九	二、四一〇	二、一六〇	二、一六〇	二、一六〇	二、〇六四	二、一六〇



に節約するも、年額約一億元内外を必要とするに、之に對する収入たるや、國稅收入の大宗たる地租は、歷年各省に截留せられて今や全く地方稅たるの觀あるに至り、殊に貨物稅に至りては固と地方軍費に充當せんが爲め起せしものなりしより、當初より地方稅たるの性質を帯び、北京附近にて徵收せらるゝものゝ外、何れも地方政費に充用せられ、其他正雜各稅及正雜各捐の如きに於ても、同じく中央の收入となるもの土表地方送銀額に照し殆と言ふに足らず。從て中央政府の重要收入たるは、關鹽兩稅なるも、何れも外債の擔保となれる爲め、政府は恣に之を流用するを得ず。即ち關稅は今や五千萬兩内外の巨收に上るに至りしが、本收入を擔保とせる外債元利の支拂と善後大借款の需用とに充つるに於ては、一九二〇年の如き銀價暴騰の際に於てすら、剩餘額二千三百五十萬兩に過ずして、而かも該剩餘額は一九二一年三月の國務院令に依り、内債償還整理基金に充當せらるゝことゝなりし爲め、政府の自由に使用し得可き額今や到底大なるを得ず。鹽稅收入も亦た善後大借款の擔保となりてより以來、逐年收入額を増し今や八千萬元以上に達するに至りしが、此内より借款元利一千九百四

十餘萬元の控除せらるゝのみならず、尙上記内債償還基金として一千四百萬元を支出せざる可らざるより、剩餘額四千六百萬元に過ぎずして、而かも本剩餘金は後章内債に於て叙ぶる如く民國十一年の鹽餘公債基金となり、且特種鹽餘庫券及同收入を擔保とせる短期借入金の支拂に充用することゝなれる爲め、中央の政費に供し得可きもの今や殆どあるなし。關鹽兩稅に次ぎ中央の直接收入として重要なものは、烟酒稅及印花稅なるが、前者は八年度實收額一千四百三十八萬元餘に上りしと稱せらるゝも、本稅も中法實業、米國烟酒及市俄古實業等の借款擔保となれるのみならず、内債整理基金として毎年本收入より一千萬元を支出することゝなれるより、同じく政費に充て得可き額言ふに足らず。而して印花稅の中央實收額は二百萬元餘に過ぎずと稱せられ、其他官業及官產收入の如きも、國庫に入るもの記するに足らず。尙中央各部收入として、例へば司法部の訴訟費、農商部の登録稅、教育部の學費及財政部の造幣余利等あるも、其額大ならざると共に、各部に於て自由に收支せるを以て、殆ど國庫に寄與する所なし。斯の如くにして今や關鹽兩稅其他直接中央の收入に屬す可きものを除く國家收入

の大部分は、地方費殊に地方軍費に充用せられつゝあるものにして、全國の陸海軍費支出額は少くも二億二千萬元に上る可しと稱せらる。而るに地方は民國以來關鹽兩稅の巨收を失ひ、其歲入清朝時代の如くならざるに、軍費の支出は清末以來益々増加し、歲出額の六割を占むるに至りしより、從て地方民政費は何れの省に在りても甚しく不足し、之が爲め省公債の發行（江蘇、四川、廣東、江西等）、金庫券の發行（山東、安徽、江西、福建等）、紙幣の濫發（湖北、湖南、廣東、吉林等）、銅元の濫鑄（湖南、安徽等）、民間よりの借款（湖南、福建等）等に依り、纔に經費の補充を爲せる現状なり。地方財政亦た斯の如くなるを以て、其治績は毫も擧らざるのみか、却て軍閥の跋扈により國民の生活は多大の脅威を受けつゝあり。加之此の如く中央政府の財政獨り窮乏し破産に瀕せるも、國民の負擔には何等の變更なく、依然として小吏の苛征誅菜に苦しめるのみ。

民國財政の現状叙上の如くにして、國內の不統一より延びて各省送金截留の風俗を爲し、唯纔に中央の収入は主として關鹽餘款に恃賴せるの有様なるに、今や該收

入も大部分内債の償還に充用せらるゝこととなり、隨て外債の元利償還の如き近年停頓せるもの頗る多きのみならず、官吏の俸給すら支給するを得ざる窮窮枯渴の状態にして、當面支那の必要とせる經費は、滿期外債の元利一億二千萬元、短期借入金六千三百萬元、歷年の不拂軍費八千八百萬元、同上政費三千六百萬、合計三億七百萬に達すと稱せらる。而るに外債は對外信用失墜し容易に成立せず、内債の途亦た既に窮して望なく、借款に由りて綢繆し來りし民國の傳統的財政策も全く施すに由なきに至りしより、今や將さに支那の財政は瀕死の危急に迫れるものと謂ふ可し。斯の如きは是れ蓋し政治の根本紊れ、國家の形態壞れたるが爲めなりと雖も、上來叙べたるが如き財政組織を以てしては、財政の統一を期し得可らざるは勿論にして、財政の紊亂收拾し難きに至るは自然の歸結たるを失はず。勿論尙支那財政窮乏の根本原因として、其經濟の幼稚にして不振なること、及政界の腐敗甚しく殆ど言語に絶せることを擧げざる可らずと雖も、從來の財政組織並に方針の下に在りては、經濟の振興を妨げ、且之が發展を策するに由なく、又政界の腐敗を助長するに至るは免れ難き所なり。從て

之が根本的整理を遂げんが爲めには、勢ひ其財政組織を一新して從來の弊政を釐革し、財政方針を變更して收支を適合せしむるの策を講ずるを急務とす可し。

### 参考書

- Wagel, Finance in China.  
 Jamieson J. W., The Revenue & Expenditure of the Chinese Empire  
 Morse H. B., The Trade & Administration of China.  
 Mayers, The Chinese Government.  
 Edkins J., The Revenue & Taxation of the Chinese Empire.  
 Parker, China, her History Diplomacy and Commerce.  
 Overlach, T. W., Foreign Financial Control in China.  
 民國財政史 中國財政論綱 皇朝政典類纂 續文獻通考 民國行政紀要第一卷 政治官報  
 中國財政史 大村文學士著支那政治地理誌 清國行政法第五卷及第六卷 東亞同文會發行支那  
 北京銀行月刊

## 第八章 窮乏せる財政と政治借款

### 第一節 日清戦役前後の借款

盛清の世に在りては、刑を嚴にし賦を軽くして民に臨み、民をして其威に畏れ其徳に懐かしむるの策を採りしと共に、他方何等積極的政治を施すことなかりし爲め、康熙雍正乾隆の間に於ては、比較的財政豊かにして、國庫常に餘裕を貯へたりしが、嘉慶以後に至りては、紀綱漸く弛み憂患相繼て起り國用竭し爲め、遂に外債を起すに至れり。即ち十數年に亘り中部支那各地に暴威を逞しくしたる長髮賊の亂は、同治の初年に及び漸く平定したるも、次て河南に捻匪の亂起り、更に之に前後して甘肅伊犁地方に回教徒の叛亂起り、露國は此機に乗じ治安維持の名義の下に伊犁占領を行へり。於是乎同治四年(一八六五年)清朝政府は左文襄をして伊犁討伐を爲さしめたるが、其際露國より軍器彈藥及糧食等を借入れ、遂に外債を起すの濫觴を成すに至れり。即ち其後光緒七

年(一八八八)に至り、伊犁條約の締結せらるゝに及び、露國は該地方を匪徒より回收し之を保守したる軍費の報償並に被害商民の被りし損害賠償として、清朝に九百萬留を要求し、政府は英國より百四十三萬千六百六十四磅二志を、調印後四ヶ月目より滿二ヶ年内に償還するの約を以て借入れ、支拂を了せり。其他日清戰役に至る迄の間に於て、支那の起せし外債左の如し。

一、伊犁天山地方に於ける回教の亂に際し、同治六年(一八六六)軍費補給の爲め、上海にて外商より海關稅及海關納稅票を擔保として、一百二十萬兩を借入れたり。是れ抑も支那が自ら進んで擔保を提供し、始めて資金を外國より借入れたるものにして、而かも關稅を以て外債の抵押と爲したる嚆矢とす。

二、同治十三年(一八七四)年、我邦の臺灣征伐後同島經營費として、二百萬兩を海關納稅票を擔保として、上海の外商より借入る。償還期限十年、利子年八分なりき。

三、光緒三年(一八七七年)年、伊犁地方の叛徒討伐の軍費として、英商滙豐銀行(香港上海銀行)より五百萬兩を借入る。擔保は温州廣東上海漢口の海關收入にして、期限七ヶ

年、六ヶ月毎に元利償還、利子年一割五分の高率なりき。

四、光緒四年(一八七八)年、海軍創興の爲め、獨商德華銀行より二百五十萬馬克を借款せり。利子年五分五厘にして、擔保は依然海關稅及海關納稅票とす。

五、光緒五年(一八七九年)年、中央の戶部年來の財政窮乏を救はん爲め、同様海關稅を擔保として、英商滙豐銀行より千六百十五萬兩を年利七分を以て借入る。

六、光緒十二年(一八八六年)年、戶部財政の必要より更に英商怡和洋行(Jardin, Matheson & Co.)より年利七分、期限三十ヶ年の約を以て、七十四萬三百四十上海兩を借入る。

七、光緒十三年(一八八七年)年、海軍費として獨逸より關稅を擔保とし、年利五分五厘、期限六個年据置き十個年賦を以て、五百萬馬克を借入る。是れ支那公債の歐洲市場に販賣せられし嚆矢なり。

以上同治四年より光緒十三年に至る二十二年間に於て、支那の外債は遽かに六百八十四萬九千八百八十磅即ち約四千萬兩餘を算するに至りしと雖も、英商怡和洋行の借款を除く外、何れも其期限短かく、爾後内亂外患の起ることなかりしかば、多くは光緒

二十年前後に至りて悉く償還するを得、唯だ僅かに英の七十餘萬兩、獨の約二百萬兩を殘すのみなりき。隨て未だ財政上の累を爲すに至らず、爾後兎に角財政自給の地位を保持し得たり。當時海關收入毎年二千萬兩を超え、政府の歳入平均八千三百五十餘萬兩、歳出七千七百五十餘萬兩、剩餘額毎年六百萬兩内外に上れりと稱せられ、清朝三百年を通じ最も國帑裕なりし時期なりと云ふ。然るに日支干戈を交ゆるに至りてより、爰に大に支那財政擾亂の端を啓き、遂に清朝及ぶ可らざるの悔を遺すの基を爲すに至れり。而かも爾來外債は全く其條件を變じ、從來多くは短期なりしもの、益々長期となりしと共に、利子は主として支那商民間貸借の例に準じ高率なりしもの、漸次低率となり、固と單に證書の交付に止まりしもの、多くは債券の發行となり、擔保は益々嚴重を加ふるに至れり。因に當時の中央政府歳出入なりとして上海駐在英總領事チューミスン氏の調査せしものを掲げんか左の如し。

歳入の部

地丁銀 二五、〇八八、〇〇〇兩

糧米 六、五六二、〇〇〇兩

海關稅 二一、九八九、〇〇〇

内地舊關稅 一、〇〇〇、〇〇〇

釐金稅 一二、九五二、〇〇〇

鹽稅及鹽厘金 一三、六五九、〇〇〇

阿片稅及同厘金 二、二二九、〇〇〇

雜稅 五、五五〇、〇〇〇

歳入總計 八八、九七九、〇〇〇

歳出の部

北京餉銀旗營餉需及内務府經費 一九、四七八、〇〇〇兩

砲臺軍火兵艦及洋操各項經費 八、〇〇〇、〇〇〇兩

南洋海軍經費及閩廣水師經費 五、〇〇〇、〇〇〇

北洋海軍經費 五、〇〇〇、〇〇〇

東三省邊防經費 一、八四八、〇〇〇

甘肅新疆邊防經費 四、八五〇、〇〇〇

外債本利償却金 二、五〇〇、〇〇〇

鐵道敷設費 五〇〇、〇〇〇

雲南貴州廣西協餉 一、六五五、〇〇〇

各種工事費 一、五〇〇、〇〇〇

各稅關燈臺浮標巡視船等經費 二、四七八、〇〇〇

各省地方經費及兵餉等 三六、一七〇、〇〇〇

歳出總計 八八、九七九、〇〇〇

光緒二十年(一八九四年)日清戰役勃發するや、之が軍費を得んが爲め、政府は各國內債の形式を模倣して、昭信票なるもの、發行を計劃せしが、當時商民は未だ公債の何たるかを知らず、且つ當局の處置宜しきを得ざりし爲め、之を購買する者少なく、漸く殆

と強制的勸誘に依り千百二萬兩の應募額に達したりしも、之が爲め銀價の騰貴を致し、商民の反對甚しかりしを以て、遂に豫期の目的を達すること能はずして已み、殆ど失敗に終りしが故に、軍費は之を外債に求めざるを得ざるに至り、是に於て同年及其翌年に於て左の外債を起せり。

種類	起債額	手取	利子	擔保	期限	起債年月
滙豐銀款	一千萬庫平兩	九八	七分	關稅	二十年	一八九四年十月
滙豐金款	三百萬磅	九二	六分	同	同	一八九五年二月
克薩金款	百萬磅	九五半	同	關稅及江蘇鹽稅厘金	同	一八九五年三月
瑞記金款	同	九六	同	同	同	上

支那が六百六十三萬五千磅即ち約六千數百萬兩の外債を起し、尙海軍豫備金二百五十萬兩及內帑金三百萬兩其他内國債若干を以て、漸く軍費に充當したる日清戰役も、遂に我邦の大捷となり、支那は二億萬庫平兩の償金を支拂はざる可らざることとなるや、爰に東亞の形勢は一變し、列強は一面支那に於て爲すあらんとすると共に、他面曩に募集せし公債の如き、其擔保は何れも外人管理の下に在りて收入確實なる海關稅

なりしに加へ、支那の富源に對する一般の期待大なりしより、市價好況を呈し、英の麥加利銀行及怡和洋行の契約せし克薩公債は百十五磅餘、端記公債は百四磅半に上りしが爲め、歐洲は支那を東亞の埃及と看做すに至り、於是乎露は佛と共に、英は獨と結び、互に進んで支那の我邦に支拂ふ可き償金に對する借款を引受けんことを競争するに至れり。一八九五年七月露佛は遂に英獨を先んじ、兩國銀行團の名を以て四億萬法(英貨千五百八十二萬磅)の大借款を年利僅に四分、實收九十四八分の一、償還期限三十六年、海關稅抵押の條件を以て契約するに至れり。而かも本借款は露國政府自ら之が償還を保證せり。以て當時露國の極東經營に對し包藏せし野心の如何に熱烈なりしかを窺知するに足らん。

一八九六年二月、我邦への第二次償金五千萬兩交附の期に當り、英獨は前年の失敗を回復せんが爲め、激烈なる運動を試み、遂に同年三月、一千六百萬磅を滙豐德華兩銀行の名義にて年利五分、實收九十四、期限三十六年、海關稅抵押の條件を以て貸與す可く成功せり。而して本借款契約締結と共に、本公債を償還せざる間は、總稅務司



の地位を變更せざる旨を約せり(借款契約 第七項)。斯くて以上兩回の借款に依り得たる三千百八十二萬磅を以て、支那政府は我邦に償金中一億二千七百五十萬兩を交付せしが、次で一八九八年に至り、下關條約の規定(第四條)に従ひ、三ヶ年以内に全殘額を支拂ひ、以て利子を免れんことを謀り、昭信股票章程なるものを發布し、内國債の發行を劃策せしも、商民の應募するもの更になく、已むなく我邦に對し賠款支拂を二十ヶ年間延期せられんことを求めしも、直に峻拒せられたるを以て、復たもや外債に依頼せざるを得ざるに至り、更に英獨(滙豐德華兩銀行代表)より額面一千六百萬磅を、年利四分五厘、實收八十三、期限四十五年を以て借款し、抵當は關稅收入のみにては稍缺くる所あるを以て、其外蘇州松滬九江浙東の各厘金及宜昌湖北沿岸安徽沿岸の鹽厘金を以て補充することゝせり。隨て本公債の償還資金は以上の厘金收入五百萬兩の外、不足額約百六十八萬兩餘は海關收入の剩餘金より填補することゝなれり。而して擔保に加へられたる厘金局の收稅事務は、爾來總稅務司の監理に歸することゝなれり。是れが範例となりて、後年更に各地の厘金局及常關の監理權をも總稅務司の手に委するに至りしものなり。

り。本借款は當初露國側の運動激烈を極め、年利四分の低率を以て應すべきにより、滿洲及北省の鐵道敷設權を與へんことを求め、之に對し英國は又財政監督權を要求すると共に、緬甸より楊子江に到る鐵道敷設權を借款報酬として迫り、英露の競争一時激甚を極めたりしが、遂に英國は再び借款權を露に先奪せられんことを恐れ、如上の要求を撤回し、獨と共同にて之を引受くることゝなりしものとす。斯くして支那政府は以上の三外債實收額四千三百二十一萬磅餘、即ち當時の銀相場に換算し二億七千二百二十二萬兩餘(庫平兩)を以て、我邦に對する償金二億萬兩、遼東半島還付代償三千萬兩、威海衛占領代償百五十萬兩、合計二億三千五百五十萬兩を支拂ひ、殘額は中央財政補救及軍艦六隻購入費二百萬磅に充てたるものなるが、尙當時約一千萬兩餘の支出は今に用途不明なりと稱せらる。我國は支那より得たる該償金を以て、金貨本位制を立つ。

叙上の如く日清戰役により支那は遽に五千四百四十五萬五千磅の巨額の外債を負擔することゝなりし結果、爾來毎年償還す可き外債二千五百十八萬五千兩を算すること

となり、當時の關稅收入二千一二百萬兩内外にして、全部を充用するも尙足らず、同戰役前には八千萬兩内外に過ぎざりし歳出は、俄然一億萬兩を超ゆるに至り、之より中央政府の財政大に重きを加へ、政府の威嚴また昔日の如くならず、延びて列國の利權爭奪を誘致し、爰に全く清朝覆滅の因を成すに至り、支那財政又た是より紊る。

即ち日清戰役前に起せし外債及日清戰役軍事費として英獨より借受けたる四外債は、全部一九一五年末迄に償還し終りしも、同戰役後に起せし露佛及英獨の三大借款は、何れも償還期長く、其額大なれば、一九二一年末に於て未償還元金尙二千七百七十一萬二千四百五十一磅に上り、一九四三年末に至らざれば該負擔を脱する能はず、而かも其間の利子のみにて累計一億二千數百萬兩に及ぶ。支那が日清戰役により受けたる財政上の打撃の決して輕からざるを見る可し。

## 第二節 義和團事變賠款

支那は日清戰役後遽に財政上の負擔増加し、各省に命じ中央送銀額を増さしめたる

も、地方は命の如く之を送るなく、一時五分の利子を以て一億萬兩の内債を起さんこと企劃せられたるも、到底實蹟を擧ぐる能はざる可きの故を以て、議遂に成らず。當時政府の歳入不足額は、毎年六七百萬兩に及びしと稱せらる。而るに他方列國の對支經營は、彼の一八九七年の獨逸の膠州灣占領を魁とし、漸次高壓的となるに至りしと共に、彼の下關條約に依り外人の支那の開港地に於て製造業を營むこと自由となりたるより、外人の企業所在に勃興し、尋で鐵道鑛山に對する投資亦た旺となり、所謂利權の外溢漸く顯著となるに至りしを以て、於是乎遂に國論沸騰し排外の氣勢漸く大ならんとせるに、偶山東河南の地方に義和團匪なるもの起り、匪徒の一九〇〇年五月直隸に入ると共に、遂に清朝の大官及軍隊の之に和し、列國と戰端を開くに至れり。團匪の亂は僅に三閱月に過ぎざりしと雖も、之が爲めに支那が其財政上に受けたる損害たるや、實に測る可らざるものあり。其結果日清戰役の深創未だ癒えざるに、更に支那の財政を瀕死の窮境に陥ることゝなれるぞ是非もなし。

講和會議は一九〇〇年十二月より開かれ、翌年九月十日に至り漸く所謂最終議定書

成る。其間列國の提議せし元兇の處罰、兵器の輸入禁止及通商條約に關する諸件は直に決定する所ありしも、賠償金額に至りては、北京駐在十一ヶ國の各全權委員の主張する所甚しく相違し、議容易に決せず、獨逸和白の四國委員を以て調査員と爲し、當初賠償金額を六億三千萬兩と概算せしも、數次の協議を經、四億六千零二十九萬六千三百九十三兩見と積り、更に削減して四億五千萬海關兩と改定せり、賠償金支拂に關する要項左の如し。(最終議定書第六條)

(一)賠償金四億五千萬海關兩は當時の金貨相場一兩對三志の率を以て換算し、六千七百五十萬磅の金貨債とし、利子年四分、一九〇二年一月一日より起り三十九個年を以て其元金を支拂ふものと定む。

(二)舊債を調整し毎年の負擔額を平均せしめん爲め、償金は之を五款に分ち支拂に便せしむること次の如くす(附屬書第十三號)

第一款	元金 七千五百萬兩	償還期限自一九〇二年至一九四〇年
第二款	同 六千 萬兩	同 自一九一一年至一九四〇年
第三款	同 一億五千萬兩	同 自一九一五年至一九四〇年
第四款	同 五 千 萬兩	同 自一九一六年至一九四〇年
第五款	同 一億一千五百萬兩	同 自一九三二年至一九四〇年

(三)銀價變動の爲め列國の受くる所に損失なからしめんが爲め、海關兩の各國貨幣に對する換算率を定むること左の如くす(同上第十三號)。

英 國	三 志	日 本	一圓四〇七	佛 國	三法七五
獨 逸	三馬克〇五五	米 國	弗七四二	露 國	一留四一二
和 蘭	一フロリン七九六	澳 國	三クワロン×五九五		

(四)償金の抵押は海關收入の剩餘、全國の鹽稅收入の剩餘(約一千五百萬庫平兩)及海關の管理に移すべき二十一の舊關收入(一九〇二年の收入二百三十萬海關兩餘)を以てし、海關收入中の輸入税に就きては、該稅率は物價の低廉なりしときに定めたる從價五分標準なれば、之を改むることとし、別に各國との通商條約を改修し、從來無稅品なりし物も多くば之を有稅品と爲すと共に、有稅品は一八九七年以降三ヶ年間に於ける各商品陸揚當時の平均價格に從ひ、從價五分を標準として可及的從量稅に改定し、增收を計る。

(五)利子は毎六箇月之を支付す可く、第一回支拂期限を一九〇二年七月一日とす。

(六)償金の元利は上海に於て列國より各一名宛選任せし委員會に交付す可きものとす。

(七)列國の償金分配額次の如し。

露 國	一三〇、三七一、一二〇	各國貨幣換算額	英 貨 換 算 額
獨 逸	九〇、〇七〇、五一五	一八〇、〇八四、〇二一留四四	一九、五五五、六六八磅〇〇
佛 國	七〇、八七八、二四〇	二七八、一六六、四二三馬克九三	一三、五一〇、五七七、二五
		二六五、七九三、四〇〇法〇〇	一〇、六三一、七三六、〇〇

英國	五〇、六二〇、五四五	七、五九三、〇八〇磅一九	七、五九三、〇八〇、一九
日本	三四、七九三、一〇〇	四八、九五〇、八九一圓七〇	五、二一八、九六五、〇〇
米國	三二、九三九、〇五五	二四、四四〇、七七八弗八一	四、九四〇、八五八、二五
伊國	二六、六一七、〇〇五	九九、八〇三、七六八リール七五	三、九九二、五五〇、七五
白國	八、四八四、三四五	三一、八一六、二九三法七五	一、二七二、六五一、七五
埃國	四、〇〇三、九二〇	一〇、三九四、〇九二クロン四〇	六〇〇、五八八、〇〇
和蘭	七八二、一〇〇	一、四〇四、六五一フロリン六〇	一一七、三一五、〇〇
西國	一三五、三一五	五〇七、四三一ヘクタ二五	二〇、二九七、二五
葡國	九二、二五〇	一三、八三七磅一七	一三、八三七、二七
瑞典	六二、八二〇	九、四二三磅〇〇	九、四二三、〇〇
其他	一四九、六七〇	二二、四五〇磅一〇	二二、四五〇、一〇
合計	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	六七、五〇〇、〇〇〇、〇〇

因に是に據り我邦の如きも本價金を從來歳入に計上し、年により一定せざるも、約二百五十萬圓餘を得るものとせり。

斯の如くにして清朝政府は、今や建國以來未曾有の大負擔を加ふるに至り、而かも當時の海關稅收入は、二千三百萬兩乃至二千六百萬兩に上りしも、舊公債の元利償還に

充つれば、三四百萬兩の不足ありしと共に、假令關稅を改正するも、尙不足を生ず可きを以て、一面從來(イ)北京八旗等の糧餉として増給せし百四十萬兩の經費、(ロ)糧食費其他の名義を以て神機營及歩軍に増給せし百二十萬兩の經費、及(ハ)滿漢官吏及八旗兵の俸米の一部を銀貨を以て支給せし額約百萬兩の經費を即時撤廢し、更に(ニ)各省沿江沿海地方の防備費並に各省水陸營練費及綠營經費等を一律に裁減し、且つ(ホ)租稅徵收に際しての官吏の中飽を禁ずると共に、他面(ヘ)鹽稅を每斤四文宛加徴し、(ト)内地產阿片茶砂糖煙草酒等の厘金稅を十分の三加徴し、(チ)家屋稅及土地附加稅を新設する等、只管經費の節減收入の増加を策し、尙更に賠償金を各省に分擔せしむること左の如くせり。

江蘇省	二、五〇〇、〇〇〇兩	四川省	二、二〇〇、〇〇〇兩
江西省	一、四〇〇、〇〇〇	湖北省	一、二〇〇、〇〇〇
廣東省	二、〇〇〇、〇〇〇	安徽省	一、〇〇〇、〇〇〇
浙江省	一、四〇〇、〇〇〇	山東省	九〇〇、〇〇〇
河南省	九〇〇、〇〇〇	新疆省	四〇〇、〇〇〇

山西	九〇〇,〇〇〇	甘肅	三〇〇,〇〇〇
福建	八〇〇,〇〇〇	廣西	三〇〇,〇〇〇
直隸	八〇〇,〇〇〇	雲南	三〇〇,〇〇〇
湖南	七〇〇,〇〇〇	貴州	二〇〇,〇〇〇
陝西	六〇〇,〇〇〇	合計	一八,八〇〇,〇〇〇

各省の負擔額千八百八十萬兩は、纔に初年度の賠償金利息を支拂ふを得るに止まりしを以て、(初年度利子百三十五萬磅)別に中央政府の負擔額を三百二十萬兩と爲し、總計二千二百萬兩を以て向後の元利償還に充てんことを圖りしも(第二年度以降元利償還定額二百九十餘萬磅)彼の財政組織を以てしては、遽に収入を増加せしめ得可らざるや固より其所にして、地方の送銀も中央の命の如くならず、各省は亦た之が爲め、或は安徽省の如きは質屋業に課税し、或は四川省の如きは肉類の厘金税を新設し、或は湖南省の如きは土產阿片の脱税に對する罰金を規定する等、夫々収入増加の途を圖り中央の急に應せんことに力めたる地方なきに非ざりしが如きも、翌年の各省分擔送銀は左の額に止まりしと稱せらる(單位千兩)。

江蘇一、七五〇      四川一、五五〇      廣東一、四〇〇      浙江 九八〇

江西	九八〇	湖北	八四〇	安徽	七〇〇	山東	六三〇
山西	六三〇	直隸	五六〇	福建	五六〇	湖南	四九〇
河南	四二〇	陝西	四二〇	新疆	二八〇	廣西	二一〇
雲南	二一〇	甘肅	二二〇	貴州	一四〇	計	一二,九六〇

即ち各省送銀額の定額に足らざる所五百八十四萬兩に及びしのみならず、如上の送銀額に對してすら、其繼續の困難なるを訴ふるものあるに至りしを以て、中央政府は一九〇三年特に各省に對し中央財政の危急を告げ督促する所ありしも、地方の送銀更に増すことなく、却て減少の傾向を示すに至りしより、政府は纔に海關及舊關の收入により不足を補はざるを得ざるの状態なりき。而るに賠償金は固と上述の如く金貨を以て支拂はざる可らざる規定にして、豫め列國は銀價變動の爲め受くる所に損失なからしめんが爲め、各國貨幣に對する換算率を規定せるに、不幸爾後銀價は年を逐ふて下落すること左の如く、其の結果支那の負擔は益々重きを加ふるに至れり(單位一海關兩に對して)。

年次	英貨	佛貨	獨貨	米貨
議定書規定	三	志	三法七五	三馬克〇五五
				〇弗七四二

一九〇一年	二志十片六分九	三法七三	三馬克〇二	〇弗七二
一九〇二年	二志七片五分一	三法二八	三馬克六五	〇弗六三
一九〇三年	二志七片八分五	三法三四	三馬克六八	〇弗六四
一九〇四年	二志十片八分三	三法六〇	二馬克九二	〇弗六六

是を以て乎、支那政府は換算率による損失額年三百萬兩以上を算するに至り、國庫の困乏到底其負擔に堪ゆる能はざるの故を以て、遂に列國に對し賠款金額の支拂は、銀價の騰落如何に拘らず、規定の換算率に據らんことを求むるに至り、米先づ之を諾し、英亦た一九二〇年迄を條件とし略贊同の意を表せしも、獨佛の峻拒により成らず。漸く數次の折衝を經、一九〇五年十一月に至り各國と左の約を結べり。

- (一) 賠償金の本利支拂に對する換算率は毎月の平均市價を以て之を定むること
- (二) 支那政府より各國銀行に存入する償還資金は、存入の日より償金の元利支拂の日迄四分の利子を付すること
- (三) 過去三ヶ年間の支拂不足額に對しては年四分の利子を附し各國に支拂ふこと

以上の約により支那は從來に比し利する所なきに非ざるも、他面支那が一九〇二年以來三ヶ年間に銀價下落に従ひ増すことなかりし不足額は、既に一千四十萬兩の巨額

に達せるを以て、爰に復たもや各省に飭令して其負擔額を一千八十萬兩追加することとせり。即ち各省負擔追加額左の如し(單位千兩)。

湖北	九〇〇	江蘇藩庫	八〇〇
江西	八〇〇	浙江	七〇〇
廣東	七〇〇	山東	六〇〇
湖南	六〇〇	安徽	五〇〇
直隸	五〇〇	天津海關	二〇〇
福建	五〇〇	福州海關	二〇〇
河南	五〇〇	芝罘海關	一〇〇
		江蘇藩庫	八〇〇
		四川	七〇〇
		山西	六〇〇
		蕪湖海關	一〇〇
		上海海關	五〇〇
		廣東海關	三〇〇

然れども各省の財政も亦た今や舊の如くならず、當時已に各地方政府は隨意に外債を起しつゝあるの狀態なりしを以て、如上の各省の負擔追加も終に急を濟ふに足らず、政府は更に外債に俟つの外なく、遂に其年十二月英商滙豐銀行(Hongkong Shanghai Banking Corporation)より一百万磅を借り入れ、漸く滯納賠償金に充當するを得たり。滙豐新借款又は賠款補充借款と稱せらるゝもの即ち是にして、借款の要件左の如し。

(一) 年利五分、毎年一月二日、四月二日、七月二日及十月二日に之を交附す

(二)發行價格九十七磅

(三)擔保は山西省煙草稅及厘金稅の收入(約年八十萬兩)とす

(四)期限二十年、但し期限内と雖も六ヶ月の豫告を以て全額を償還するを得

(五)償還資金は賠償金償却資金中より支出す

團匪事件以來既に二十年を経過せしも、尙未償還元金一九二一年末に於て五千七百五十八萬八千四百六十二磅を算し、支那が今日迄に支拂ひたる額は未だ約三割二分強に過ぎず。將來の負擔尙決して輕からず、毎年の支拂元利今や實に四百萬磅内外に迫ぶ。一九一七年歐洲戰爭に際し支那政府が交戦團體加入の條件として、之が支拂延期を聯合國に求めたる、寔に故なしとせず。年四分の利子は重なりて遂に元利一億四千二百萬磅、即ち九億八千二百二十餘萬兩(約十四億萬圓)となる可く、支那の損失實に甚大なりと謂ふ可し。米國は爰に同情せしものか、一九〇八年突如賠償金額は列國の被りし損害に較べ多きに失すとの故を以て、此が輕減を列國に圖れり。英稍贊同の意ありしが如きも、我邦其他の反對の爲め遂に成らず。於是乎獨り米國は其所得額二千四百四十萬弗中より、一千七十八萬五千二百八十六弗十二仙を減免し、支那をして該金額を以

て毎年米國に留學生を派せしむることとし、支那政府は四ヶ年間繼續毎年百名の留學生を、更に爾後二十九ヶ年間毎年五十名の留學生を送る可きを約せり。是より米支親善の聲支那の一部に唱へられ、米亦た自ら支那の唯一の友邦を以て任ずるに至れり。

匪亂賠償金額として我邦の受く可き元金四千八百九十五萬圓にして、必ずしも少しとせざるも、固と各國の受く可き賠償額は其損害に比し酷に過ぐるの傾なきに非ず。須らく我邦は之が輕減を爲すと共に、各國を勧め之に倣はしめ、以て之に依り支那の幣制改革若くは財政の整理補救の資に供するの舉に出づるは、是れ決して管に支那の財政を回生せしむるの一端たらしむる所以のみに非ざる可し。

### 第三節 幣制實業借款

匪亂賠償額四億五千萬兩は英貨に換算して六千七百五十萬磅、更に賠款補充借款百萬磅を加へ六千八百五十萬磅は、今や支那に新なる負擔として加へらる。日清戰役の借款總額五千四百四十五萬五千磅を合し、支那は僅々七箇年間に一躍一億二千三百萬

磅餘の外債を負擔す。豈輕しとせんや。爾後毎年償還すべき外債の元利五千萬兩を超え、實に當時の政府歳入に對し二分の一以上に相當すと稱せらる。加之爾來列國の壓迫は日に甚しく、支那は實に内憂外患交々たるの狀を呈したるより、爰に政治改新の議紛起し、遂に立憲豫備の擧となり、自強策を講せんとするに至り、延て益々財政上の困厄を加ふるに至れり。於是乎一九〇六年九月詔令を發し、中央官制の改革を企つると共に、多年の積弊を除却し財政の整理を圖らんとし、更に一九〇八年各省に清理財政專員なるものを派し、以て根本的に財政の釐革を企つるに至れり。試に當時の籌備事宜なるものを査するに凡そ左の如し(光緒三十四年八月政治官報)。

- (一) 第一年には清理財政章程を頒布すること
- (二) 第二年には各省歳出入の總數を調査すること
- (三) 第三年には各省歳出入總數を覆査し、地方税章程を釐訂し、各省の豫算決算を試辨すること
- (四) 第四年には會計法を編訂し、全國歳出入の確數を調査し、地方税章程を頒布し、且つ國家税章程を釐訂すること
- (五) 第五年には國家税章程を頒布すること
- (六) 第六年には全國豫算を試辨すること

(七) 第七年には全國決算を試辨し會計法を頒布すること

(八) 第八年には皇室經費を確定し會計法を實行し審計院を設立すること

(九) 第九年(一九一六年)に至り憲法を發布し議院法を定むると共に、翌年の議會に提出す可き豫算案を確定すること

財政の窮乏愈々加はるに伴れ、中央の恃む所は一に各省の貢賦なるに、地方の財政亦た窮乏枯渴せしより、到底之にのみ依頼するを得ず。加之財政の整理も亦た多年の積弊は一朝にして一掃す可くも非ず。是を以て政府は已むなく當時列國の利權爭奪に熱中せしを利用し、各種の經濟借款を起し、之が流用に依て以て纔かに政費の補救を圖らざるを得ざるの狀態なりき。彼の主なる鐵道借款の成立せしも、主として此時代(自一九〇四年至一九〇八年)に在り。即ち滬寧鐵道借款(二百九十萬磅)は一九〇四年及六年に、道清鐵道借款(七十萬磅)は一九〇五年七月に、粵漢鐵道借款(百十萬磅)は同年九月に、廣九鐵道借款(百五十萬磅)は一九〇七年三月に、津浦鐵道借款(第一次百萬磅)は一九〇八年一月に、滬杭甬鐵道借款(百十萬磅)は同年三月に、京漢鐵道英佛借款(五百萬磅)は同年十月に成立せしものに係る。以上の鐵道借款は總計實に一千七百萬磅に上る。言ふ勿れ、鐵道の開設は支那を開發せしむ



るの捷徑とのみ。凡そ此種の借款は動もすれば支那の財政を紊り、政界を腐敗せしむるのみならず、或は虞る、其結果支那の經濟上に各國割據の形勢を示すに至らんことを。遮莫經濟借款の流用には自ら限りあるを以て、中央の難愈々極まるに至り、遂に政府は一九〇八年名を幣制の改革に藉り、復々外債を起すの策を立て、委員を米國に派し之が計を爲すに至れり。米との交渉將さに成らんとして、偶々光緒帝及西太后の殂落に遇ひ、遂に中止の已むなきに至れり。

彼の財政清理の結果なりとして、中央政府の發表せし一九一一年度の豫算に依らんか、歳入は著しく増加するに至りしと雖も、歳出亦た外債の膨脹と内政の改革とに因り増加し、結局歳出入の不足額三千九百二十餘萬兩に及ぶ。斯の如く財政益々窘急を加ふるに至りし爲め、再び一九一〇年米國に員を派し、更に外債の應募を交渉せり。當時恰も米國は支那に於ける投資を志し、殊に滿洲に於ける日露の勢力を制せんことを劃策し、或は新民屯法庫門間鐵道布設を提議し、或は三千萬磅を以て滿洲鐵道を買收し中立せしめんことを圖り、或は錦愛鐵道(錦州愛  
遼州)布設を説き、何れも日露の反抗に

遇ひ、支那投資の挫折せし後なりしを以て、將さに支那の交渉に應じ、幣制改革及滿洲實業振興費として、米貨五千萬弗の借款を成立せしめんとの色ありしも、米國は單獨にて斯る巨額の外債を引受くることの危険なると共に、日露兩國の勢力に拮抗することの難きを見、乃ち曩に(一九〇八年)粵漢鐵道布設に關し成立せし英獨佛米の四國團にて引受くるの得策なるを惟ひ、遂に三國を連合し四國銀行團により之に應ずることとし、一九一一年四月一十萬磅の所謂幣制實業借款成り、第一回資金四十萬磅交付せられたり。借款の要項左の如し。

- (一) 引受銀行は英の滙豐銀行、佛の東方滙理銀行、獨の德華銀行及米のモルガン會社第一國立銀行國立銀行とす。
- (二) 利子年五分とし、公債發行の日より起算し六箇月毎に之を支拂ふ。但し前渡金の利子は年八分とす。
- (三) 期限は最初十年間据置とし、後三十五箇年間に償還す。但し前渡金は契約調印の日より起算し十八ヶ月以内に全部償還す。
- (四) 期限内と雖も十五ヶ年後に於ては六ヶ月前の豫告を以て何時にても全額償還するを得。
- (五) 實收九十五、銀行手数料毎年償却金額の百分の一とす。

(六) 抵當は東三省烟草及燒酒稅百萬兩、東三省生產稅及消費稅百五十萬兩、全國鹽稅の新附加稅二百五十萬兩、合計五百萬兩とす。  
 (七) 借款の用途左の如し。

全國幣制改革費	五、六〇〇、〇〇〇磅	東三省幣制改革費	二、〇〇〇、〇〇〇磅
東三省農業振興費	一、四〇〇、〇〇〇	同 防 疫 費	三〇〇、〇〇〇
同 燒酒砂糖紙工業改良費	一〇〇、〇〇〇	黑龍江開墾費	四〇〇、〇〇〇
漢河觀音山三姓金鐵開掘費	二〇〇、〇〇〇	合 計	一〇、〇〇〇、〇〇〇

本借款たるや、名は幣制借款なりと雖も、支那の眞意が果して之に依り事實其紊亂せる幣制を改革せんとの志なりしや否や、頗る疑はしく、殊に借款の用途に従はんか、全額の約半ばは滿洲に於ける各種の施設に當てんとせしものに外ならず。蓋し固と是れ本借款は叙上の如く曩に米國が滿洲に於ける日露兩國の經營に對抗せんとの計劃に挫折せし所を之に依て補ひ、以て日露の勢力を制せんとの動機に出でたるものなればなり。而して之に對せる支那政府は特に滿洲を奈何にせんとの深意のありたるに非ず、唯急迫せる財政の窮乏を補救せば足りしのみ。されば四十萬磅の前渡金の如きも、

大部分政費不足額の填補に供せられたるもの、如し。然れども米國の意たるや、一に滿洲に於ける勢力の扶殖にありたれば、本借款契約(第十條)には更に將來本借款によりて籌畫する事業並に之と關聯せる支那人經營の事業にして、若し外資を要する場合には、該四國借款團に優先權を與ふると共に、共同の利益を附與す可き旨を定めたり。是を以てか日露兩國は、斯の如きは正しく滿洲に於ける兩國の特殊權利を侵害するものなりとし、四國團に對し嚴重に契約の改定を迫れり。而るに時偶革命事變勃發し、本借款も四十萬磅の前渡金の交付のみを以て中絶し、該交付金も其後五國大借款中より元利四十四萬磅餘を償還し了れり。但し本借款契約は其後に於ても時々更新し來れるものの如く、後年幣制借款の議更に起るに及び、米國が權利の留保を云々せりと傳へらるゝも、畢竟以上の歴史的關係に基因せるものに外ならず。

清朝末年の財政は叙上の如くにして纔かに彌縫し來りしものなるが、尙其間經濟借款の行政費に流用せられたるもの亦た決して少なからざる可きや疑を容れず。彼の幣制借款と前後して我邦(正金銀行)より借入れたる一千萬圓の鐵道借款の如きも(一九一一年一月)、

其主たる用途は當時郵傳部の償還す可き鐵道借款の元利支拂に充當すとの名目なりしも、當時償還す可りし鐵道外債は僅にドイツシャー會社 (Dunn, Fisher & Co.) の三百萬兩に過ぎざりしを以て、其殘餘は全部政府財政の補救に充てられたるものなるが如し。其他同年四月に成立せし大北電報會社 (The Great Northern and Eastern Extension Telegraph Co.) との五十萬磅借款の如きも、名は電信事業に關する一切の改善費に充當せん爲めとの事なりしも、其一部は必ずや一般行政費に流用せられたりしや想像に難からず。

斯の如く財政の紊亂甚しきに至りては、遂に清朝滅亡の已むなきに至るは固より其所にして、道光の末年に於て僅に四千萬兩内外なりし歳出の、宣統年間に至りては三億萬兩の巨額に膨脹せしが如き、清朝の財政上より崩壞するに至るは寔に免る可らざる大勢なり。されば一たび革旗武漢に翻り各省相繼で獨立せるも、中央は國庫素より已に虧しく、且つ列國は中立を嚴守し外債を起すに由なく、已結の借款契約も資金の交付停止せられ、已むなく政府は愛國公債三千萬元を發行し (一九一二年十二月)、皇室は卒先し

て内帑金一千十六萬二千九百十萬元を提して本公債を認購せしも、一般の應募する者僅に百四十三萬元餘に過ぎざりしと稱せられ、清朝の威信全く地に墜ち人心渙散して政令行はれず、遂に宣統帝退位の已むを得ざるに至り、清祚茲に終りを告げたり。

#### 第四節 善後大借款

革命事變後支那政府が起せし借款に就ては、尙世人の耳目に新なる所なるを以て、以下單に其概略を述ぶるに止めんと欲す。

以上叙べたるが如き清朝末年の財政を繼承したる革命政府は、一九一二年一月南京に臨時政府を組織せしも、其収入は一に商民の献金に俟つの外なく、一月九日一億萬元の軍事公債 (利子年八分) を發行せしも、應募額纔かに五百七十六萬元に過ぎざりしと稱せられ、尋て三月北京に於て袁世凱臨時大總統の任に就きしも、各省の送銀は一九一一年十月事變勃發以來全く杜絶せしに加へ、行政費其他の費用にして急を要するもの多く、政府の財政は殆ど窮乏の極に達するに至れり。於是乎政府は一時の需要に充てん

爲め、地方外債の形式に依り、獨商瑞記洋行(Arnhold Karf.)より二回に亘り七十五萬磅(年利六分、擔保北京崇文門稅期限十箇年)を借受け、以て一時を彌縫せしも、向後の經營は更に他に求むるの途なく、當時國務總理唐紹儀は國民議會に報告して曰く、一九一二年度の歲入不足額は實に二億五千萬元にする可く豫想せらる。爰を以て政府は曩の幣制借款を改訂し、之に依て大借款を起さんことを策し、四國銀行團亦た支那に資を貸し、大に爲すあらんと考より、支那外債を一手に獨占せんことを圖り、種々交渉の結果大借款に對する優先權を與ふ可きを條件として、先づ三月以後八月に至る政費全部を前貸するの約を立つ(年利五分、擔保鹽稅、實收九十二半、期限一ヶ年)。然れども支那政府は四國團の外債獨占を悦ばず、暗に之を牽制せんが爲め、同年三月十四日突如白耳義資本團なるものと一千萬磅の借款契約を締結せしを以て、四國團は以上の契約を破棄し、唯前後を通じ四百十萬兩を交付して已みぬ。

白耳義資本團(Belgium Syndicate)は彼の四國團に加はらざる英佛露の資本家を連合し、白耳義華比銀行(Banque Belge Pour L'Étranger)の之を代表せるものにして、

借款總額一千萬磅の内前渡金一百萬磅は直に交付せられ、更に續て第二回前渡金二百萬磅交付の約立てられたり(年利五分、實收九十七、期限一ヶ年、擔保中央政府收入及京漢鐵道財產收益)。而して借款條件の一として將來支那が外債を起すに當り條件同一なるに於ては、本資本團は資本供給の優先權を有す可きを以てせり。是に於て四國銀行團は大に支那政府の陋劣なる術策を憤り、種種の事柄を設けて抗議を提出するに至りしも、支那政府は本借款は借款團との交渉前より成立せるものなりと辯疏して顧みざりしが、四國團の抗議益々烈しく、支那將來の借款に大なる不利益を及ぼすの勢ありたるより、支那政府は遂に已むなく第一回前渡金百萬磅及第二回前渡金中二十五萬磅(合計九百四十萬兩餘)を授受せしのみにて、契約を廢棄せざるを得ざるに至り、白耳義資本團亦た四國團の反對を顧みず、支那に投資するの危険なるを惟ひ、之を諾することゝなり、以上の前渡金及其利子百二十七萬九十磅は其後五國大借款により償還せられたるんぬ。

斯の如くにして四國財團が支那財政を左右するの勢此より著はれ、幣制借款は將さに變じて支那財政補救の政治借款となるに至れり。爰に到て支那と最も利害關係を密

接にせる日露兩國の財團加入を必要とするに至り、殊に列國は支那の政變に伴ひ、其前途に多少危懼の念を懷くに至りし爲め、四國銀行團は切に日露の財團加入を勸告することとなり、遂に我國は滿洲の利權を借款の抵押とせざる可きを條件とし、三月二十日加入を諾し、露國も亦た滿蒙天山南北路に於ける特種利權の除外を條件として、四月十九日銀行團に加入し、茲に六國借款團なるもの成立せり。當時奧國の如き亦た加入を希望せしも、遂に容るゝ所とならざりしと傳へらる。

斯の如く一切の支那の外債を壟斷せんとする列強借款團の成立は、是れ殆ど支那が財政の獨立を失はんとするに至りたるを示すものにて、支那の爲め洵に寒心す可きことたるを失はず。然れども清朝の末年に於て既に毎年の歳入不足額六七千萬兩に達したるに、革命後は更に從來の主要収入たりし厘金其他の収入の減少に因り、歳入の減少少くも四千萬兩に及び、加ふるに事變發生後各省の送銀は殆ど杜絶し、政府の困厄日に加はれり。當時の財政總長熊希齡の財政計劃書に依らんか、民國一年の財政は、從來に比し歳入の減少額四千萬兩なるに、歳出は臨時費に於て一億一千萬兩(自一九一一年九月至一九一

二年二月行政費不足額二千八十萬兩、南北八十師團經費二ヶ月分不足額千九百二十萬兩、軍隊解散災民救済及土匪討伐費六千萬兩土木建築費一千萬兩)を要し、尙從來に比し、歳出の増加せし額一億七千三百五十二萬兩餘(六十個師團軍事費八千六百萬兩、海軍費千五百萬兩、公債の利子二百五十二萬兩)に上るを以て、結局二億八千三百五十二萬兩の特別支出を必要とせり。從て當時の支那財政は一に全く外債に依て支持するの外他に途なく、大借款の成立は將さに焦眉の急務たりしものとす。因に當時大借款の成立を豫期し、支那政府の編成せし一九一二年年度の豫算表なるものを見るに左の如し。

歳入の部 (經常及臨時費共)	歳出の部 (經常及臨時費共)
地租	鹽茶稅
海關稅	常關稅
正雜各稅	釐金稅
官業收入	公債
合計	
行政費	交涉費
財政費	海關經費

常關經費	一、四六〇、三三二兩	教育費	八、七三七、六九〇兩
司法費	六、六一六、五七九兩	軍政費	一九四、九九七、三一五兩
軍隊解散費	五〇、〇〇〇、〇〇〇兩	實業費	五、九八二、七六一兩
交通費	二二、〇〇〇、〇〇〇兩	民政費	二二、四〇〇、〇〇〇兩
工程費	五、〇〇〇、〇〇〇兩	官業支出	七、六九〇、〇〇〇兩
賠款洋款	五一、六四九、〇〇〇兩	公債費	五、〇〇〇、〇〇〇兩
賑恤費	五〇、〇〇〇、〇〇〇兩	邊防費	二〇、〇〇〇、〇〇〇兩
合計	四七五、〇六〇、五四四兩	歲入不足	三三六、九二〇、五四四兩

六國團との大借款交渉は、一九一二年四月より始まる。爾後討議を重ねること數回に及びしも、財團は飽く迄借款支途の監督を委ぬ可きを主張し、支那政府は是れ財團が支那の財政を左右し、一國の政治に干渉せんとするの端を啓くものなりとして應ぜざるより、議容易に決せず、徒らに遷延せしが、他方支那財政の危急は寔に看過し難きものありしより、曩に四百十餘萬兩の前渡金を爲したる關係上、更に四國團の名を以て五月及六月の二回に亘り、合計九百萬兩を解散兵支出の用に充つとの條件の下に前貸することとなり、支那政府をして左の約を爲さしめたり。

- (一) 銀行團及支那財政部より各一名の委員を出し、支出監督に當らしむること。
  - (二) 財政部は一切の支出用途を報告すること。
  - (三) 總費目は最新式の簿記法を以て之を報告すること。
  - (四) 南方各省の軍隊解散は中央政府派遣の高級軍官をして之に當らしめ、之が費用目三通を作成し、地方財政部及財政委員會に各一通を保存せしむること。
  - (五) 解兵費は稅務司保管の海關稅を以て之に充て、後銀行團より交付する前渡金を以て之を填補すること。
- 之にて財團の前渡額は前後合計千三百餘萬兩(上海)となる。其後六國團は倫敦に於て各銀行の代表者集り、合同條件を定むるの會議を開き、數次の會合を経て漸く合同契約を定め、財團の存續期限を五ヶ年とし、借款の債券は各引受國の國內にて發行し、従前の前渡金は爾後六國銀行にて分擔し、更に支那の要求に應じ前渡金を七千六百萬兩に達せしむるを得ること等を取定めたり。斯くて六國銀行は支那政府に對し大借款の條件として左の件を提議せり。
- (一) 借款總額を六億兩とし、五ヶ年間に交付す。
  - (二) 六國銀行團は滙豐、東方滙理、德華、華俄道勝、橫濱正金及モルガン財團の六者を以て代表とす。
  - (三) 借款の支途を六國銀行團に於て監督す。

(四)鹽稅を以て抵押とし、鹽政及徵稅等に關しては海關と同一又は類似の制度を行ふ。  
 (五)本借款繼續中は本財團以外より借款す可らず。

然れども支那政府は依然斯る財團により一切の外債を壟斷せらるゝを欲せず、去り  
 とて眼前の瘡痍治するに途なく、窃に六國財團以外より借款せんことを畫策せり。然  
 れども固と獨佛に在りては、外國債は政府の允許を経ることなくして、取引所の取引に  
 上すを得ざる定めなると共に、米國に於ては又六國財團の一員たるモルガン財團との  
 關係なくして、公債の發行は成功疑はしく、而かも日露兩國は何れも到底單獨にて大借  
 款を引受くるの資力なく、唯獨り英國に在りては、引受者より政府の援助を求めざる  
 に於ては、政府は濫に公債の募集を阻止するの權なきを以て、支那政府の急需は一に英  
 國の財界に頼て充たさるゝの外なく、遂に窃にクリスプ借款(Crisp Loan)なるものを  
 企て、舊借款の償還、政務整頓及實業興辦資金に供すべきを名とし、八月三十一日一  
 千萬磅の借款契約を倫敦にて調印せり。是れ時の駐英公使劉玉麟と英國クリスプ會社  
 (Birch Crisp & Co.)との間に成立せるものにして、(年利五分、實收八十九、償還期限四十箇年、  
 其中始め十六箇年据置、擔保は全國鹽稅剩餘

金約二千三、百五十萬兩)、一千万磅は五回に分割して交付することとし、且つ支那政府は本借款全部  
 を發行し終る迄、本契約に優る條件を以て如何なる外債をも起すことなく、若し支那  
 政府が本契約と同一條件を以て起債するときは、本財團は其引受優先權を有す可きを  
 約せり。斯くて九月に至り本公債五百萬磅の賣出開始せられたるも、時恰も歐洲市場は  
 バルカン問題の影響を受け不況なりし爲め、應募者多からず、發行額の中五分の三は引  
 受銀行の手持に歸し、成績不良なりしと共に、本借款は全く彼の白耳義借款同様、六  
 國資本團を制し、大借款の成立を阻止したるものなれば、六國團の反對甚しく、紛議  
 を醸すに至りしを以て、支那政府は財政の危急六國團の反抗に耐ゆ可らざるより、數  
 次の折衝を重ね、遂に賠償金十五萬磅を出し、借款契約を破棄することとし、一九一  
 三年四月迄に前後五百萬磅(實收額四百十五萬磅餘)を授受せしのみにて、本借款契約は消滅せり。  
 斯の如くにして一九一二年即ち民國元年の財政は、全く外債に依り支持せられたり。  
 即ち革命は地方各省の財政を獨立せしめ、地方は經費の不足を中央に訴ふるも、中央  
 は各省自ら策して之を救ふ可く、地方の急需に應ずる能はずとて、地方の補救を爲さ

ざるより、各省隨意に外債を起したると共に、中央も亦た地方の貢納殆ど杜絶せしめた  
め、行政費は一に外債に頼り、零細の小借款を殆ど爲し得る限り爲せしもの、如く、  
現に短期外債として中央各部の起せしもの約三千萬元に及べりと稱せらる。其中稍大  
なるは二回に亘り獨商瑞記洋行との間に起せし合計七十五萬磅の借款なりとす(手取九  
子六分、擔保崇文門商稅、期限第一次三、  
十萬磅四ヶ年第二次四十五萬磅十ヶ年)

以上の短期小借款の一部は、一九一二年中に成立したる白耳義借款クリスプ借款及  
四國借款前渡金等の實收額約七千四百八十餘萬元を以て償還せしもの、如きも、而か  
も尙眼前の政費は依然として窮乏せるのみならず、匪亂賠償外債等の革命亂起りてよ  
り以來、未拂のもの今や頗る多く、隨てクリスプ借款契約を破棄したる支那政府は、  
再び六國資本團に依頼せざるを得ずして、大借款交渉は更に一九一二年十一月末より  
開かれたり。然るに復た財政監督に當る可き顧問官聘用に關し紛議を生じ、事容易に  
決せず。尋で六億兩の借款額は、更に第二次大借款の必要を豫想して、二千五百萬磅に  
減額せられたるも、當時尙バルカン問題に關聯し歐洲市場の不況回復せられざるが爲

め、翌一三年に入るも銀行團の議遂巡決せず。其間米國に於ては大統領の更迭ありて、  
三月には遂に六國團より脱退するに至る等、實に大借款は波瀾曲折一年有餘にして尙  
成立する能はず。然るに支那政府に在りては、今や各國に對する團匪賠償金の支拂不  
足額のみにて已に三百萬磅に達し、白耳義借款及六國團前渡金の償還期限も均しく同  
年六月の前後に在り、加之中央各部の起せし新舊内外債の償還す可きもの亦た八千萬  
元を下らず。而かも中央は直接の收入殆どなく、各省亦た等しく匱乏し中央に給する  
の餘資更に無く、民國の財政は將さに破産の悲境に瀕せんとせり。而るに時偶南方に  
第 革命勃發の徴ありしより、今や北京政府は些々たる借款條件を顧慮するの違なく、  
列國も亦た再び支那を動亂の巷に化し、貿易の進歩を阻却せしむるを欲せず、遂に協  
議は一瀉千里し、四月二十六日二千五百萬磅の大借款契約の調印を見るに至れり。

是より曩支那政府は大借款の容易に成立し難きを見、軍艦建造を名とし、奥國との  
間に借款交渉を爲しつゝありしが、是又一九一三年四月に至り契約成る。本借款は奥  
國銀行家代表獨商瑞記洋行との間に契約せられたるより、一に瑞記借款と稱し、又建



造す可き驅逐艦が奥國スコダ軍器公司製造のスコダ砲を載するものなるより、或はスコダ借款 (Skoda Loan) とも名づく。契約は前後二回に分ち成立したるものにして、總額三百二十萬磅の内、百五十三萬五千八百五十八磅は支那政府に歸し、殘額は軍艦建造費として奥國財團に保留せられたるものなるが(年利六分、實收九十二、抵押全國、契稅收入約一千萬元、期限五ヶ年) 其後偶歐洲戰爭に會し軍艦建造は中止せられたるが如し。尙本借款と前後して、別に瑞記洋行との間に第三次借款三十萬磅(利子六分、實收九十五、) 成立せり。

五國大借款は一九一三年善後五厘金幣借款 (Reorganization Loan of 1913) と名づけられ、五國借款團は滙豐 (Hongkong Shanghai) 東方滙理 (Banque de l'Indo-chine) 德華 (Deutsch-Asia) 華俄道勝 (Russo-Asia) 及橫濱正金の五銀行を以て代表とし、契約の要項凡そ左の如し。

(一) 借款額は二千五百萬磅とし、各國貨幣に換算し五億一千二百二十五萬馬克、六億三千二百二十五萬法、二億三千六百七十五萬留、二億四千四百九十萬圓と定む(契約第一條)。

(二) 期限は四十七年とし、元金償還は第十一年より始まり毎年規定額を支拂ふものとす。利子年五分每半年之を支拂ふ(第九條)。

### (三) 借款の用途を次の如く定む(第二條及第十條)。

- (イ) 中央政府の外債にして期限を過ぎ未だ償還せざるもの、元利、即ち匪亂賠償金二百萬磅、六國借款團前渡金の元利六十萬五千磅餘、白耳義借款元利百二十六萬四千六百磅、四國幣制借款前渡金四千四萬七十餘萬磅、合計四百三十餘萬磅(附屬書A號)
- (ロ) 各省政府の起せし外債二百八十七萬磅即ち二千十三萬八千兩(附屬書B號)
- (ハ) 中央政府が近く償還す可き外債即ち六國銀行團前渡金百三十五萬磅餘、橫濱正金銀行借款元利二十三萬五千磅及革命事變に外人の被りし損害賠償金二百萬磅、合計三百五十九萬磅餘(同上C號)
- (ニ) 革命亂の爲め各省の新に募集せし軍隊解散費三百萬磅(同上D號)
- (ホ) 一九一三年四月以降九月に至る中央政府行政費五百五十萬磅(同上E號)
- (ヘ) 全國鹽稅整頓費二百萬磅(同上F號)
- (ト) 本借款の第一年に於ける上半年の利子六十二萬五千磅及銀行の取扱手数料千分の二半即ち千五百六十二磅餘
- (四) 本借款公債賣出前に支那政府に前渡金二百萬磅を年利七分、公債賣出後元利償還の條件にて各國分擔支出す。
- (五) 本借款及其前渡金の擔保は全國鹽稅收入中、從來外債の擔保とならざるものを以てす。而して本借款の元利支拂は將來鹽稅收入を擔保とする他の借款に對し優先權を

有するは勿論、如何なる他の借款と雖も本借款より優位又は同一條件を以て成立すること能はず(第四條)。

(六) 將來海關收入が關稅を擔保とする各種借款の元利支拂に充て尙剩餘を生じたるときは、該剩餘金を本借款の擔保とし元利償還に供するを得べし。但し其結果鹽稅收入に剩餘を生ずるときには該剩餘は全部支那政府に交附す(第四條)。

(七) 本借款は成立の日より第十七年後第三十二年前に於て、何時たりとも支那政府は額面に百分の二半の割増を附し全額を償還し、又は毎年規定支拂額以上を償還するを得(第九條)。

(八) 支那政府は本借款の擔保たる鹽稅徵收法の整理改良を爲すと共に、特に外人顧問を聘して之を資助せしめ、且借款用途を監督せしむるものとす(第五條)。

以上各項目中特に注目す可きは借款支途の監督にして、從來支那政府が列國の支那内政に干渉するの端を啓くものとして、最も欲せざりし所を遂に實行するに至りしものなり。其結果支那政府は中央に會計検査の爲め審計院なるものを設け、内に外債室

を附設し、二人の外人を顧問の名を以て稽核員たらしめ、外に支那人外人各一名の外債室長を置き借款支途を監理せしむることとなれり。

斯の如くにして支那政府は、二千五百萬磅の巨額の外債を借りしと雖も、本借款公債の倫敦に於ける發行價格は額面の百分の九十以上たる可く、支那政府の受領は百分の八十四以上たる可きと共に、銀行團は手数料等として額面の百分の六を控除するの規定なるを以て(契約第十三條)、支那の實收額は二千九十七萬三千六百八十八萬磅に過ぎずして、而かも之を以て支拂ふ可き外債元利並に損害賠償金は合計千百四十餘萬磅に上るが故に、支那政府が内政費に用ひ得可きは漸く九百五十七萬磅餘に止まれり。而して其内鹽務整頓費及各省軍隊解散費五百萬磅を控除せんか、中央行政費に充て得可きもの僅かに四百五十七萬磅餘に過ぎずして、上掲規定額にすら充たず。以て漸く一時の窮境を凌ぐに足るのみ。而かも本借款の負擔たるや、支那にとり決して輕しとせず。四十七年間の利子のみにて、積りて四千二百八十五萬磅餘となる可く、結局同期間内に支那の支拂ふ可き元利合計約六億八千萬元の巨額に及ぶ。

## 第五節 續善後借款

善後大借款に依り支那政府は、外債の一部殊に小借款の一半を償却し、錯綜せし地方中央幾多の借款を稍整理し得たと共に、之に依て第二革命亂も一戰勝敗の數決せられたりと雖も、支那の財政上の地位は何等借款成立前と異なるなく、大借款支途中、中央行政費及各省軍隊解散費に充てられたる七百五十餘萬磅の中、政府は三千萬元を投じて中央近畿の軍費と爲し、二千萬元を棄て、地方軍費として各省に分給せしと稱せられ、一般政費に充て得し額殆ど言ふに足らざりしを以て、政府の財政は依然として窮乏の域を脱する能はず。加之舊小借款にして善後大借款に依り償還せられざりしもの尙少なからず。殊に軍器購入に基く外國商に對する借款の如き未償還額尙二百萬磅以上に及び、此等外債の償還を要するもの漸次急迫するに至りしのみならず、各省解散兵の所在に變じて土匪となり、地方を擾亂するもの(白狼匪の如き其最なるもの)あるに至り、政府の支出益々多きを加ふるに至りしを以て、於是乎復たもや政府は、幾多の小借款を

起し、或は各種の經濟借款を成立せしめ之を流用する等、姑息の瀾縫を借款に恃むの已むなきに至れり。其結果奥國より五十萬磅を第三次借款として借入れたる外(年利六分、實收九十二、擔保契稅、期限四ヶ年、瑞記洋行代表)、英國より二十七萬五千磅(年利六分、實收九十一、擔保京奉鐵道純益、期限二十年、滙豐銀行代表、中英公司借款と云ふ)、白耳義より四十萬磅(年利五分、擔保田賦及關稅、期限五ヶ年、華比銀行代表、狄思銀行借款と云ふ)を借受けたるを始めとし、更に中央各部の名に於て幾多の小借款を起せり。尙經濟借款に至りては前年來屢次企劃せられたる所に係り、殊に彼の五國財團が英國の主唱により經濟借款を各國の自由と爲してより、列國の野心を刺戟し、所謂利權爭奪に熱中せしむるに至り、支那政府又財政の困厄他を顧みるの遑なく、爰に於て各國との鐵道其他の經濟借款契約相繼て成る。即ち一九一二年九月に成立せし白耳義財團の海蘭鐵道借款(借款額二億、五千萬法)を始めとし、同じく同財團の同成鐵道借款(一九一三年八月成立、借款額二億五千萬法)、英の浦信鐵道借款(一九一三年十一月成立、借款額三百萬磅)、同じく英の沙興鐵道借款(一九一三年十二月成立、借款額一千萬磅)、佛の欽渝鐵道借款(一九一四年二月成立、借款額一億萬法)及實業借款(一九一四年四月成立、借款額一億五千萬法)、英の寧湘鐵道借款(一九一四年五月成立、借款額八百萬磅)等其最も主なるものとす。勿論如上の借款契約は單に權利の獲得に止まり、草約を結びしに過ぎざるもの少な

らざるも、支那政府の既に受領せし前渡金亦た決して少なしとせず。佛の二借款より得たる一億三千二百十餘萬法郎即ち五百二十八萬磅餘の如き、其最も大なるものに屬せり。而して此等の經濟借款により獲たる前渡金は、多く政費に流用せられたるや言を俟たず。

支那政府の財政斯の如く日に窮迫を告ぐるに至りたるを以て、一九一三年末已に第一次大借款の盡きんとするや、直に政府は一億一千萬元の第二次大借款の交渉を提起せり。蓋し五國財團にては政治借款として曩に六億萬兩まで貸付く可き取極を爲したるも、當時鹽稅の整理其緒に就かず、歐洲金融市場亦た好況ならざりしを以て、内二千五百萬磅のみの貸付に止めたるの事情ありしに因る。然れども第一次大借款の僅々數ヶ月間に雲消霧散し、殆ど支那財政の改善に寄與する所なかりしに鑒み、且つ支那財政の三大財源たる關稅鹽稅及地租の中、前二者は既に外債の擔保に供せられ、今や殆ど餘裕なく、更に新なる好擔保を見出し難きより、荏苒日を亘りたるに、偶歐洲戰爭の勃發に會し、遂に挫折の已むなきに至れり。爰に於て政府は大借款の中絶を補填せ

んが爲め、一九一四年即ち民國三年八月、六分内債一千六百萬元の發行を企てたり。而るに其結果以外にも賣行良行なりしと共に、各省よりの貢賦も、袁氏の威望漸次加はるに伴れ増加するに至り、革命後民國元年より二年末迄に僅々二百六十萬元に上りしに過ぎずと云はれたるに、同年上半期間に於て其額八百萬元に達したりと稱せられ、政府は此等の收入に依て僅かに一時を糊塗するを得たり。

支那の重要財源たりし外債募集の望絶へ、今や之に頼て財政を支持するを得ざるに至りし支那政府は、自ら國內の財源に依て收支を計らざるを得ざるの窮境に陥れり。然れども北京政府の財源としては各省の送銀、關稅及鹽稅の剩餘金、官業其他の中央政府直接收入の四あるに過ぎず。於是乎政府は一面各部の冗費を削減すると共に、他面各省送金の定額を定め、收支の適合せざる省に對しては姑く之を免除し(新疆、甘肅、廣西、黑龍江等)、其他の各省の定額を五等に分ちて(一等四百萬元、二等三百萬元、三等二百萬元、四等百二十萬元、五等四十萬元)合計三千六百四十萬元を割當て、且つ國有財産を處分し、各種の稅目を新設し(驗契稅、印花稅、及烟酒稅等)、以て收支の適合を計らんことを力めたり。幸ひ民國四年に入りては、國內の統一も略

其緒に就き、政府の經費も稍一定するに至り、且袁氏の威望に畏れ強吏唯々其命を奉じて、中央納入稅款の截留を敢てする者少なりしを以て、出入略相償ひ、即ち中央經常費毎月約六百萬元に對しては、各省の送銀約三百萬元、鹽稅剩餘金二百餘萬元及官業收入百萬元を以てし、臨時費毎月約二百餘萬元に對しては、驗契稅(不動產券検査料)及官有地拂下等の臨時收入百五十萬元及其他の雜收入を以て之に充つるを得たり。然れども當時尙内外債の償還を要す可きもの約七千萬元以上に上りしのみならず、一たび袁氏帝制を稱するに及びては、財政施設漸く正執を失ひ、帝制運動より生ぜし經費約一千萬元に及びしを以て、遂に再び四年四月、政府は三年内國公債の稍成功せしに乘じ之に倣ひ、二千四百萬元の内債募集を計劃せり。同公債は其賣出を中國交通兩銀行以外特に外國銀行たる滙豐銀行に委託して、以て信を厚うせんことを企てたると、且巧に日支交渉事件を利用したるとにより、應募者以外に多く、結局二千六百十五萬元餘に達したるも、同年の歲入缺陷は尙積んで六千餘萬元に及びしと云ふ。而るに同年末復々第三革命亂の勃發を招致し、西南出征軍に對する軍需の接濟愈々急を告げたるよ

り、政府は更に翌民國五年に入るや、二千萬元の内債募集を劃せしも、成績良好ならず、漸く應募額七百七十餘萬元に過ぎざりしを以て、纔かに政府は紙幣の濫發と、米のヒツギンソン商會より二百萬弗及國際企業會社より五十萬弗の前渡金を得て軍費に供したり。前者は通例市俄古銀行借款と稱せらるゝものにして、其後同年末更に三百萬弗の交付を受け、合計五百萬弗・利子六分、期限五年、擔保烟酒公賣稅なり。

袁氏歿落後の北京政府は、袁氏の威望と手腕なくして、累年の歲入缺陷を填補すると共に、第三次革命亂により生じたる損害を救濟せざる可らざるに至り、更に一層の苦境に陥ることゝなりしを以て、遂に又もや民國五年九月、獨逸を除きたる四國銀行團に對し、一億萬元の續善後借款を提議するに至れり。而るに歐洲戰爭の前途未だ測り難きと、適當なる擔保の發見せられざるとに因り、議容易に決せず(一時地租を以て借款の擔保と爲さんとの説ありしも、元來支那の地租なるものは地方官憲が慣習的に人民より徵收するものに係り、中央の直轄に歸するものに非ざると共に、今や素亂の極に達し、而かも此が整理は支那現時の力を以てしては到底望む可くも非ず)。去りとして政府眼前の窮迫施すに計なく、一に外債に依るの外なきより、有らゆる策を廻らし、我興亞公司の五百萬圓(本借款は湖南省水口山鉛鐵其他の鑛山開掘の爲め日支合辦事業を以て提供せられたるものなりしも、國民の反對激しく事業

挫折し、該金額は政費に流用せられたり。該金額は政費に流用せられたり。利子六分、期限三年、交通銀行借入金金の五百萬圓、米のシームム、カレーの鐵道借款前渡金一千萬米弗等を流用せしを始めとし、各種の短期小借款を起すと共に、他方政費に不足を生ずる毎に、中國交通兩銀行をして融通せしむるの已むなきに至れり。其結果當時の借款情況は、民國五年十月三日付財政部の内外債報告書に依らんか左の如し。

民國五年度中に償還す可き内外債は、一億三千餘萬元に達し、長期外債は十六口其額十四億一千七百餘萬元にして、同年末迄に償還せざる可らざる元利金六千六百五十五萬元餘に上り、其内團匪賠償金クリスプ借款及善後大借款は鹽稅及關稅の抵當收入中より支拂ふを得べきも、其他の借款十口に對する元利償還額二千六百九十一萬元餘は財政部の直接籌還を要し、又短期外債は五年七月末の現在合計三十二口其額二千七百萬元餘にして、大部分償還期を過ぎたるもの及切迫せるものに係れり。尙内債に至りては總計一億千八百八十三萬餘元にして、複雜紛繁外間より其真相を窺知し難し云々。

事情斯の如くなりしを以て、遂に我國の斡旋により續善後借款中より、支那政府の必要額を前貸することとなり、四國銀行團の倫敦本部會議並に北京代表者會議の結果、我邦單獨にて此の引受を爲すに決し、民國六年(一九一七年)八月二十九日、一千萬圓前貸契

約の調印を了せり。契約の要項左の如し。

支那政府は我邦に於て一千萬圓の大藏省證券(支那政府民國六年大藏省證券と稱す)を發行し、之に依て得る所の手取金を以て前貸金に充當し、期限は一ヶ年なるも、支那政府に於て希望する場合には、更に其期限末に於て新に大藏省證券を發行し、第一年分を償還するものとす。擔保は鹽稅剩餘金、債權者日本銀行團、利子年七分、用途は七八九の三ヶ月行政費、之が用途に付ては第一次善後借款の規定に準し監理するものとす。

其後九月十日に至り財政總長梁啓超は四國銀行團に對し、支那政府が聯合國に對して要求せし團匪賠償金支拂延期其他に依り、稍財政上の餘裕を得るの見込立ちたるを以て、從來の行政費を目的とせし第二次大借款を中止し、代ふるに幣制改革借款を以てせんことを提議し、一千萬磅の資金借入を申込むに至れり。而るに爾後南北の政争漸次險惡の度を加へ、地方よりの貢賦更に輸せらるゝなく、中央の支出を要するもの益々多きを加ふるに至り、而かも前年來兌換停止の悲境に陥れる國家銀行たる中國交通兩銀行の整理毫も其緒に就かず、財政の困乏舊の如くなりしを以て、支那政府は更に十月に至り、幣制整理の部分的事業として中國銀行發行兌換券整理の爲め稱し、改めて二百萬磅の借入を提起するに至れり。於是乎屢次の交渉を經、其結果從來の支那

の借款提議を更改し、總額二千萬磅とし、其用途を第一幣制整理資金第二行政費と爲すと共に、名は之を第二次善後借款とし、先づ我邦單獨にて二千萬圓の前貸を爲すに決し、遂に七年一月六日之が調印を了し、一千萬圓を交付し、更に同年七月一千萬圓を交付せり。其條件左の如し(以上三千萬圓の前渡金は其後月賦償還に依り一九二〇年五月迄に完済せり)。

支那政府大藏省證券を發行し、期限一ケ年、但し幣利借款成立の場合には其資金を以て償還す。利子年七分、擔保は四國團の保管に係る鹽稅剩餘金、若し期限延長の場合には或る一定の期間に一定の鹽稅剩餘金を横濱正金銀行に拂込み償還資金とす。用途は中國銀行借入金の償還に充當し、同行をして其發行に係る銀行券の市價を回復せしむるものとす。

民國六七年度の交に於ける財政情態斯の如くにして、殊に第三革命事變以來外債元利の延滞せるもの累積し、長期外債のみにて今や四千萬圓を超ゆと稱せられしを以て、更に大借款成立の必要は將さに焦眉の急に迫れり。然れども當時借款團は事實上英佛日の三國となり、而かも英佛兩國は何れも自國の財政難の爲め、到底支那の要求に應ずるの餘力なく、從て借款契約容易に成立せず、爲めに第二次善後借款前渡金の如き、何れも一ケ年の期限後借換を爲さざるを得ざるの状態なりき。而るに當時支那南北の

紛擾益々甚しかりしを以て、日英佛米伊五ヶ國は協議の結果、一九一八年十二月二日を以て、北京廣東兩政府に對し兩者の妥協を勸告せしが、當時共同勸告問題に就き五國公使の會するや、支那南北をして互に對立せしめ抗争久しきに互り解けざらしむるは、一は財政上餘裕を得るが爲めなるを以て、若し南北共に戰費支出の途なきに至らば、相互の抗争も自から消滅し、支那の統一從て實現せらる可ければ、南北統一を見る迄は各國相互に相戒めて有らゆる支那の政治借款に應せざる可きを申合せたり。其結果曩に支那の提議せし第二次善後借款交渉は一時中絶の姿となれり。

於是乎支那政府の財政益々窮乏を告ぐるに至りしより、遂に一九一九年七月二十三日、政府は更に銀行團に對し六ヶ月に涉り、毎月銀四百萬元宛を交付する總額銀二千四百萬元の借款に應せんことを提議し來り、若し此際列國の援助を受くる能はずんば、軍隊の給料不拂の爲め争亂を惹起するに至るを保せざる旨切言せしを以て、銀行團は協議の上借款は之を拒絶し、鹽稅剩餘金の交付範圍を擴大することとし、從來毎月四百萬元なりしを更に同準備金中より二百萬元を交付することとせり。蓋し鹽稅準備金

は六百萬元を以て足れりと爲せしに、同收入好況の結果約八百萬元に達せしを以て、別に二百萬元を政費に補給するに至りしものに外ならず。

## 第六節 應急借款

叙上の如く第二次善後借款の交渉久しく進捗せざりしと共に、歐洲戰爭の結果支那政府は一に我國の援助に俟つの外なきに至り、我國亦た當時極力段祺瑞内閣を支持し、以て支那統一を促進せしめんことを圖り、幾多の借款に應じたり。即ち支那が歐洲戰爭に参加せしを機とし、一九一八年五月十六日、西比利亞の秩序維持の爲め締結したる陸軍協同防敵軍事協定の趣旨に基き、同年九月二十八日、國防用軍隊として三箇師團の編成及戰爭参加に要する經費に充つとの名目の下に、日本金貨二千萬圓の所謂參戰借款(民國政府國庫證券の引受を條件とし、期限一ヶ年、利子年七分)の成立を始めとし、之に關聯し日本武器購入の爲め代金立換への形式にて、同年九月及十一月に泰平組合と訂結せし三千二百八萬一千五百四十八圓の兵器借款、山東鐵道の延長線たる濟南府順德間及高密徐州間兩線敷設の爲め、

同年九月二十八日日本興業銀行との間に締結せし二千萬圓、利子年八分の濟高鐵道借款前渡、同じく同時に興業銀行との間に結びたる二千萬圓、利子年八分の滿蒙四鐵道借款前渡(熱河洮南間、長春洮南間、吉林開原間、及熱洮線の一點點より某海港に達する線)、有線電信の改良及擴張の資金に充つる爲め、中華滙業銀行との間に同年四月三十日成立せし二千萬圓の有線電信借款(利子年八分、期限五ヶ年、擔保全國有線電信に關する財産一切並其收入)、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛並に森林事業の發達に資する爲め、同年八月二日同じく中華滙業銀行との間に成立せし三千萬圓の金鑛森林借款(利子年七分五厘、期限十ヶ年、擔保黑龍江吉林兩省に於ける金鑛並に國有森林並に其より生ずる政府收入)、日本米國及歐洲に於ける同一規模の無線電信局と直接無線連絡を爲す目的を以て、支那に一大無線電信局建設の爲めに、同年二月二十一日三井物産株式會社との間に訂結せし五十三萬六千二百六十七磅の無線電信借款(利子年八分、期限三十箇年)、吉林會寧間鐵道布設費に充つる爲め、同年六月十八日興業銀行との間に成立せし利子年七分、一千萬圓の吉會鐵道借款前渡、其他合計十二口總計約一億八千萬圓の各種借款相繼て成立せり。世上呼んで俗に西原借款と言ふもの即ち是なり。以上幾多の借款中事業資金に其名を藉るもの少なからずと雖も、實際は殆ど全部



之を政費に流用し、一時財政の窮迫を救ふの資に供したるは蔽ふ可らざる事實にして、斯くて民國七年の財政は纔に彌縫せられたるなり。

斯の如く我國より巨額の外債を借入れたるのみならず、支那の歐洲戰爭參加に依て義和團事件賠償金は民國六年以降五箇年間元利の支拂を延期せられ、其間毎年一千九百八十九萬兩餘の負擔を減じ、且獨逸に對する債務約六千萬兩を解除して支出を輕減し、尙鹽稅は改革以來逐年收入増加して、年額八千數百萬兩に及び、關稅も亦た民國七年八月以來新稅率實施の爲め、年額八百萬兩の增收を得、他方銀價は異常の暴騰を告げ外債の償還に極めて有利となり、貿易亦た頻年出入畧相均衡し、當時は實に支那財政史上空前の天祐時代と稱するを得たり。從て國內の爭亂紛糾さへなからんには、假令地方送銀杜絶せるも、中央の困窮必ずしも大ならざるのみならず、寧ろ時正に財政整理の絶好の機會なりき。而るに爲政者は毫も茲に顧及する所なく、反て益々倒行逆施を恣にし、私黨を營みて政爭に没頭し、我國より借入れたる巨額の資金も大半之に費消し、爲めに軍政兩費は妄りに増加し、殊に軍費の膨脹更に甚しく、民國二

年には月額百數十萬元に過ぎざりしもの、當時已に臨時費を除外して月額七百餘萬元に達せりと稱せられ、一般支出復た昔日の比に非ず、其結果益々財政を紊亂せしめたるぞ是非もなし。

斯の如くにして我國よりの借款も一年ならずして雲散霧消せられたるが、各國が借款中止の申合せを爲して以來、其後我國に於ても支那國內の政局に紛争を加ふの憂ありと認むる借款其他財政上の援助は、一切之を差控ふる旨公表せしより、爾來支那政府は一に内債若くは短期借入金に依り一時を糊塗するの外なかりき。然れども斯くては到底財政を支持する能はざるより、窃に米國に於て借款運動に従事しつゝありしが、突如一九一九年十二月十日、米國太平洋興業會社 (Pacific Industrial Development Co.) との間に米貨五百五十萬弗の烟酒借款契約を締結せり。是れ曩に紐育に於て市俄古大陸商業信託貯蓄銀行 (Continental and Commercial Trust and Saving Bank of Chicago) のジョン、サー、アボット氏と支那政府代表者徐恩元氏との間に行はれたる借款契約に其端を發するものにして、同年十月一旦兩者間に一九一六年に發行したる

公債回收の目的を以て借款契約成立せしも、偶同借款が鹽稅剩餘及烟酒公賣稅を擔保とせし關係上、銀行團及佛國の抗議に遭ひ破棄せられたるを、更に太平洋興業に於て採用せしものに係れり。用途は軍隊解散を實行するに就き必要なる費用の仕拂及期間の満了す可き債務の辨濟に充當すとの名目にして、利子六分、期限二箇年とし、取敢へず五百五十萬弗を借入れ、更に二千萬弗を限度として借入るゝことを得、擔保は烟酒管理より生ずる収入を以て充て、之に對し米人一名を烟酒局次長に任命す可きを條件とせり。本借款は鹽稅同様米人の力に依り烟酒稅の改正を企圖せんとの目的を含むものなりしより、其後各方面より盛に反對並に抗議起り、遂に五百五十萬弗の交付を以て止みぬ。

斯の如くにして米國により借款中止の申合せ破壊せられたると同時に、其後引き續き支那政府より銀行團に對し財政の窮迫を訴へ來りしより、當時行惱みつゝありし新借款團問題並に舊來の善後借款問題を別とし、臨時に國際財團を組織して、支那財政を救はんとの議生するに至り、遂に一九二〇年一月北京駐在各國公使會議の結果、借

款總額を五百萬磅とし、該借款は南北統一の促進を阻害するが如き方面に之を使用せざるは勿論、更に其一部は之を南方に傾ち、使途は財團に於て嚴に之を監督し、尙新借款團成立の曉には之を該團の引受に變更するを條件として、其大綱を決定せり。其後支那政府は舊節季に切迫せるの故を以て、差し當り一部の前貸を受けんことを要望せしより、日佛米三國を以て銀七百萬を分擔前貸することに決し、我邦は直に三百五十萬元を支出することとし、二月十九日期限六ヶ月、利子八分を以て、支那政府國庫證券を擔保とし契約を締結し、次て佛米兩國も各分擔額を必要に應じ交付することとなれり。

而るに同年北支那一帶の饑饉實に悲慘を極め、災害地五省二百九十縣の廣きに及びしより、支那政府は該救濟に充當せんとの趣旨を以て、十月十四日舊四國團に一千二百萬元の借款を申込みたり。於是乎銀行團は當時成立進行中なりし新借款團に之を移譲せんとしたるに、支那政府は一般國民の甚しく反對せる新借款團より借入るゝは對内政策上不利なると、近年支那自國の銀行團なるもの成立し、相當内債募集に成功を

見るに至りしを以て、多額の外債を一時に借入るゝの不利なるを覺り、更に其後改めて四百萬元の借款を提議せり。各國も其緊急の必要費なるを認め、關稅附加稅増徴に依る收入を擔保とし、四國にて一百萬元宛分擔の上之に應ず可く内諾を與へたるも、使途監督上交渉行き悩み、漸く二十一年一月十九日に至り、該借款の調印を了せり。四國團は日英米佛の四國とし、擔保は饑饉救濟資金に充つる爲め一九二〇年九月支那政府より、現行關稅率に對し向ふ一ヶ年間一割の附加稅を加徴せんことを列國に求め其承認を経、同年三月一日より實施することゝなれるより、該收入を充當することゝ爲し、期限一ヶ年利子七分とし、使途監督委員會 (Board of Distribution) を組織し、外支兩者より各六名の委員を選出し使途を監督するを條件とせり。

新借款團は一九二〇年十月十五日成立せしも、支那は是れ列國が支那財政を左右し、所謂國際管理を爲すの端を啓くものなりとして之を認めず、各國も又借款は反て支那國內の紛争を助成せしむるに過ぎざるものなるを實見せし關係上、之に應ずるを欲せず、爰に政治借款は全く杜絶の已むなきに至れり。斯の如くにして民國八年以來、支

那財政は外債に恃頼すること能はざるに至りしより、纔に或は中國交通兩銀行の紙幣濫發、或は一時的借入金若くは短期内外債及國庫證券の濫舉等に依りて、其日を彌縫苟安せるの情態に在り。從て叙上各國共同の應急借款は其後鹽稅並に關稅剩餘金を以て完済せしも、其他の借款殊に民國七年中に成立せし幾多の我國借款の如きは、擔保不確實なるより、元利の償還今に殆ど停頓せり。斯くて中央政府の今日迄に起せし政治借款は、長期外債一億八千七百萬磅餘、短期外債七百四十餘萬磅、合計一億九千五百萬磅餘に達し、民國十一年に於ける未償還額尙一億四千萬磅、即ち約十二億一千万元に上り、完済迄の利子を通計せんか、實に總額二億三千万磅の巨資を要す可し。加之近年地方政府は殆ど獨立の姿となれるを以て、恣に起せし外債亦た決して少なからず。而して如上中央の外債に於ても確實なる擔保を有し、繼續的に元利を償還せしもの左記六口約十億萬元にして、其他總計七十七口に互る約二億二千万元の借款は、何れも擔保不確實にして目下元利の償還不能の状態に在るものとす。

擔保確實なる外債 (民國十一年九月末現在)

項目	起債原額	未償還額	利子	起債期	完済期
露佛借款	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>法</sup>	一六四,四三八,二九〇 <sup>法</sup>	年四分	一八九五	一九三一
英獨借款	一六,〇〇〇,〇〇〇 <sup>磅</sup>	七,四六六,五五〇 <sup>磅</sup>	五分	一八九六	一九三二
續英獨借款	一六,〇〇〇,〇〇〇	一一,一九六,〇五〇	四分五厘	一八九八	一九四三
義和團賠款	六七,五〇〇,〇〇〇	五七,五八八,四五二	四分	一九〇一	一九四五
五國善後借款	二五,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	五分	一九一三	一九六〇
クリスプ借款	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五分	一九一二	一九五二

各 國 別 政 治 外 債 (民國十一年九月末現在)

- (一) 日本債權 (二十八種) 英貨七百六十八萬八千八百六十七磅、日貨一億六千二百四十八萬二千〇三圓、洋銀百五十萬元
- (二) 英國債權 (十種) 英貨一千九百四十五萬〇二百四十七磅、洋銀百二十萬元
- (三) 米國債權 (九種) 米貨一千二百三十三萬八千六百九十八弗、英貨二百五十一萬七千九百五十九磅、洋銀八十三萬元
- (四) 佛國債權 (三十三種) 佛貨一億六千五百二十九萬三千二百二十五法、英貨一千五百七十二萬六千二百二十八磅、洋銀六十三萬四千一百元、行化銀八十六萬八十三兩
- (五) 露國債權 (九種) 英貨二千七百〇一萬九千四百六十七磅、洋銀八十八萬七千九百〇四元

- (六) 奧國債權 (八種) 英貨四百二十六萬六千三百十四磅
  - (七) 獨逸債權 (六種) 獨貨四百四十八萬五千八百八十五馬克、英貨十萬二千磅、規平銀十三萬六千九百七十七兩、公法銀一萬六千六百十兩、行化銀七十八萬三千五百九十二兩
  - (八) 白耳義債權 (五種) 英貨百八十八萬二千三百五十六磅、佛貨一萬法、洋銀八萬元
  - (九) 伊太利債權 (關匪賠款) 英貨五百八十八萬二千四百六十六磅
  - (十) 西班牙債權 (同上) 英貨二萬四千五百六十五磅
  - (十一) 葡萄牙債權 (同上) 英貨二萬三千八百八十六磅
  - (十二) 瑞諾債權 (同上) 英貨一萬一千四百〇五磅
  - (十三) 和蘭債權 (二種) 英貨十四萬一千九百八十四磅、行化銀四十五萬九千二百〇四兩
  - (十四) 共同債權 英貨四千三百六十六萬三千六百磅、佛貨一億六千四百四十三萬八千二百九十法
- 備考 行化銀一兩は洋銀一元五角、公法銀一兩は洋銀一元四角四分、英貨一磅は洋銀約八元、日金一圓は洋銀約八角五分

第七節 新借款團の成立

支那に對する國際借款團の起源は、一九一〇年三月二十三日川粵漢鐵道の布設に關し、英佛米獨四國間に協同投資の調印を爲せしに濫觴し、次て同四國團に依り幣制改

革借款なるもの成立し、更に日露兩國加はり、米國脱退し、五國財團を以て支那改造の大借款に應じ、斯くて支那投資に對する列國協調の端を開くに至りたるも、其後歐洲戰爭の勃發と支那財政紊亂の爲め、國際財團の活動阻止せられたるは、上來叙述せし所に依り明かなる可し。而るに一九一八年七月、米國資本團に於ては對支借款に對し新なる國際財團を組織するの計劃を策し、同國政府の賛成を得、遂に米國國務卿より日英佛三國に對し、公式に之が照會を發するに至れり。蓋し米國は一九一三年支那善後借款投資を後援せざる方針を採用し、六國借款團より脱退せしも、而かもモルガン、シンジケートを始め其他の國內投資家は、支那投資を熱望し借款團復歸を圖り、一九一六年支那政府より第二次善後借款の交渉を提起せし當時に於ても、資本家は其加入を希望し、之に對し他の財團諸國の意嚮は一時不定なりしも、其後歐洲戰爭勃發後は米國を加入せしむるを得策とすとの議決し、一九一七年同國の復歸を勸告せしも之に應せざりしが、對支政策上米國の獨り孤立せるは、支那近年の國情益々紛糾せるに照し極めて不利なるを覺り、遂に財團復歸を改めて、其國際的地位の優勢となりしに乗

し、新に財團を組織せんことを提議するに至りしものなり。其提案の要旨左の如し。

一、現四國財團の範圍を擴張して普く各國內の資本家を網羅し、殊に從來支那の各種借款に關係ある金融業者は總て之を包容し、以て日英佛米の四國にて新借款團を組織すること

二、新借款團は政治借款のみならず、實業借款に於ても共同すること

三、新借款團員は既得の借款優先權を支那若くは新借款團に讓渡すること

叙上の提案後、同年十月八日附を以て米國國務卿より駐米日本大使に宛たる書東並に同書東に添付したる覺書に依らんか、如上提案に對する米國の趣旨とする所左の如しと云ふ。

一、米國政府に於ては新米國財團をして全國を代表するものたらしめ、且其團體員には支那に於て現實の利害關係を有する諸銀行、並に該財團に加入の希望を有し政府及他の團體員に於て之を認諾す可き諸銀行を網羅せしめんとするものにして、而かも是れ現在借款團に復歸せんとするものに非ずして、別に日英佛米の代表的財業者より成る新たる國際團體を組織せんとするものなり。

二、米國政府の提案は必ずしも舊借款團の解散を考慮するものに非ず、唯各關係國政府が舊借款團關係者のみな

らず、之と關係なかりしものと雖も、對支借款の業務に従事し若しくは從事せんとするもの其他引入の望ましきものは全部之を包容し得るが如き廣汎なる各自國銀行團を組織せんことを希望するものなり。蓋し斯の如き協力及原則に依りてのみ支那に對し將又關係諸國の共通利益の爲め最良の成果を收め得べしと思惟すればなり。

三、米國に於ける各團體員の有する一切の對支借款優先權及選擇權は一體として米國團體の共有に移すこと、並に政府の保障する將來の一切の對支借款は、其行政上のものたるを將た實業上のものたるを問はず、總て團體共同の事業となすを以て、米國團體員たるの條件とせしが、四國團體の各自に於ても、其有する優先權乃至選擇權の附帶せる借款を併せて、一切の對支借款並に之に關聯して將來生ず可き一切の事業を、他國團體と協同することゝ爲さば、支那の爲め最も利益ある効果を齎すを得可く、斯くして支那は衷心支那の福祉を顧念する總ての列國より誠實なる援助を享くるを得可く、又斯くせば國際團體の業務を順當に遂行するを得ざる可し。

四、行政借款たるは實業借款たるを問はず、之を新協定の範圍内に收めんとするは、實際上各種借款の間に分界線を劃すること容易ならざるが爲めにして、又右兩者は孰れも正當なる金融上の企業必須の領域にして、共に不健全なる投機的破壊的なる競争の範圍より之を離脱せしめ、豫め關係國政府の了解を経ずして行はるゝ獨立の金融企業に對しては支持を與へざる必要あればなり。

米國が本提案を爲すに至りたるは、叙上の趣旨に基くものなりと稱すと雖も、抑も其眞意たるや、一に從來米國は支那に對する投資其他の發展に於て列國に一等を輸し、

全く立ち遅れの状態に在りたるを以て、新に發展を策せんとするも諸國の既得權に妨げられ、意の如く活躍する能はざるより、此際各國の優先權を放抛せしめ、支那全國に於て各國をして、均等なる機會を得せしめんが爲めに外ならざるや疑を容れず。蓋し從來之が爲め米國は或は支那の門戶開放機會均等を提唱し、或は幣制改革を企圖し、或は又一九一六年五月山西甘肅湖南廣東廣西浙江の各省に跨る一千百哩一億萬弗の大鐵道大借款を契約し、只管各國の經濟的勢力範圍を打破せんと力めたるも、其目的を達する能はず、殊に如上の鐵道の如きは英佛露の三國より既得權の侵害として嚴重なる抗議を受け遂に實現せしむる能はざりしより、此機會に於て從來の目的を達成せしめんと策したるものに外ならず。

右提議に對し關係各國銀行家は、一九一九年五月、折柄講和會議開催中なりし巴里に於て豫備協議會を開き、大體に於て米國提案の骨子に基き、新借款團契約の大綱を議決し、之を各國政府及其財團の考慮に附することゝせり。而るに其後我邦が本借款範圍より特に南滿洲及東部內蒙古の一部の地方を除外せんことを提議するに至りし爲

め、一時本團の成立挫折せんとするに至れり。我邦の該提議に對しては英米は強硬に反對し、殊に米國は多年の歴史的關係より極力我主張に反抗せり。蓋し米國は門戸開放機會均等主義を滿洲に及ぼし、同地方を列國の通商投資の爲めに開放せんことを多年高唱し來りしものにして、一九〇六年日露戰爭後の我國に對する警告の如き、一九〇九年世界一周鐵道計劃の名の下に南滿鐵道讓渡交渉の如き、或は又同年末滿洲全鐵道を六國の資本より成るシンヂケイトにて買収し、軍事上政治上の目的に使用せざる可きを提議せしが如き、更に一九一〇年一月四國團を以て南滿鐵道の併行線たる錦愛鐵道を布設せんことを企てたるが如き、續て更に前にも叙べたる如く四國團を以て滿洲興業借款を起したるが如き、是等は何れも日露兩國を牽制し、滿洲をして兩國の獨占に歸せざらしめんとする米國の傳統政策の結果に外ならず。是を以て我邦は到底總括的滿蒙除外の提議の容れられざる可きを見、幾多の折衝を重ねたる後、漸く

一、南滿洲鐵道及其現在の支線は同鐵道附帶事業たる鑛山と共に借款團の範圍に屬せず

二、吉林會寧、鄭家屯洮南、長春洮南、開原海龍吉林、吉林長春、新民屯奉天及四平街鄭家屯の諸鐵道は新借款團の共同活動の範圍外に在り

の二項を條件として財團加入を承認し、斯くて新借款團規約は一九二〇年十月十五日紐育にて決定調印せられたり。其要旨凡そ左の如し。

一、各團體は各自其團體員の數を増減する權利を留保す。但し他の團體の同意を経ることなくして、同一の國籍を有せず且其市場に營業所を有せざるものを新に其團體に加入せしむるを得ず。

二、本規約は支那政府、支那中央政府各部、支那地方政府、又は支那政府若くは地方政府に於て所有し又は管理し若くは其爲め所有し又は管理せらるる、會社若くは法人、並に支那政府若くは地方政府の保證ある取引の當事者に對する現在及將來の借款契約にして、公募の方法に依るものに適用せらる。但し支那國內にて募集せらる可き借款に付ては此限に非ず。

既に具體的進捗を爲せるものと認むべき企業に關する既存借款契約は、本規約の範

團より之を除外するを得。

- 三、本規約の適用を受く可き現在及將來の借款契約並に此種借款契約より生ずる事業は、夫々本團體に依り本規約の規定に従ひ處理せらるべきものとす。
- 四、本規約は各當事者間一切の關係に於て完全なる均等主義に基き作成せられたるものにして、從て各當事者は凡ての事業に均等の持分を有し、一切の契約に署名し、又事業に關する一切の費用を均等に負擔すべきものとす。又各當事者は其性質及種類何たるを問はず、同一の權利、特權、特典、利益、責任及義務を享有すべきものとす。從て各當事者は既存諸契約に對し均等に參加することを得べし。
- 五、一切の契約は可及的各當事者に共同責任を負擔せしめざる如く作成せらる可く、各當事者は各自負擔せる約定又は義務を各別に履行すべきものとす。
- 六、本規約に基く業務參加を受諾したる一若くは數當事者は、自己の發行すべき參加分を引受けたる當事者に、參加分の全部又は一部を其勘定にて發行せしむることを得。

- 七、各當事者は自己の市場外に於て他に參加を爲さしむることを得ず。
- 八、本規約は上記日附より向ふ五ヶ年間效力を有するものとす。但し當事者の過半が十二ヶ月前に書面を以て其旨豫告するときは何時にても本規約を廢棄することを得。

叙上の如くにして新借款團成立したるも、支那は是れ應て列國が支那財政を左右するの端を啓くものなるのみならず、殊に全國の鐵道が斯る國際團に依り占握せらるゝは、支那の存立を危くするものなりとして、之が承認を肯せず。其後政府は『輸送系統に關する支那の主權を完全に回復せんが爲め、從來外交的壓迫に因りて強制的に成立せしめられたる舊契約は全部之を廢棄し、之に對する報償として支那は各國を招請して、一定期間内に支那國有鐵道の新組織を立て、該計劃に對し各國の援助を求むる爲め、共同の一團を組織し以て鐵道建設及投資を取扱はしむ可き』旨借款團及各國に提議せしも、顧みらるゝ所とならず、更に又支那銀行團の新借款團參加を提議せしも、是亦各國の容るゝ所とならず、其結果益々支那の反抗を招くに至りしに加へ、各國も



亦た其後支那國內の紛糾愈々甚しく、借款は却て之を助長せしむるものとの見解を抱くに至りし爲め、今日に至るも未だ新借款團の活動を見るに至らず。

## 第九 内國債

### 第一節 清朝時代の内債

古來支那に於ては國債に關する觀念なく、國帑窮乏し危急の必要あるときは、官吏富豪銀行等に所謂御用金を命ずるか、又は一種の不換紙幣たる鈔票なるものを濫發すること屢々行はれたるも、政府が金錢を借入るゝの制は曾て之あらざりしなり。殊に内債に至りては、民度低く國民は公債の如何なるものなるかをすら知らず、從て其效果疑はしきより、已に外債を起したる後(同治四年一八六五年)に於ても、尙内債を募集したることなかりき。其始めて内債を起したるは、光緒二十年(一八九四年)八月にして、日清戦役の軍費に充當せんが爲めなり。蓋し日清戦争は不意の事件なりしに加へ、當時恰も西太后誕生祝賀の爲め民臣より多額の寄附金を募集したる後なりし爲め、更に御用金を命ずること容易ならざりしより、戸部の奏請に従ひ、各國內債の形式を模倣し、募集の

計を立てたるものなりと稱せらる。其募債條件たるや、戶部奏定の借用商欸辦法に據らんか、償還期限を二箇年半とし、六箇月を一期とし五期に分ち、第二期より各四分の一を償還するものとし、利息は年七分とし閏年には一箇月分を加算することゝ爲せるも、實際の募集に當りては各省必ずしも辦法同一ならざりしが如し(註一)。而して斯の如くにして募集したる内債は、大小の官吏を督勵して強制的に勸誘せし爲め、年末には廣東省の五百萬兩を始めとし、江蘇省百八十四萬兩、山西省百三十萬兩、直隸省百萬兩、北京百萬兩、陝西省三十八萬兩、江西省二十三萬兩、湖北省十四萬兩、其他合計一千二百二萬兩の應募を見たるも、其結果銀價の騰貴を招致したるに加へ、強制募集に對する批難大なりしより、翌年募集の實行を停止し、英獨の外債を以て戰費に充當することゝなり、斯くて支那内債の權輿たりし本企劃は、全く失敗に了れり。

(註一) 北京の如きは、應募者は四大恆と稱する有名なる銀號及其他の錢莊にして、應募額庫平銀一百萬兩に上りしと稱せらるゝが、其條件たるや、期限は二箇年半なるも、利子年八分四厘にして、償還財源には内務府經費を流用充當すとせり。而るに廣東に在りては應募者は忠義公司七十二行商特許賭博商等にして、應募額庫平銀五百萬兩に達したるが、其條件たるや、利子は北京と同じく年八分四厘なるも、期限は六箇年にして之を

十二期に分ち第二期より償還するものとし、一切の事務は廣東稅務司に於て辦理し、償還財源は同省内六開港場の海關稅同阿片厘金稅並に同布政使庫の收入を以て充つることゝせりと云ふ。

次で光緒二十四年(千八百九十八年)我邦に對する賠償金支拂の資に充てん爲め、更に昭信票なる名稱を以て内債を發行せり。當時初めは外債に據らんとせしも、遂に英露の引受競争を惹起し、延て外交上の紛争を醸すに至りし爲め、右中允黃思永の建議に基き、本内債を募集するに至りしものなり。勿論黃氏は官吏に對し強制割當の法を採らんことを主張せしも、戶部は之を斥け官紳商民をして任意に應募せしむることゝせり。戶部奏定の辦理章程に據らんか、債券は之を昭信股票と名づけ、一百兩のもの五十萬張、五百兩のもの六萬張、一千兩のもの二萬張、總計一億兩を發行し、利子年五分、擔保は地租及鹽稅とし、期限は二十年にして十年間据置き、十一年目より分償することゝなし、鹽稅增收の所得額六十萬兩及漕糧綠營經費等の節減剩餘金を以て利子支拂の用に充て、十年後には外債を以て償却基金制を立て辦理すとし、尙債券は自由賣買を准し、償還期に達したるものは地租鹽稅に抵つることを許し、以て人民に對し信を昭に

し、且つ應募額十萬兩以上に至るものは優獎し、五十萬兩以上に至るものは破格に獎賞して、勸誘することとせり。然れども當時尙商民の程度低く公債の何たるかを知らず、從購買するもの極めて少く、纔に應募額山東二十五萬兩、安徽五十萬兩、河南三十萬兩、奉天三十萬兩、江蘇省の如きを以てして尙百二十萬兩にして、其他直隸四川浙江福建山西等を合算するも、未だ五百萬兩に達せず、且つ依然強制募集に對する批難大なりしより、遂に七月股票の發行を停止するに至り、賠償金は英獨の借款に依り交付せり。

光緒三十四年(千九百〇八年)十月郵傳部は、京漢鐵道を白耳義シンヂケートの手より收贖せんが爲め、左記條件を以て一千萬兩の内債募集を企てたるが、當初利權回收熱熾烈なりしに拘らず、殆ど成績の見る可きものなかりき。

- 一、額面價格 一 百元
- 二、利 子 年七分にして毎年三月十日及九月一日に支拂ひ、別に京漢鐵道純益金の四分之一を公債に割當て配當す
- 三、發行價格 一萬元以上十萬元以下は九十九、十萬元以上五十萬元以下は九十八半、五十萬元以上百萬元

以下は九十八、百萬元以上三百萬元以下は九十七半、三百萬元以上は九十七

四、償還期限 十二箇年とし第八年より五箇年間に抽籤償還す

五、特 權 支拂期日到達の本公債證券及利札は交通銀行を始め各官有鐵道及電報局等に於て現金同様に通用するを得

六、特 色 本公債は之を無記名とし自由に賣買譲渡するを得

清朝末年に企てられたる中央政府の内債は、何れも叙上の如く失敗に了れるが、地方内債も同一徹にして、北清事變後利權回收熱の勃興したるに際し、時の直隸總督袁世凱氏は、慨然外債を排し内債募集の一新例を後世に垂れんと欲し、光緒三十一年(千九百〇五年)二月、北洋陸軍擴張の費用に充てんが爲め、四百八十萬兩の直隸公債を募集せんことを企て、左記の如く各種の優待條件を附し、省内各縣に割當て、大縣には二萬四千兩、中縣には一萬八千兩、小縣には一萬二千兩を賦課し、依て以て其功を擧げんことを期したりしも、遂に其目的を達する能はず、我正金銀行より三百萬兩を借入るの已むなきに至れり(註二)。續て之に倣ひ全く同一條件を以て、宣統元年(千九百〇九年)九月湖北省政府は、從來内外商より借入れたる負債を完済せんが爲め、二百四十萬兩の内

債募集を企て、更に翌二年正月安徽省政府に於ても、歳入不足を填補せん爲め、百二十萬兩の内債募集を行ひ、同じく同年八月湖南省政府に於ても、百二十萬兩の募債を爲したるも(註三)、而かも何れも悉く豫期に反し其目的を達する能はず、漸く外債を以て急需を充したり。

叙上の中央地方の各内債は、何れも實蹟を擧ぐるを得ざりしとは云へ、兎に角公募を行ひ應募を強制したるものなれば、幾分は政府財政に寄與せし所ありしならんも、其實收額幾干に達せしやは全く不明にして、中には之を以て捐官即ち官を賣るの用に供したるもの有りしが如しと雖も、遂に償還せられたるもの一も非ざりしが如く、悉く一種の御用金と化し、公債たるの實を失ひたるものとす。而して斯く内債發行の失敗せるは、其事由種々あるべく、由來支那には政治上一種の社會政策實行せられ、可及的資本の集中を防遏し、人民の財産を平均せしめんことを力めたる結果、産業の振はざりしと相俟て、今日に至るも大資本家に乏しく、且つ一般經濟の進歩せざる爲め、概して國內に資本缺如し、資産家と稱するものも概ね土地家屋を所有するに止まるよ

り、從て公債に對し人民に應募力乏しきことの如き、元より成績不良の主なる原因の一なる可けんも、其根本の要因に至りては、一に政府が信を人民に失せるの點に歸せずんばあらず。殊に清朝の末年に至るに従ひ、政府の信用失墜益々甚しく、公債に昭信票なる名稱を冠し、特に人民に向つて信を昭にせざるを得ざるが如き情態なりしを以て、人民は公債の元利の如き元より償還せらるべしとは信せざりしが如くなれば、其失敗たるや固より其所たるなり。御史徐道焜が昭信股票募集に對する效奏の一節に次の言あるに由り、實情の一端を窺知し得可し。

這次詔に依りて勒索を禁ずと雖も、督撫は命を州縣に下し、州縣は其權を吏役に授け、纔に一票を購ふの力ある者に十を以て之を勒す。商民害の甚しきを懼れ、賄囑して以て減免を求め、從て票を購ふ者は其費す所額面に數倍し、又一票を購はずして其費之を購ふに等しきに至る、且各地方官吏は勸誘に當り始めは召喚訊責し次て拘留し、甚しきは鎖を加ふ、商民允諾すれば州縣長官は送納費を貪り、委員は取扱費を請求し、或は妄りに銀質の粗惡を稱へて二三割の割増を求め、適々更迭あれば

則ち恣に勒索し席捲し去る、之を前任者に問へば則ち曰く、既に引繼きたりと、之を後任者に糾せば則ち新任未だ之を悉にせずと、商民は恐れて隱忍せり、故に官紳吏役は公債勸募を聽き私腹を肥すの好機と爲せり云々。

(註二) 直隸公債の募集條件左の如し

- 一、募集金額 四百八十萬兩、額面十兩及百兩の二種
- 二、利 子 第一年は七分とし、毎年一分宛遞加し一割二分に達せしむ
- 三、期 限 六箇年とし第二年より毎年分償す
- 四、償還保證 長蘆鹽運使並に直隸布政使連帶して本公債償還を保證す
- 五、特 權 償還期に達せる本公債證券又は利札は本省内、地租關稅厘金鹽稅捐款等の納付に使用するを得、且五萬兩以上の公債所有者は何時にても官銀號の在銀を檢査するを得
- 六、償還財源 毎元元利償還資金は直隸布政使庫收入より三十萬兩、長蘆鹽運使庫收入より三十五萬兩、永平以下七箇所の鹽厘金十五萬兩、及直隸銀元局剩餘金四十七萬兩、合計百二十萬兩より支出し、本資金は他に流用せず

(註三) 湖北公債、安徽公債及湖南公債は何れも直隸公債に倣ひ發行したるものにして、従つて募集條件の如き全然一律に係り、唯湖北公債が特典として、公債所有者が資金の急需を生じたる場合には、該公債を擔保として、官錢局より必要な金額を借入るゝことを得と爲したるに於て、獨り異彩を放つのみ。

## 第二節 革命前後の内債

清朝の企劃せし内債は、上來叙ぶる如く何れも失敗に歸したるも、而かも其末年に及ぶに従ひ、内憂外患漸く繁く、經費愈々膨脹し財政益々窮窮せるより、更に最後の内國債の發行を企てたり。愛國公債即ち之なり。初め宣統三年(一九一一年)九月度支部の具奏せる募集公債及發行鈔票辦法を資政院の討議に付せしに、資政院は鈔票の發行は畢竟不換紙幣の發行にして、金、元、明の時代に屢次行はれ諸弊百出せし所に係り、清朝の未だ會て行はざる所なりとて、不賛成なりしかども、公債の募集は委員會に於て審査修正し、十月九日愛國公債章程を議決せり。元と本公債は、經常軍需の用に充てんが爲めに企てられたるものなるも、幾ばくもなく革命の亂起りしかば、直に轉じて南方革命軍に對する戰費に充つることとせり。其募集條件左の如し。

### 内 國 債

- 一、發行豫定額 三 千 萬 元
- 二、額 面 額 千元、百元、十元、五元

- 三、利 子 年 六 分
- 四、利 拂 期 五月三十一日及十一月三十日、利札は期限後六箇月を經過せば無効とす
- 五、期 限 九箇年とし四箇年据置第五年より抽籤に依て毎年元金の五分の一宛分償す
- 六、特 典 本公債所有者は任意に之を轉賣し若くは抵當に充つるを得
- 七、擔 保 度支部收入

本公債は一切の經理を大清銀行に委任し、王侯世爵、京大外員、京外各衙門官吏及公務に従事する者は、其收入額に應じ本公債に應募の義務あるものとし、分擔額以上の應募者には徽章を賞與し、義務有る者にして應募せざる者には、倍額の應募を強要し、且つ場合に依りては罰俸に處することを定め、極力勸誘に力め、皇室は卒先して内帑金一千十六萬二千九百十元を以て本公債を認購し範を示したるも、當時南京の革命軍政府に於ても、八釐軍需公債なるものを發行して之に拮抗し、京外の募集區域は勢ひ直隸山西河南の三省に限られたるより、一般の應募者多からず、直隸布政使の購入せしもの二十五萬元、中央司法部の購入せしもの十萬二千三百五十五元、大清銀行及官民の購入せしもの百八萬六千七百七十五元、合計纔に一千百六十萬二千四十元に

過ぎざりしと云ふ。蓋し清朝の威望未だ衰へざる際に於て、年利八分四厘の高利と確實なる擔保を附してだに、尙且内債の募集不成績なりしに、清朝の威信全く地に墜ち人心離散せし當時に於て、其目的を達する能はざりしは固より其所とす。然れども本公債は當時南京政府の發行せし軍需公債と俱に、其後南北統一するに及び、共和政府に繼承せられたるものにして、抑々支那に於て内債の形式を以て今日一般に認められ、政府に於ても一部分なりとも公債の償還を爲したるは、實に本公債を以て嚆矢とす可し。本公債は民國三年政府發表の償還方法に據らんか、元金は民國五年より開始し、同九年中に元利共完済す可かりしものなるも、爾來抽籤を行ふこと四回に止まり、前清皇室内帑金に對する分は、民國元年六厘公債の收入を以て償還を了れるも、其他の分は尙民國十年初に於て未償還額三十二萬六千七百九十元に上りしが、同年の内債整理により年末までに全部償還せり。

革命事變に際し南京政府の發行せし内債は、民國元年八厘軍需公債と稱せられ、一九一二年一月八日南京參議院の議決を経て、臨時大總統の批准を得、發行したるもの

にして、其條件左の如し

- 一、發行豫定額 一億 元
- 二、額 面 額 千元、百元、十元、五元
- 三、募集方法 應募者は應募額の四分の一を七日間内に納入して豫約券を受取り、殘餘は一箇月一回三箇月内に完納するものとす
- 四、利 子 年 八 分
- 五、利 拂 期 毎年二月二日及八月二日
- 六、擔 保 田賦を以てす、但し將來厘金を免除し關稅を増徴するときは其增加關稅を以てす
- 七、期 限 六箇年とし第二年目より毎年五分の一宛分償す

本公債は各省軍政府をして募集せしめ、其募入額の十分の三を地方費として存留し、殘餘を南京政府に解納せしむることとし、政府は南洋其他に在留せる華僑にまで勸誘せしも、結局應募額五百七十七萬一千五百五十元に過ぎず、而かも其多くは安徽、浙江、江西、福建、廣東等の各省都督に於て募集したるものにして、或は廉價にて發售し、或は之を以て軍用品徵發の用に充てたるが爲め、直接民國臨時政府の收入となれるは、極めて僅少なりしが如し。但し其後民國五年正月に至り、北京交通銀行に於て更に百

六十萬元を引受け、發行總額七百三十七萬千五百五十元となれり。本公債は愛國公債と同じく、民國政府に繼承せられ、爾來三回の抽籤償還を行ひ、尙未償還額民國十一年末に於て百七十七萬一千五百五十元に及べり。本公債の民國九年十一月に於ける北京證券交易所の最高相場七十七元六十仙と稱せられ、支那の内債にして市場に取引せらるるもの、最初の公債なり。

### 第二節 民國政府内債

#### 第一 民國元年六厘公債

民國元年中央政府は、四國財團との大借款交渉行惱み、前渡金の交付も停止せらるることとなりしを以て、主として中央財政の補救に充當せんが爲め、一には中國銀行増資の用に充て、二には各種短期借款の償還に供し、三には從來各省の濫發せし紙幣の整理に充てんとの名目を以て、内國債の發行を目論み、翌二年(千九百十三年)二月、民國元年六厘公債條例なるものを成定し、二億元の公債募集を企て、而かも期限は三十五個

年にして、五年間拂置き三十箇年内に抽籤に依て償還すること、せしも、斯る長期の公債は、到底國情に適應せざるや論を俟たざる所にして、而かも其後四國團との間に善後大借款成立せしより、一時本公債の發售は之を見合したるもの、如かりしも、本公債は財政總長に於て財政上の便宜に従ひて分期募集すとの規定なりしより、爾後經費の不足せる毎に、隨時發行し來りしもの、如く、結局發行總額一億三千五百九十八萬五百七十元に達し、尙其外政府各機關の抵押となれるもの六千四百一萬九千四百三十元に及びたり。但し民國十年中央政府の發表せし、内債整理辦法に依らんか、本公債は南京にて發行せしもの百八十萬元及沒收阿片の發賣に依りて發行せしもの一千二百八十萬元の外は、都て額面の四割以内を以て發賣せるものなりと云ひ、今や其價格低落して額面の二割となれりと稱するに依て觀るに、假令市上賣出額一億三千萬元以上なりしも、政府實收額は五千萬元を超ゆること大ならざりしものなる可し。其主なる發行條件左の如し。

一、發行豫定額 二億元

二、額面價格 千元、百元、五十元、十元

三、募集期 財政總長に於て財政上の便宜に従て分期募集す

四、利子 年六分

五、擔保 全國契稅(土地家屋賣買費入登記料)及印紙稅

六、利拂期 六月一日及十二月一日

七、利拂機關 北京上海の中國交通兩銀行及漢口南京南昌の中國銀行

八、期限 五箇年間据置き爾後三十箇年間に抽籤償還す、但毎回の償還金額は財政部總長に於て其

都度公告す

九、發行價格 九十二

因に本公債は其後市價額面額の二割内外に低落せしより、民國十年の内債整理辦法に依り、別に新公債發行せられ、舊債百元に對し新債四十元を交付し整理せられたり。

第二 民國三年內國公債

善後大借款は民國二年中に殆ど費消せられたれば、翌年に至り政府は更に財政上資金を劃策するの必要に迫られ、從來の例に徴し内國債の成功は、到底之を期待し難き



も、去りとして最早外債に頼る能はず、財政の急需已み難きものありたれば、爰に元年公債の要旨を改め、特に民情に適應する條件を以て發行せんことを圖り、三年八月再び内國公債條例を發布せり。本公債は當初單に金融の整理及國庫の補助を目的として企てられたるものなるも、後に至り募債成績の稍見る可きものありしより、更に改めて一には行政費の補助、二には臨時軍事費、三には外國借款の償還、四には實業の振興に充當せんとの名義及用途を定めたり。募集條件の要旨左の如し。

- 一、名 稱 民國三年内國公債
- 二、發行豫定額 一千六百萬元(追加八百萬元)
- 三、額 面 額 一萬元、一千元、百元、五十元、十元
- 四、募 集 期 公債局に於て事情を酌量し分期募集す
- 五、利 子 年 六 分
- 六、利 拂 期 六月末日及十二月末日
- 七、利 拂 機 關 中國交通兩銀行、政府の委任せる外國銀行及信用ある銀號、海關稅務司署、中國交通兩銀行の設けなき地方は該地方の縣公署
- 八、利 拂 基 金 新に公債局なるものを設け、財政交通兩部より一箇年分の利子九十六萬元を公債局の指定

- 九、擔 保 せる外國銀行(滙豐銀行及道勝銀行)に預入れ以て利拂の保證とし、此外財政交通兩部より毎月別に八萬元宛を指定の銀行に預入れ以て毎回の利拂に供す  
利拂擔保としては上記八萬元を交通部鐵道收益中より五萬元、左右翼商稅より三萬元を支出充當し(追加募集額八百萬元に對する分として殺虎口及鳳陽關收稅中より更に毎月四萬元支出することとせり)、且元本償還擔保としては京漢鐵道純益中外債の利子を支拂ひ尙剩す所百八十萬元を以て之に充つ(京漢鐵道純益は英佛の同鐵道回收借款五百萬磅、英の滬杭甬鐵道借款百五十萬磅及一九一一年の日本借款一千萬圓の元利支拂に充つ可きものなれば本公債に對しては第四順位の抵當となれるものなり)
- 十、期 限 十二箇年、三箇年據置、第四年より抽籤法に依り毎年九分の一宛償還す
- 十一、抽籤期日 十二月十五日
- 十二、抽籤地 北 京
- 十三、償還基金法 前記擔保の稍不確實となりしが爲めか、民國七年二月に至り財政部は内地常關稅收入(海關より五十支里以内の分)を以て本公債及後に叙ぶる民國四年公債の還本基金と爲し、總稅務司に委託して保管せしむることとせり。然るに常關稅收入は毎年七百萬内外なるべき筈なるも、實收は僅に二百二十萬元に過ぎざるより、別に法を設けて關稅剩餘金中より之を補充することとせり。即ち總稅務司は民國九年二月に民國三四年公債還本籌款辦法なるものを具呈し、十年一月より支那及各國との間に締結せる關稅管理規則第二條の實行を俟て、

- 十四、特典 毎月關稅剩餘金中より四十萬元宛を支出して三四年公債の還本基金に充つることとせり  
 本公債の債券及利息票は、其元金償還日及利息交付日より一切の租稅納入に用ゐ、又現銀の代用に充つるを得、且本公債は銀行の保證豫備金と爲し、公務上保證金を交納する場合の擔保金と爲し、又臨時之を賣買質入するを得
- 十五、加獎 本公債の第一期募集に應ずる者には、加獎の爲め額面の八十八にて之を與へ、第二期には九十四にて之を與ふ(第三期以後は此限に非ず)

本公債は、叙上の如く一面元利償還の方法を確實にし、財源を指定して支拂を保證し、外國銀行を藉りて以て政府の信を昭にし、公債局を新設して其責を負はしめたると共に、特に債券の使用範圍を擴張して便宜を圖り、極力勸誘に力めたるに加へ、他面更に各省及各資本團をして一定額を引受せしめ、且或は經理規則(民國三年內國債經理規則全文十五條)を發布し、或は公債の信用妨害に關する處罰令(內國公債信用妨害懲罰令全文六條)を規定し、或は又募集に關する獎勵規程(民國三年內國公債經理規則全文七條)を設けて勳章を給與する等、有らゆる方策を盡して只管民心の收攬を籌策せしより、支那公債中初めて稍見るべき成績を示し、豫定發行額を超過するの勢を呈したるより、更に三年十二月二十二日、追加條例を公布し、

八百萬元を増加することとし、斯くて得たる應募總額は二千四百九十二萬六千百十元  
 に上れり(註一)。而して公債局の精算報告に據らんか、發行價格九十四としての實收額  
 二千三百九十萬八千四百一十一元より

一、六厘加獎(發行價額八八の分)	一、五二六、〇六六元
二、第一期先付利子	四〇六、五九五
三、手数料	一、四五九、七三九
四、外省借款打歩	六五、七九四
五、爲替料	二五、八九四
合計	三、五五六、〇九〇

内國債

を差引き、結局政府の實收額は二千四十二萬四千三百二十元なりと稱せらる。但し  
 本公債の募集に當りては、公債の一半は地方各省に送り、袁大總統の威力を以て稍強  
 制的に若干の銀に代え、若くは直接官吏の俸給に充てたるもの、如く、且發行價格の  
 如きも八十八以下のもの決して少なからざりしが如きを以て、政府の實際の收入は恐  
 らく二千萬元を超ゆるが如きことなかりしなる可く、縦し假りに叙上の如く二千萬元

を越ゆるも、約八十の實收に相當し、行政資金としては甚しき高利に失するものと謂はざる可らず。然れども支那内債にして、應募額の發行額を超過したるは、實に本公債を以て濫觴とす可く、内債の發行は不換紙幣の濫發に等しと思惟せられたる支那に於ては、本公債の如きは一大成功と稱して可なり。本公債は七年三月、八年六月及九年六月の三回抽籤償還し、未償還額千三百九十二萬一千七百二十元とす。

(註一) 民國三年内國公債應募額内譯左の如し。

中國銀行	二、八〇〇、〇〇〇元	交通銀行	六、三三八、三七五元
教誼堂	一、〇〇〇、〇〇〇	倡記	五〇〇、〇〇〇
中法銀行	五〇、〇〇〇	殖邊銀行	一〇〇、〇〇〇
直隸	七二〇、九〇五	山東	一、一四〇、九五〇
安徽	二八四、〇〇〇	浙江	九五五、五四五
湖北	一、二一八、四八五	湖南	五六三、五四〇
廣東	三、三五〇、五五五	廣西	一〇〇、〇〇〇
福建	一、二六〇、一一〇	江蘇	一、一六〇、二〇〇
陝西	三三六、〇六五	河南	九六九、八八〇

四川	一、〇四七、〇六五	江西	六〇二、八五五
甘肅	九二、六九〇	黑龍江	一五四、二九〇
熱河	九、八九〇	貴州	一〇〇、〇〇〇
山西	七五〇、三三〇	吉林	一三八、三六〇
綏遠	二、一八〇	雲南	一一、三〇〇
新疆	二二七、二七〇	合計	二四、九二六、一一〇

第三 民國四年内國公債

民國三年末以來、歐洲大戰の爲め、外債は全く望なきに至り、而かも内政の整理尙未だ緒に就かず、財政の窮乏依然として甚しく、年々償還すべき短期内外債のみにて已に四千九百萬元に上れるに、更に四年内に償還すべき短期借款概算一千九百萬元に達し、且四年度の國庫出入概算に於て約五千萬元の不足を示すべき豫定なりしを以て、更に政府は三年内國公債の稍成功せしに乘じ之に倣ひ、國庫補助の爲め、民國四年(千九百十五年)四月一日、四年公債條例を發布せり。其要項を擧ぐれば左の如し(左記以下年公債に同じ)。

一、名稱	民國四年內國公債
二、發行豫定額	二千四百萬元
三、利子	年六分
四、利拂期	四月十二日及十月十二日
五、利拂基金	財政部より一箇年分の利子百四十四萬元を總稅務司に交付し、中國交通兩銀行に預入れ、利子支拂の保證に充て、別に毎月財政部より十二萬元宛を總稅務司に交付し、上記兩銀行に預入れ、每期利子支拂の用に供す
六、支拂機關	元金の償却及利子の支拂は中國交通兩銀行本支店、政府より委託せる外國銀行(滙豐銀行)國內の確實なる商店又は海關稅務司署より支付す
七、擔保	未だ借款の擔保に供せざる全國の常關稅收入及張家口其他の徵收局收入並に山西省の厘金收入とし其額左の如し
	上海及揚州の舊關收入 四七〇、〇〇〇元
	福州厦門舊關及閩安、竹崎、洪厝其他の各關收入 三六〇、〇〇〇
	寧波、温州、漳州舊關收入 二二二、〇〇〇
	廣東、瓊州、汕頭同 五三〇、〇〇〇
	武昌、荊州、漢陽各關收入 七〇〇、〇〇〇
	辰州、寶慶、潼關續收入 三四八、〇〇〇

八、期限	八箇年とし二箇年据置第三年より毎年六分の一宛償還
九、抽籤期日	二月十五日
十、還本基金	三年公債に従ふ
十一、特典	三年公債に同じ
十二、發行價格	九 十
	成都、寧遠、永寧其他各關收入 四二〇、〇〇〇
	廣東、大平關收入 三〇〇、〇〇〇
	張家口、塞北徵收局收入 五四〇、〇〇〇
	山西、全省釐金收入 一、〇〇〇、〇〇〇
	以上合計 四、九〇〇、〇〇〇

斯の如く本公債は其條件三年公債と同一なると共に、更に一面新に總稅務司を關係せしめて償還の期を誤らざるを示し、且其賣出を中國交通兩銀行の外に特に外國銀行たる滙豐銀行に委託し、以て信を厚うせんことを企て、尙他面從來の如く各省に應募額を割當て強制し、且つ南洋各地にも吏員を派し勸誘し、五萬元以上の應募者は之を叙動し、四十萬元以上の應募者の如き最高の勳章たる一等嘉禾章を給することゝ爲

したり。其結果應募額二千五百八十二萬九千九百六十五元に達したり(註二)。而かも其内滙豐銀行の應募額百十五萬元餘に上り、外人の支那内債投資に對する先鞭を示せり。其後本公債は八年二月及九年四月の二回、抽籤償還し、未償還額四百六十三萬八千七百四十元なりとす。

(註二) 四年公債の應募額内譯左の如し。

中國銀行	二、六五九、九〇〇元	交通銀行	三、一三七、六八五元
滙豐銀行	一、一五五、六二五	懷德堂	三四六、二六〇
河南	一、三五二、七七〇	湖南	七二二、二六〇
浙江	七三九、〇〇〇	山東	六六〇、〇〇〇
湖北	一、二〇〇、〇〇〇	山西	一、〇〇四、五九五
奉天	五二三、〇〇〇	福建	一、八一三、〇〇〇
直隸	一、〇二九、二五〇	江西	七一四、九一〇
廣東	一、七〇三、六一五	陝西	一、五九六、四八五
貴州	二〇〇、〇〇〇	廣西	二〇〇、〇〇〇
江蘇	八六四、〇〇〇	雲南	一四九、一六〇
黑龍江	二一〇、〇〇〇	甘肅	四〇〇、〇〇〇

四川	一、〇二三、一四〇	吉林	三〇八、三六五
熱河	五二、二八〇	鹽務署	五八六、七一〇
華僑	一、七五六、七四〇	合計	二五、八二九、九六五

第四 五年六厘公債

以上三年及四年兩内債は、支那に於ける内債として初めて稍成績の見る可きものありしが、是れ上にも叙べたるが如く一面有らゆる方策を施し、一般の信用を得んことに力むると共に、發行價格を低下し若くは勳位を叙し、極力勸誘に力を致したるに加へ、他面各省及銀行等をして殆ど強制的に引受けしめたるが爲めに外ならず。現に中國交通兩銀行の應募額の如き兩債を通じ、前者五百四十餘萬元、後者九百四十餘萬元に上れり。然れども兎も角是に依て支那に於ても公債募集の見込立ち、其途拓けたるより、一方歐洲戰爭中外債に頼る能はざりしと相俟て、更に五年三月六厘公債條例を公布せり。發行定額二千萬元、年利六分、一箇年据置、第二年より抽籤に依り毎年二回元金の六分の一宛三箇年賦を以て償還することとし、全國烟酒公賣收入一千百六十

八萬元を元利償還の擔保と爲せり。本公債は其募集締切期日たる五年十二月末迄には、應募額七百七十五萬五千二百一十元に止まりしも、民國九年に到り儲蓄債券の償還す可きものありしより、未募集額の公債を提して該債券回收の用に供し、結局豫定額二千萬元を發行せり。而して償還は民國九年三月第一回百二十四萬二千四百十元を爲したるのみなりしを以て、十年の内債整理辦法に依り、民國十五年以後三年六期に分ちて償還することゝなれり。従て現存額一千八百七十五萬七千五百九十元に止れり。

#### 第五 儲蓄債券

本債券は外國に於ける富籤公債の例に倣ひ、政費の不足に充當せんが爲め、民國三年十月儲蓄票章程なるものを發布し、一千萬元を發行せり。所定抽籤三回に及び當籤せざるものには、民國七年に其原本を償還するの規定なりしも、國庫窮乏の爲め行はれず、六年十二月に至り、償還期限を延長して七年以降三箇年間に抽籤償還す可く改め、九年に至り上記五年六厘公債を交付して未償元金を回收せり。

#### 第六 七年短期公債

本公債は中國交通兩銀行よりの政府借上金返還の爲め、民國七年四月發行せしものなり。蓋し國庫窮乏の爲め政府が隨時必要に應じ中國交通兩銀行より借上げたる債務額、民國七年初頭に於て已に九千三百萬元の巨額に達するに至り、兩行は之が爲め盛に紙幣を濫發し、遂に兌換不能に陥りたるより、政府は兩行に對する債務を返還し、北京に於ける兩行發行銀行券を整理し、以て金融を維持するの必要に迫られたればなり。發行額四千八百萬元、年利六分、期限五箇年、拾期に分ちて完済し、擔保は、支那が歐洲戰爭に参加せし結果、列國に支拂ひ來りし義和團事件賠償金は、民國六年より五年間元利の支拂を延期せらるゝことゝなりしより、之が財源を以てし、毎月同財源より必要額を總稅務司に交付し利拂に充つることゝせり。而して元利支拂機關は中國交通兩銀行支店出張所を以てし、其設けなき地方に於ては其地方の縣公署を之に充て、毎年規定の如く六月及十二月に於て原本及利息子の償還を爲し來り、未償還額十一年末に於て四百八十萬元に過ぎざるより、本公債は前記三、四年公債と共に信用最も大なり。

#### 第七 七年長期公債

七年短期公債四千八百萬元は、直接中國交通兩銀行に交付し、兩行に對する負債に充當せしも、當時兩行に於ける紙幣發行額及預金額は九千萬元を超え、到底同公債額を以てしては發行紙幣を回収し金融を整理する能はざるより、之が爲め銀行券の價格日に低落し、預金取付の風潮を生じたるより、政府は更に七年四月、民國七年六厘公債なるもの四千五百萬元を發行し、一半は銀行券の回収に充て、一半は政費に流用せり。當時銀行券の市價六割内外なりしを以て、相當應募する者ありて結局全額を發行せり。利子六分、期限二十箇年、十箇年据置とし、擔保は海關を距る五十支里以外の常關收入(五十支里以内の常關は海關の管理にして收入は外債の擔保ともなれり)を以て第二擔保とし、利子は鹽稅剩餘金より支拂ふこととし、其他の條件は七年短期公債と同じくせり。

#### 第八 八年七厘公債

政府の編成せし民國八年度豫算案にては、歳入不足額三億三千八百萬元に上りしより、政府は之を填補せんが爲め、所得稅法を發布施行し、之を擔保として二億元の公債を起さんことを企てたるも、議會の協賛を経る能はざりしより、九年二月に至り國

庫補充の爲め、發行額を五千六百萬元とし、八年七厘公債條例を公布せり。年利七分、五箇年間は利子のみを支拂ひ、第六年より抽籤法に依り毎年總額の十五分の一宛償還し、第二十年に至りて完済することとし、擔保は全國に於て未だ他の借款の擔保とならざる貨物稅收入を以てし、財政部より毎月若干額を支出し指定の銀行に預入れ利拂に充當し、之が支拂機關として中國交通兩銀行及政府の委託せし各官署、銀行並に信用ある商店を以てせり。斯の如く條件不確實なるより、應募者多からず、總發行額三千三百九十五萬元に止まれり。而して本公債は十年の内債整理辦法に依り、整理七厘公債一千三百六十萬元と引換へられたり。

#### 第九 整理金融短期公債

民國七年以來外債の途殆ど杜絶せるより、政府は一に内債若くは銀行借入金に依り餘命を維持するの外なきに至り、爲めに民國九年九月迄に政府の爲したる高利の小口短期借款總額四千萬元に達し、尙其他必要に應じ中國交通兩銀行より借入れたる額亦た少なからずして、依然として兩銀行は銀行券を濫發して之に應じ、借款は轉借に轉

借を以てし漸く一時を彌縫せしが、其結果中國交通兩銀行の信用日に月に薄弱となり、銀行券は其流通力を缺くに至り、延びて爲めに物價は騰貴し、經濟界を攪亂するに至りしより、政府は復たもや九年九月、整理金融短期公債六千萬元を發行し、内二千四百萬元を提供して財政部及交通部の短期借款整理に充て、其餘は内國公債局に交付し、四箇月を以て期限とし銀行券の回收に充當することとせり。年利六分、民國十年より抽籤法に依り六箇年十二回に分ちて償還、即ち毎回總額の十二分の一を償還し、十年三月三十一日より十五年九月三十日に至り全額を完済することとし、擔保は關稅剩餘金とし、總稅務司より毎回の元利償還額の交付を受け、中國交通兩銀行に預入れ利拂に當て、若し關稅剩餘金にして元利償還に不足なる場合には、財政部より之を補充することとせり。本公債に依り中國銀行券二千二百萬三千二百二十三元、交通銀行券一千百九十七萬六千九十九元を回收し、漸く市場の攪亂を防止せり。

以上の外尙民國十年に於て、北支五省饑饉救濟の爲め、四百萬元の賑災公債の發行企劃せられたるも、之が爲め特に外債成立せしより遂に實現せられざりしが如し。

#### 第四節 内債の整理と近年の内債

上來叙べたる内債は何れも公債條例に基き發行したるものなるも、其外近年政府の爲したる借入金若くは短期公債に至りては、其數頗る多く殆ど擧ぐるに違なきに似たり。近年支那に銀行業の新に起れるもの多きが、其目的は主として政府に對する借款にありと言はる。尙其他國庫證券の如きも、民國二年成定の當該章程に依らんか、其發行額歲入豫算を超過せず、發行價格亦た額面と差異なく、利息は年七分五厘を越えず、期限一年以内の條件を以て臨時發行し得る規定にして、満期と共に該證券を以て租稅に充當するを得せしめ、且銀行の保證準備たらしむるを得るものなるが、發行額約千六百萬元を越ゆるに至れり。斯の如くにして成立したる中央政府の内債は、九年末に於て發行總額四億二千萬元に達せり。蓋し革命以後殆ど外債を以て財政を支持し來りし觀ある支那政府は、歐洲戰爭勃發後漸く外債に依ること難きに至り、殊に一九一八年十二月、各國が支那の南北統一する迄は一切の借款を中止す可き旨申合せを爲すに



至りてよりは、外債の途全く杜絶せしより、爾來一に如上の内債及借入金等を以て彌縫し來りしものに外ならず。

叙上の如く近年遽に多數の公債發行せられたるが、前記三年及四年公債の外、七年短期公債が、義和團賠償金延期の爲め生じたる財源を擔保とし、利子は財政部より毎月總稅務司に交付存儲し、支拂に備ふるものなるより、右二公債と共に比較的確實なるも、其他の公債に至りては、果して指定せられたる財源より元利の支拂を爲し得るや否や疑なきを得ず。蓋し各公債は、何れも若干年間据置後、毎年抽籤を以て償還する方法に依れるものなるも、現に愛國公債の如き疾に償還濟ならざる可らざるに、尙民國九年末には未償還額三十二萬元餘に及び、軍需公債及五年公債の如き、期限到達後轉借を行ひ、次で更に期限を延長し、未償還額前者三百二十六萬七千六百四十元、後者六百五十二萬八千五百五元に上れり。尙元年公債の如き、已に償還開始期に達せるに拘はらず、未だ抽籤を行はず、唯期限到達し引續き抽籤を行ひ信用大なるは、一に七年短期公債のみ。從て民國十年初に於ける各公債の市價の如きも、額面の九割以上

を保持せるは、一に右七年短期公債のみにして、其他抽籤償還を繼續せるより、三年公債が七割五分以上、四年公債が八割五分以上を保つの外、五年公債の如き五割内外、七年長期公債の如き四割内外を唱ふるに過ぎず。元年六厘公債の如き一時額面の一分四分、八年公債の如き二割一分に低落せしことありしが、民國十年借款延期の結果、漸く五割内外に回復せり。

斯の如くなるを以て支那内債は、其發行價格の低きと相俟て、利息は最高八分に止まるも、利廻は何れも一割五分以上に當れり。近年支那が稍内債募集の途を開くを得るに至れるも、畢竟之れが爲めに外ならず。然れども其結果一面國民の射倖心を誘發するの弊あると共に、市場利率を上騰せしめ、一般産業の發達を阻止するに至る虞あり。元來支那の如き資金に缺乏せる國に於て、政府が之を一般市場より吸收せんとするは、益々其經濟の進歩を妨ぐることとなるを免れず。

支那内債の以上の如くなるに加へ、漸次償還期に達するもの増加し、民國十年一月中に支拂ふ可き内債の元利合計二千五百八萬五千五百十五元に達す可かりしを以て、

之が整理の必要に迫られ、十年三月内債整理辦法を成定し、償還基金を籌備して、毎月一定額をば總稅務司に交付し、次て各公債を整理するの計を立て、先づ六年及八年公債の如き市價の低落甚しきものは、額面四十元の新公債（整理六厘及七厘公債）を作製して、額面百元の舊公債と取換へ、向ふ十箇年間に償還することとし、且軍需公債は四箇年間に、愛國公債は民國十年内に、五年公債は民國十五年より三年内に各償還することに改め、之が基金として、先づ毎年鹽稅剩餘金より千四百萬元を繰入れ、其他尙不足額は關稅剩餘、鐵道收益及烟酒稅等を以て補充し、關稅收入の如きは、其抵押する所の外國債を償還したる外、剩す所を以て三四年公債及七年短期公債の元利を支拂ひ、更に殘金あらば、全額を内債基金勘定に繰入ることとし、同年四月一日右内債整理事業の管理を總稅務司に委任せり。即ち右整理辦案次の如し。

- (一) 八厘軍需公債は發行總額七百三十七萬一千五百五十元にして、未償還額三百三十七萬一千五百五十元に對しては、民國十年より向ふ四ヶ年間に分ちて全部償還す。
- (二) 愛國公債は發行總額百六十四萬六千七百九十元にして、未償還額三十二萬六千七百九十元に對し、原と北京紙幣を以て計算したるものなるも、價格七割の銀元に改め、十年中に完済す。

- (三) 元年公債は十年二月迄の發行額一億三千五百九十八萬五千七百七十元に達し、其發行價格區々なりしも、今や市價低落して額面の二割内外となれるを以て、額面百圓券を利子六厘の新債券額面四十元のものに改め、向ふ十箇年に完済す。
- (四) 五年公債は發行額二千萬元にして、未償還額一千八百七十五萬七千五百九十元に對しては、民國十五年以後三箇年六期に分ちて償還す。而して三四年公債は民國十四年を以て完済せらる可きを以て、以後該公債償還基金を移して、本公債償還基金に充當す。
- (五) 七年長期公債は民國十八年より償還す可き規定なるが、同年迄には五年公債完済せらる可きを以て、該公債償還基金を移して本公債の償還に充當す。
- (六) 八年七釐公債は發行額三千三百九十五萬元にして、原と第六年目より起り毎年十五分の一宛償還す可き規定なるも、現在の市價に額面の二三割に過ぎざるを以て、別に七釐新債券を發行し、新四十元舊百元の割合を以て引換へ、十年より向ふ十ヶ年に分償完済す。
- (七) 各公債元利償還基金として、常關收入及海關稅剩餘金中より三四年公債及七年短期公債元利を控除せし殘額全部を充當すると共に、尙鹽稅剩餘金中より毎年一千四百萬元を限度として支出し、其額は公債基金需要總額の十二分の七を超過するを得ざることとし、且烟酒稅收入よりも毎年一千萬元を限度として支出し、其額は公債基金需要總額の十二分の五を超過するを得ざることとし、若し烟酒稅收入の不足せる場合には、交通部收入より毎月五十萬元を借入れ、將來烟酒稅整理後同收入より償還す。
- (八) 基金の保管は三四年及七年短期公債辦法に照し、總稅務司に委任し、内國公債局及銀行公會より代表を選出し、

總稅務司と會同辦理せしむ。

右整理案は民國十年三月の國務院令として發布せられ、其結果六年公債の代りに整理六厘公債（發行額五千四百三十九萬二千二百八十元）、八年公債の代りに整理七厘公債（發行額一千三百六十萬元）發行せられ、尙以上二公債にして市上に賣出されず、政府各機關の抵押となれるもの、元年公債に於て六千四百一萬九千四百三十元、八年公債に於て二千二百萬元に上れるを以て、此等に對しても額面の四割を以て、別に整理元年公債（發行額二千五百六十萬元）及整理八年公債（發行額八百八十萬元）なるものを發行し交付せり。而して十年四月内債基金處を組織し、銀行公會よりは中國交通兩銀行を代表とし、總稅務司及公債局代表と會同し、基金保管事宜を辦理することゝなれり。斯くて民國十年度に於て支出せられたる基金額は、鹽稅剩餘金九百五十九萬三千六十一元九十三仙、關稅剩餘金千四百十萬七千二百四十四元三十七仙、常關收入百六十五萬七千三百六十元六仙、交通部收入三百五十萬元、合計二千八百八十餘萬元なりしに對し、支出額は各公債元利二千二百九十五萬八千九百六十八元七十一仙、銀行立替金

三百六萬五千九百九十九元九十八仙、爲替料一萬五千四百五十三元八十三仙、合計二千六百四十萬元餘にして、鹽稅剩餘金其他は規定の如く支出せらるゝことなかりしも、幸ひ同年は關稅剩餘金大なりし爲め、辛うじて之に依りて收支相償ふを得たり。

叙上の如くにして内債の整理漸く其緒に就かんとせしに、其後依然外債を起すの望なく、經費支出の途なきより復たもや政府は左記内債を發行し、益々財政を拾收す可らざる紊亂の深淵に陥れるに至りしぞ是非もなし。

(一) 十年八厘公債 本公債は短期公債を整理し、國庫を補充するの目的を以て、十年七月發行せられたるものにして、總額三千萬元、利子八分、期限十ヶ年、据置二ヶ年、元利償還資金として、交通部郵政收入より年四十萬元、印花稅收入より第一年乃至第三年に於て毎年百二十萬元、第四年乃至第十年に於て毎年二百萬元、津浦鐵道收入より毎年百二十萬元、京師稅務收入より毎年百二十萬元を支出充當するものとし、特に信用を保持する爲め、公債基金管理處を設けたり。

(二) 鹽餘國庫券 本債券は内國銀行に對する短期借入金を償還すると共に、軍政兩費を

補充すとの名目を以て、一に舊曆年末の用に充てん爲め、十一年一月發行したるものにして、發行額一千四百萬元、期限二十箇月、十一年三月より毎月七十萬元宛償還するものとす。但し未だ償還を開始するに至らず。

(三) 十一年八厘短期公債 本公債は仲秋節季支拂の用に充てんが爲め、行政費の緊急を要する經費に充當すと稱し、十一年九月發行したるものにして、總額一千萬元、利子年八分、期限五箇年、即ち十二年五月以降年二回宛償還するものとす。而して之が償還基金として、十一年中に完済せらる可き七年短期公債の基金を充當するものとす。

(四) 償還内外短債八厘公債 本公債は民國八年以來政府の濫興せし短期内外債を整理せんが爲めに、十一年二月發行したるものにして、其發行額九千六百萬圓なるより普通九六公債と稱し、又鹽稅剩餘金を擔保とせるより鹽餘公債とも云ふ。蓋し民國八年以來外債の途絶えたるより、政府は勢ひ零細なる短期高利借款を無方針にて濫興し、而かも此等は凡て中央唯一の重要收入たる鹽稅剩餘金を以て擔保としたるものにして、其額十一年一月末には内債約七千萬元、外債約二千六百萬圓、合計九千六百萬圓に達

し、毎月支拂ふ可き元利約七百萬元、即ち年額八千萬元に上るに至りしが、鹽稅剩餘金收入は一箇年四千萬圓内外に過ぎずして、到底之が需要に應ずる能はざるより、之が整理の必要に迫られ發行せしものに係れり。發行額九千六百萬圓、利子年八分、期限は十二年一月三十一日より六箇年半に於て毎年二回宛分償す。即ち第一回百分の四、第二回乃至第五回百分の七、第六回乃至第九回百分の八、第十回乃至第十三回百分の九宛償還するものとす。而して元利の支拂は鹽稅剩餘金中より整理公債、造幣廠借款國庫債券及上記鹽餘國庫債券に對し基金となれる額を控除したる殘額より、第一年に一千二百萬元、第二年乃至第七年に於て毎年二千萬元宛を支出充用し、而して華府會議の決議に基く關稅現實五分改正の實施後は、之に由て増加せる關稅剩餘金を以て之に充て、尙不足の場合には鹽稅剩餘金を以て之を補充するものとす。

本公債は、條例發布後政府の發表せし所にては、鹽稅剩餘金を擔保とせる内外短期借款百六口總額一億四百萬元に達し、曩に本公債發行理由書に掲げたる九千六百萬圓を超ゆること少なからざりしより、債權者は意想外に債務の複雑せるに不安を懷くに